

# 第71回人口問題審議会総会議事進行予定

平成9年7月25日(金)  
5号館共用第9会議室  
14時00分～16時00分

## 1. 開 会

## 2. 議 題

### (1) 「少子社会を考える市民会議」の報告について (資料1～2)

岩淵 勝好 委員  
宮武 剛 委員

### (2) 各省幹事意見陳述 (資料3～4)

三沢 孝 労働省大臣官房政策調査部総合政策課長  
名取 はにわ 総理府内閣総理大臣官房男女共同参画室長

### (3) 今後の人口についての現状認識及び主要論点について (資料5)

## 3. 閉 会

## 少子社会を考える市民会議の概要

開催 平成9年7月7日(月)

午後1時～4時30分

場所 宮城県仙台市(ホテルロリタン館)

## 会議概要

1 基調講演 国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠 氏  
「少子社会の現状と課題」と題して講演。

## 2 パネルディスカッション

コーディネーター	産経新聞論説委員	岩渕 勝好 氏
パネラー	早稲田大学教授	岡沢 憲芙 氏
〃	名取市増田保育所長	中野 文子 氏
	藤崎百貨店人事部長	野村 満 氏
	宮城県中央児童相談所次長	本間 博彰 氏
	宮城教育大学助教授	宮川 健郎 氏

## ○パネルディスカッションでの意見の概要

- ・ これから日本が直面する少子高齢社会の問題は、意志決定の過程に女性が参加して行かないと解決できないのではないか。
- ・ スウェーデンでは、少子化と高齢化が進むなかで労働人口が徐々に減少していく。これに対応する方法として、①外国人労働力をうけ入れる②女性の社会参加を積極的に促進する③中高年齢層の雇用を促進するを政策選択し、その結果として合計特殊出生率が引き上がった。
- ・ しかし、スウェーデンはEU加盟に伴い、福祉水準をEU諸国並にひきあわせるために福祉のある部分を切り捨てた。その分だけ所得水準が低下し、それに敏感に反応して一時的に今、合計特殊出生率が低下している。
- ・ スウェーデン型の少子・高齢化社会への対応は、男も女も職場で、家庭で、地域社会で役割と責任を分かち合うような男女共同参画社会をつくるのだという視点の中から、少子化の問題に政策対応していった例ではないかと思う。
- ・ 児童福祉法が改正され、保育所に競争原理が入ることとなったが、これは保育所も企業感覚を持つということかと思う。乳児保育や延長保育など、いろいろな需要に相応して、質の高い保育サービスの提供が求められることになる。
- ・ 一時的保育事業については、思っていた以上の利用があった。困ったときに利用できるというのは、母親たちにとって大変よかった、とびつきやすい制度ではなかったかと思う。
- ・ 一時的保育事業の問題点として私的理由での利用を考えると、子どもの利益を最大限尊重する意味で、親、保育者、行政が育児放棄につながらないように考えていかなければならないのではないか。また時間的、人的なゆとりも必要であるし、簡単に利用できる制度にしていくべきだと思う。
- ・ 手近に簡単に利用でき、24時間フレキシブルに使える保育所がない。このようなものに対応するには、公立であるよりも私立の方が動きやすい。
- ・ 女性を守る、働きやすくするという意味で、便利な所に託児所と託老所が一緒にあれば良いのではないか。色々な知識や経験を伝えることもできるし、お互いにとって良い。
- ・ 保育所の中身を豊かにしていかなければならないが、どこも最低基準の枠でぎりぎりで行っている。この点を訴えたい。
- ・ 子育てを支援していくうえで、保育所の役割が非常に大きい。そのときに保育所がもっと機能できるように、保育所を支えていく制度、たとえば保育所の

スーパーバイザー制度などを考えていくべきだ。そうでないと保育所がつぶれてしまう。

- 今の子どもは、総じていえば親の愛に飢えている子どもが増えている。働く母親にとって、時間や心に余裕がない。その解決のためには父親の助けが必要だ。子育て支援の要は、男性の意識改革であると思う。また子育て文化が、若い親に伝わっていないのも問題だ。
- 百貨店という雇用の形態はあるが、20年前に比べると女子職員の平均年齢が10歳のび、また平均勤続年数も3倍近くになっている。
- 企業における育児支援については様々なものがあるが、育児休業制度の利用が芳しくない。親と同居が多いという宮城の特殊性かもしれない。ただ無給になるということから、経済的な負の負担の問題があるのではないか。
- 少子社会の問題の一つとして、子どもが少なくなっていくことで母親たちのつながりが減っていくのではないかという感じがする。母親たちのネットワークが切れていくということが大きな問題のように思う。結果的に父親たちのつながりもなくなり、地域がバラバラになってしまっている。今おきているような様々な少年問題の背景には、そのようなことがあるのかもしれない。
- 女性も、男性に育児や家事をやらせる勇気を持つべきではないかと思う。そこは意外とガードが堅くて「大変だ」といいながら渡さない女性もいる。もしかしたらそこは勇気が必要かもしれない。

[パネルディスカッションのまとめとして]

- 非常に広範で、しかも意見の分かれるテーマであったが、熱心な討議が展開された。
- 橋本総理も国会答弁の中で、直接的な育児支援はもちろんのこと、地域の子育て機能を育てるための環境整備していきたいと答えているが、今日、地域での子育て機能の整備の実践例の披露もあり、心強く感じた。
- 報告として、東京商工会議所が最近提言を出した。一つは人口減少社会対策基本法を制定すべきだということ。二つ目は児童手当を引き上げること。三つ目は労働時間の弾力化である。危機感という点では企業の方が進んでいるのではないか。しかし、企業はさらに育児支援をする制度をつくる必要があるのではないか。
- 社会の仕組みが変わって行く中で、女性が外で働くことが求められる時代がやって来たと思う。このようなとき大事なものは、男性の意識改革ではないか。
- 少子化自体にどう取り組んでいくか。さまざまな議論はあると思うが、「産みたい人が産める環境づくり」がやはり基本ではないか。そのような意味で、子育てのしやすい社会をつくっていくことが大きなテーマではないかと思う。

[会場からの質問]

- 子育てに父親も参加するような仕組みを行政としてつくってもらいたい。等

[会場参加者の感想文]

- 印象に残ったのは「子育てしやすい環境そして社会をつくる」である。自分も出産までの様々なことを考えると不安を感じる。このような不安や心配を取り払うような受け皿をつくっていかなければと強く感じた。(専門校生・女性)
- 現在の日本社会の状況は簡単には変わらない。そのような中では、個人個人の意識改革しか少子化を解決する方法はないように思う。これからどれだけ子育てのしやすい環境をつくっていけるかが問題となり、このことを解決することによって少子化に歯止めがかかるのではないかと思う。(専門校生・女性)

## (開催概要)

少子社会を考える大阪府民会議

「出生率低下と子どもへの影響」

## 1 趣 旨

近年、出生率は急激に減少しており、平成7年度の合計特殊出生率も史上最低の1.42となっており、この傾向は史上最低の水準として1.57ショックを記録した1989年以降、基本的に低下し続けている。

少子化の進行は、将来の社会経済のあり方そのものに深刻な影響を与えることが懸念されている。

このため、現在、国で少子化の問題について本格的な議論をしている人口問題審議会と連携し広く府民の意見を求めるフォーラム（府民会議）を開催し、国の議論への提言につなげていくこととする。

## 2 主 催

厚生省、大阪府、（財）大阪府地域福祉推進財団

## 3 後 援

（社福）全国社会福祉協議会、大阪府市長会、大阪府町村長会

（財）こども未来財団、（社福）大阪府社会福祉協議会

（財）大阪府市町村振興協会

## 4 日 時

平成9年7月10日（木）午後1時30分～5時00分

## 5 場 所

マッセおおさか（大阪府庁新別館5階）

## 6 参加者

一般府民、市町村等関係機関職員 192名

## 7 内 容

13:00 開場・受付

13:30 開会

主催者挨拶

厚生省児童家庭局育成環境課長 畠山 寛

大阪府副知事 松廣屋 慎二

13:40 基調講演「少子社会の現状と課題」

講師 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 高橋 重郷

14:40 休憩

15:00 シンポジウム「出生率低下と子どもへの影響」

○コーディネーター：毎日新聞論説委員 宮武 剛

○シンポジスト：連合大阪政策局長 伊東 文生

（五十音順） 大阪市立大学教授 岩堂 美智子

早稲田大学教授 岡沢 憲美

ドーンセンター館長 津村 明子

くもん子ども研究所長 宮崎 次郎

16:30 全体のまとめ・質疑応答

16:55 閉会挨拶（財）大阪府地域福祉推進財団 枝常務理事

17:00 終了

(基調講演：概要)

○基調講演「少子社会の現状と課題」

講師 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 高橋 重郷 氏

- ・「近年の日本における人口問題（少子社会化）は、戦後にまで逆のぼった社会背景に起因している。」など、データに基づいた少子社会の現状と背景の説明から、将来の日本経済への影響を予測し、参加者への理解を求める内容。

(シンポジウム：概要)

- それぞれのシンポジストより、出生率低下・少子化社会に対する意見を10分にまとめて発表。

○コーディネーター：毎日新聞論説委員 宮武 剛 氏

- ・日本だけでなく、世界的に3化現象（高齢化、少子化、母権化）が起きている。これらは、個別ではなく、全体で考えるべき問題である。

○シンポジスト：連合大阪政策局長 伊東 文生 氏

- ・少子化は克服していかなばならない問題。その理由は以下のとおり。
  - ①兄弟間、先後輩間の関係を通じて、人道的・精神的な成長ができた。少子化ではそれができない。
  - ②老・壮・成のバランスが活力ある社会につながる。
- ・その解決のためには、
  - ①子育てに関する親の不安解消
  - ②男親を中心とした親子の接する時間の拡大
  - ③家庭・地域の教育力の強化が必要。

○シンポジスト：大阪市立大学教授 岩堂 美智子 氏

- ・少子化のよい面として
  - ①女性と子どもに対する男性の見方が変化してきている。
  - ②一人一人が大切にされる時代が来た。
  - ③保育所も質がとわれる。
- ・悪い面として
  - ①地域での遊びの機会や異世代との交流が少ない。
  - ②社会性の育成が困難。
  - ③過保護になり、特定の大人の影響を受ける。
- ・住宅補助、教育費補助など、国や府が思い切った子育て支援をすべき。親だけに子育てを任せるのではなく、地域ぐるみで育てるべき。又、生き方の国際化を。

○シンポジスト：早稲田大学教授 岡沢 憲美 氏

- ・スウェーデンでは、少子化が1930年代に始まり（出生率1.7代）、少子化の政策対応を1960年代から開始。政策の選択肢として、
  - ①出生率を高める。
  - ②労働市場を開放し、外国人を受け入れ。
  - ③女性の社会参加の促進。
  - ④年金受給年齢を引き上げ、中高年雇用を拡大。
  - ⑤経済社会の小型化。であったが、スウェーデンは②③④を採用。
- ・③については、特に男性の家事、育児、炊事権を回復。そのため、時短を推進。（実質年間1,600時間、年休5週間を完全消化。）
- ・現在は、EU加盟により、企業の国際競争力を高めるため、福祉水準の切り下げを実施した。その結果、出生率は低下している。
- ・福祉社会のカギは女性が現在のデモクラシー制度を活用できるかにかかっている。
- ・職場内保育所がもっとあってもいいのではないか。スウェーデンでは、職場保育所あり、駅前保育所あり、在宅保母ありと柔軟な対応がなされている。

- シンポジスト：ドーンセンター館長 津村 明子 氏
  - ・今の若い女性を見ると、出生率は上がらないと確信する。
    - ①子育てはしんどいとの認識。
    - ②子どもと一緒に育っていく気がない。
    - ③小さい時から色々な事が決められる社会教育構造。
  - ・子育てが楽しくならないと出生率は上がらない。
  - ・エンゼルプランは目先のことしか考えていない。児童手当、育児休暇、保育所のいずれもが中途半端。
  - ・抜本的対策が必要。（親の就労に関わらず集団保育が受けられる。子どもも親も豊かにすごせる時間が必要。）
  
- シンポジスト：くもん子ども研究所長 宮崎 次郎 氏
  - ・少子化の背景として、
    - ①産業構造の変化に伴う核家族化の進行
      - 情報社会に伴う在宅勤務を推進すべき
    - ②サービスの外注化が進み、育児も外注化が進んでいる。
      - 金がないと子どもを産み育てられない状況
  - ・親になりたくない、或いは子どもと友達感覚で付き合いたいと願う親の増加。
  - ・バブル崩壊後、父親が家庭に戻ってきている。これを支援するため、生涯賃金と対比し、『生涯労働時間』という概念があてられている。
  - ・団塊の世代までは「後進国の生まれ」、現代の子どもは「先進国の生まれ」
  - ・少子化の中心となるマンパワーは保母、看護婦。経済的・社会的に地位を保障すべき。

(討論)

- ・職場保育が盛んになっていた時期はある。良いということであれば、再開すべき。
- ・児童福祉法の改正について：選択肢がないのが現状。幼稚園、保育所の格差は小さくなってきているが、まだまだ縦割行政の弊害が残っている。子どもを大切にす視点で総合的に考えるべき。
- ・子どもを持つと自由がなくなると思っている。子育ては、個々の親に任せっきりでなく、社会として行うべき。

(会場との主な質疑)

(Q) 地域社会と子ども、親と子どもの関係が希薄という意見があったが、家庭の中で子どもとの関係を深めたい。子どもへの語りかけのアドバイスが欲しい。

(A)

(岩堂氏) 他者を入れるべき。親・兄弟に代わる通訳を入れると良い。

(宮崎氏) 子どもが家庭で社会化されるのは事実。例えば、親との旅行で学校を休める制度（ファミリーホリデー）をつくるべき。自分の家庭は自分で守る。そして、それを支援する社会という図式。

(伊東氏) コミュニケーションが大切。子どもの興味に親も興味を持つべき。子どもの世界に踏み込むことが大切。

(津村氏) 自身の経験としては、沢山の人と接するよう心掛けた。子ども同士の交流は保育所で。子どもが喜ぶことを一緒にすべき。リラックスした中で、会話を弾む。

# 少子化社会を 多角的に議論

200人参加しシンポ

少子社会について考えるシンポジウム「出生率低下と子どもへの影響」(厚生省、府、府地域福祉推進財団主催)が10日、マッセおおさか(府庁新別館)で開かれ約200人が参加した。1995年度の出生率が1.42(昨年度を記録するまで)少子化が進行するなかでの具体的な影響を考へるのが狙い。まず、国立社会保険・人口問題研究所の高橋重徳・人口動向研



少子社会シンポジウムで発言するパネリスト

究部長が「少子社会の現状と課題」について解説。続いて行われたシンポジウムは、宮沢剛・毎日新聞論説副委員長の司会で、伊東文生・連合大阪総括副事務局長▽岩井美智子・大阪市立大教授▽岡沢英実・早稲田大教授▽津村明子・ドー

と提案した。このほか、「父親にも育児休暇を」(伊東氏)「育児のために住宅手当や教育費に対する援助をお願いしたい」(岩井さん)などの意見が出た。

センター館長▽宮崎次郎・くもん子ども研究所長の5人が発言した。

宮沢氏は50年前に少子化が問題化したスウェーデンの例を紹介し、「女性の社会参加の促進と、労働時間短縮の推進、男性は家事、育児をすることが出来る」

## 「少子化をめぐる前提認識と主要論点（案）討議資料」について

労働省

## 1. 「Ⅰ 前提認識」について

この認識自体については、共通の認識を持っている。

## 2. 「Ⅱ 少子社会の姿」について

・ 労働力需給についての見解

労働力供給については、人口減少と労働力率の見込みを踏まえると、労働力人口の伸びは鈍化し、減少に向かうものと見込まれる。

一方、労働力需要については、概ね経済全体の成長率に大きく影響を受けるものとみられる。また、同じ成長率であっても、労働時間短縮の進展やパートタイム労働者のウェイトの増大により一人当たりの労働時間が減少すれば、労働者数でみた労働需要の伸びはより大きなものとなり、また、産業ごとに労働生産性が異なることから、産業構造変化によっても労働力需要の伸びは大きく左右される。

したがって、少子化に伴い労働力不足が生じる可能性について論じるに当たっては、我が国産業の国際競争力の維持、強化のため生産性の向上が課題となっていることや少子化のもたらす国内需要の減少も考慮して、労働力需給についての適切な見通しを持つ必要がある。

また、仮に社会全体を見て量的に労働力不足となったとしても、少子化・高齢化の進行、女性の一層の社会進出、労働者の意識変化等の労働力供給面における変化、急速な技術革新、国際化の進展、産業構造、就業構造の変化等の労働力需要面における変化による様々な需給のミスマッチの存在により失業が増大する可能性もあり、それを踏まえた政策展開が求められるものと認識している。

・ 女性の労働力率と出生率の低下の関係についての見解

出生率の低下は、様々な要因が複雑にからみあった結果であり、女性の労働力率の上昇が直ちに出生率の低下につながるとは認識していない。



- ・ 女性の労働力率と税制、社会保障制度等との関係についての見解

税制、社会保障制度等のために就業調整を行う者がおり、有配偶女性労働者がその能力を十分に発揮していない状況にあることが問題とされている。

したがって、このような制度も関連して現在のような労働力率となっていることを考慮する必要があり、この問題について検討するに当たっては、「女性の就業を始めとするライフスタイルの選択に大きなかかわりを持つ諸制度・慣行については、様々な世帯形態間の公平や諸外国の動向等にも配慮しつつ、個人ライフスタイルの選択に対する中立性等の観点から総合的に検討する必要がある。」という男女共同参画2000年プランの見解を踏まえることが適切と考えている。

### 3. 「Ⅲ 少子化対策の考え方」について

#### (1) 「1 少子社会への対応」について

- ・ 少子社会への対応の基本的方向についての見解

労働力人口の減少が予想され、労働力供給が我が国経済発展のボトルネックとなる可能性はある。

また、現行のシステムを前提とすると社会保障に係る負担が大幅に上昇し、それを支える現役勤労者世代の減少を勘案すると、一人当たりの負担が増加し可処分所得の伸びが低下すると見込まれ、勤労意欲の低下やそれに伴う経済活力の低下、世代間の不公平な格差の拡大などにより、豊かな勤労者生活の実現が困難となる懸念がある。

したがって、経済活力を維持して少子社会を乗り切っていくためには、すべての人がその能力を高めつつ、これを最大限発揮し、労働を通じて社会に貢献することが必要である。このため、すべての人が働きやすい環境を整備することが重要である。その結果、労働によって社会を支える人が増加し、社会保障負担等の軽減にもつながるものと考える。

- ・ 個々人が有している潜在能力の最大限の発揮についての見解

個々人がその有している潜在能力を発揮するためには、職業能力開発が重要であると考える。

- ・ テレワークの推進についての見解

情報通信技術の進展により、場所にとらわれない働き方であるテレワークが普及し

つつあり、通勤負担の軽減、ゆとりある生活の実現、高齢者、障害者等の就業機会の拡大、労働生産性の向上等に資することが期待されていることから、具体的効果を見極めつつ、その普及促進を図ることとしている。

・ 国外からの労働移動、外国人労働者についての見解

我が国の外国人労働者の受入れの基本方針については、平成7年12月に閣議決定された第8次雇用対策基本計画により「我が国の経済社会の活性化や、国際化を図る観点から、専門的、技術的分野の労働者は可能な限り受け入れることとするが、いわゆる単純労働者の受入れについては、我が国経済社会に広範な影響が懸念されることから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する」こととされており、従来からの方針を堅持してきているところであるが、少子化に伴う労働力不足への対応という観点から外国人労働者の受入れについて検討する場合においても、我が国経済社会に広範な影響が及ぶことから、国民のコンセンサスを踏まえつつ、十分慎重に対応する必要がある。

なお、「循環構造」という言葉の下に、国内での労働力移動と国際間での労働力移動を同列に論じている見解があるが、国際間の労働力移動については、言語、習慣面等の相違により、本人にとっても社会にとってもより大きなリスクを伴うという問題があり、労働力の過不足の観点のみによって労働力移動を考えることには種々の問題がある。

(2) 「2 出生率に関する対応」について

イ. 出生率を向上させる努力を行うことの必要性と施策を検討するに当たり配慮すべきことについての見解

平均理想子供数自体は2.64(厚生省人口問題研究所「出生動向基本調査(平成4年)」)と低い水準ではないことから、仮に出生率を向上させる施策を講ずる場合には、子供を生き育てやすい環境を整え、実際の平均出生児数と理想子供数の間のギャップが埋まる可能性を高めることに重点を置くべきである。

ロ. 出生率向上に結びつくことが期待される施策についての見解

・ 出生率向上に結びつくことが期待される施策の基本的方向についての見解

少子社会を迎えるに当たって、すべての人が働きやすい環境を整えることが重要な政策課題であるが、特に女性が働きながら安心して子供を生むことができる環境を整備することが重要である。

・ 継続就業のための環境整備についての見解

労働省においては、労働時間の短縮を推進しているほか、

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業制度の定着に向けての、事業主や労働者に対するきめ細かな相談、指導の実施
  - ② 育児休業給付、奨励金の支給等による育児休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境の整備
  - ③ 事業所内託児施設を設置する事業主に対する助成金の支給等、育児を行う労働者が働き続けやすい環境の整備
  - ④ 育児のために退職した者に対する再就職の支援
- など、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための対策を推進しており、継続就業できる環境整備、再就職支援ともに取り組んでいるところであり、今後とも充実していきたいと考えている。

・ 育児休業取得者の代替要員についての見解

育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業については、港湾運送業務、建設業務及び政令で定める業務（警備業務）以外の業務について行うことができること等を内容とする特例措置が平成8年12月より施行されているところである。

・ 職業紹介への民間参入についての見解

有料職業紹介事業制度については、平成9年3月の規制緩和推進計画に基づき、平成7年12月14日の行政改革委員会における意見を尊重し、平成8年12月24日の公労使三者構成の中央職業安定審議会における建議を踏まえ、平成9年4月1日から、制度の改正が行われた。

これにより、取扱職業については大幅に拡大され、ネガティブリスト化されるとともに、紹介手数料については、従来の紹介手数料に加え、コンサルティング、カウンセリング、求職・求人開拓等の多様なサービスについて、そのサービスの種類及び内容ごとに区分した上で、紹介手数料（第2種）を明確に定めていることについて承認を受けることにより、紹介手数料の徴収額を自由に設定できることとされたものである。

・ 女性の就労に関する意識についての見解

男女共同参画に関する世論調査(1995年7月)によると、専業主婦を望む女性は22.3%、逆に仕事と育児の両立を望む女性は72.3%となっている。特に、「子どもができてみずっと職業を続ける方がよい」とする女性は、1972年の11.5%から1995年の32.5%へと大幅に増加している。

男女共同参画2000年プランのスタートに当たって

# 男女共同参画の現状と施策

—男女共同参画2000年プランに関する報告書(第1回)—

## 概 要

これは男女共同参画の現状と施策(第1回)の要旨を総理府でまとめたものであり、引用等については直接本報告によらねたい。

総 理 府

平成9年7月

## はじめに

男女共同参画推進本部（本部長 内閣総理大臣）は、平成8年12月、「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（以下「男女共同参画2000年プラン」という。）を決定した。

男女共同参画2000年プランは、平成7年（1995年）到北京で開催された第4回世界女性会議で採択された「行動綱領」や、平成8年7月男女共同参画審議会（会長 縫田曄子）から答申された「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造ー」を踏まえ策定された。また、策定過程で広く国民各層の意見・要望を聴き、可能な限りこれを反映させた。

こうして策定された男女共同参画2000年プランでは、あらゆる分野における社会制度や慣行を男女平等の視点から見直し、男女共同参画を推進していく社会システムを構築していくことを重視するとともに、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」、「メディアにおける女性の人権の尊重」、「生涯を通じた女性の健康支援」といった新たな課題を重点目標として取り上げている。男女共同参画2000年プランを着実に推進することは、21世紀を切り開く新たな価値を創造し、男女が共により質の高い生活を送ることができる社会の形成のための基本であり、その進捗状況のフォローアップは極めて重要である。

本報告書は、この男女共同参画2000年プランの第1回報告書（国内行動計画の報告書としては通算10回目の報告書）である。名称も従来の「女性の現状と施策」から「男女共同参画の現状と施策」に改めた。

第1部の現状編においては、男女共同参画2000年プランにおける目標設定の背景となった我が国の男女共同参画の現状を、また、第2部の施策編においては、男女共同参画に関わる我が国の施策を平成7年4月から8年12月までの状況を中心に男女共同参画2000年プランに掲げた目標におおむね沿ってまとめた。本報告書は、男女共同参画2000年プランの出発点における我が国の男女共同参画の現状と施策の状況を明らかにすることによって、今後の我が国における男女共同参画の進捗状況及び男女共同参画2000年プランの推進状況のフォローアップに役立てようとするものである。

# 男女共同参画の現状と施策

## 第1部・現状

第1章 政策・方針決定過程への女性の参画	1
1 政策・方針決定過程への女性の参画	1
第2章 職場、家庭、地域への男女の共同参画	3
1 男女の性別役割分業	3
2 就業の分野における男女の共同参画	5
3 男女の家庭・地域生活	9
4 高齢男女の暮らし	11
第3章 女性の人権	13
1 女性に対する暴力	13
2 メディアにおける女性の人権	16
3 生涯を通じた女性の健康	17
4 男女共同参画を推進する教育・学習	18

## 第2部・施策の推進

第1章 男女共同参画を推進する社会システムの構築	20
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	20
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	20
第2章 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現	20
1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	20
2 農山漁村におけるパートナーシップの確立	21
3 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援	21
4 高齢者が安心して暮らせる条件の整備	22
第3章 女性の人権が推進・擁護される社会の形成	22
1 女性に対するあらゆる暴力の根絶	22
2 メディアにおける女性の人権の尊重	23
3 生涯を通じた女性の健康支援	23
4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実	23
第4章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	24
第5章 計画の推進	24
1 施策の積極的展開と定期的フォローアップ	24
2 調査研究、情報の収集・整備・提供	25
3 国内本部機構の組織・機能強化	25
4 国、地方公共団体、NGOの連携強化、全国的取組体制の強化	25

# 第1部 現状

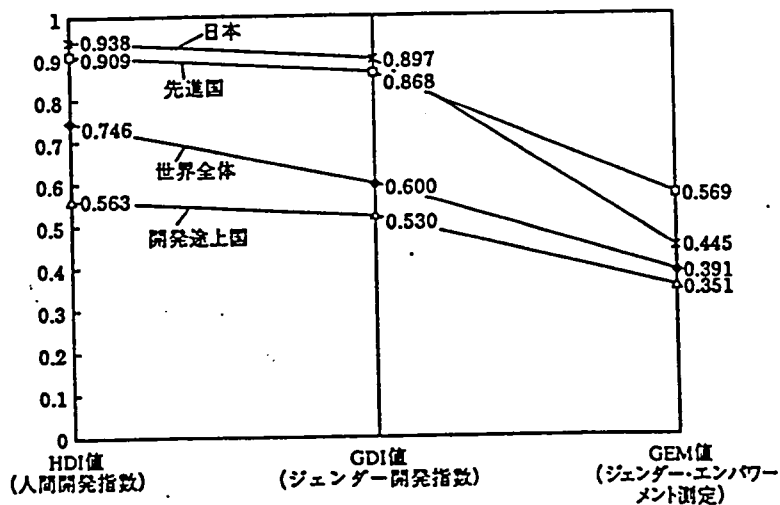
## 第1章 政策・方針決定過程への女性の参画

### 1 政策・方針決定過程への女性の参画

#### 女性の参画状況の国際比較

・ UNDP (国連開発計画) が開発した人間開発に関する指標<sup>注)</sup> について我が国の順位付けをみると、HDI については世界第3位、GDI については第12位となっているが、GEM について第37位まで後退する。このことから、我が国は、基本的な人間の能力の開発という点においては国際的にみて大変優れた状況にあり、女性の能力の開発もかなり進んでいるが、それを発揮する機会が十分あるかどうかという点では、大きな課題が残されているといえる(図1)。

図1 HDI, GDI, GEMの国際比較



資料出所：UNDP (国連開発計画) 「人間開発報告書」(1996年)

注) HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

基本的な人間の能力が平均どこまで伸びたかを測るもので、その基礎となる「長寿を全うできる健康な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準(成人識字率と就学率)、国民所得を用いて算出している。

なお、HDIは、国民全体の平均的な状況を表すもので、社会の様々なグループ間の配分の不平等については考慮されていない。

GDI ジェンダー<sup>(注)</sup> 開発指数 (Gender-Related Development Index)

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間で見られる達成度の不平等に注目したもの。

HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差をペナルティーとして割り引くことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置づけることができる。

(注)「ジェンダー」とは社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。

GEM ジェンダー・エンパワーメント<sup>(注)</sup> 測定 (Gender Empowerment Measure)

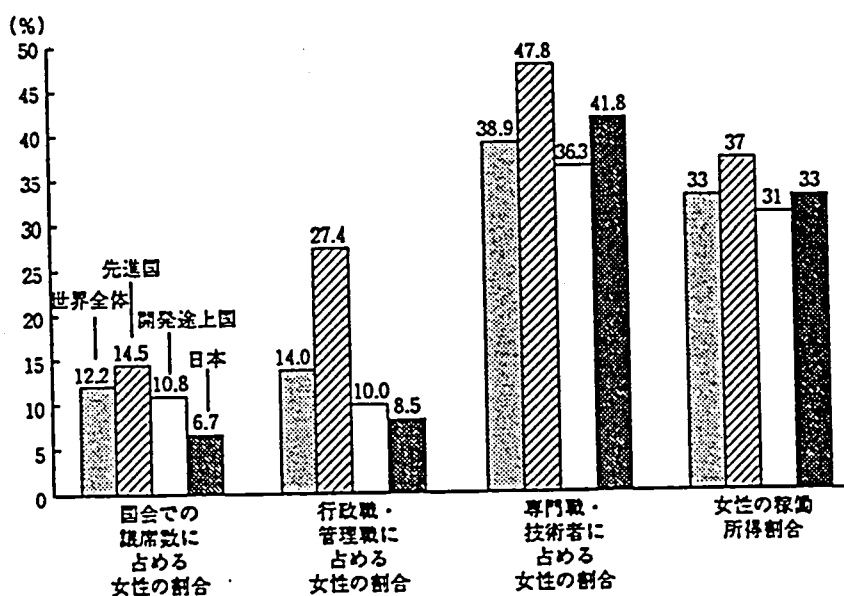
女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDI、GDIが能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかを焦点を当てている。

具体的には、女性の稼働所得割合、専門職・技術職・管理職に占める女性の割合、国会議員に占める女性の割合を用いて算出している。

(注)「エンパワーメント」とは「力をつけること」の意。具体的には、自ら意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的及び文化的に力をもった存在となることを意味している。

・我が国のGEMを第37位まで引き下げている理由を見ると、GEMの算出に用いられている「国会での議席数に占める女性の割合」、「行政職・管理職に占める女性の割合」が特に低く、政策・方針決定過程への女性の参画、特に公的部門での政策・方針決定過程への進出の後れが主たる要因となっていることがわかる(図2)。

図2 GEMの構成要素の国際比較



資料出所: UNDP (国連開発計画)「人間開発報告書」(1996年)

### 政策に民意は反映されているか

・国の政策に国民の考えや意見がどの程度反映されているかという点については、女性の方が男性と比べて満足度が低い(表1)。それならば、何故自ら政治の場へ参画しないのかという点については、男性優位の組織運営を女性の政治・社会参画の阻害要因として挙げるものが最も多くなっている(表2)。

表1 国の政策に民意はどの程度反映されているか

	該当者数	反映されている (小計)			反映されていない (小計)			わからない
		か な り 反 映 さ れ て い る	さ る 程 度 反 映 さ れ て い る	あ ま り 反 映 さ れ て い な い	あ ま り 反 映 さ れ て い な い	ほ と ん ど 反 映 さ れ て い な い		
	人	%	%	%	%	%	%	%
総数	7,022	21.5	2.1	19.4	73.0	53.9	19.1	5.5
女性	3,873	17.8	1.9	15.9	74.5	57.2	17.2	7.7
男性	3,149	26.0	2.3	23.7	71.2	49.8	21.3	2.8

資料出所: 総理府「社会意識に関する世論調査」(平成7年)により作成。



表2 女性の政治・社会参画を阻害する要因

(%)

	男性優位の組織運営	女性側の性別役割意識	男性側の性別役割意識	家族の支援協力が不十分	女性の家庭内役割の重さ	人的ネットワーク不足	経済的ネットワーク不足	その他
キャリア層 注)	71.6	25.4	33.3	5.3	22.2	17.7	15.8	3.6
活動層 注)	62.5	25.4	30.4	11.0	27.3	13.8	14.4	2.3

注：調査地域は東京都。キャリア層とは、都議会議員及び区市町村議会議員の女性、東京都・区市町村管理職の女性、全国規模の女性団体の代表者及び役員の女性をいう。活動層とは、消費者団体メンバー、労働組合メンバー、市民グループメンバーをいう。

資料出所：財団法人東京女性財団「女性の政治・社会意識の形成過程に関する調査」（平成5年）

## 第2章 職場、家庭、地域への男女の共同参画

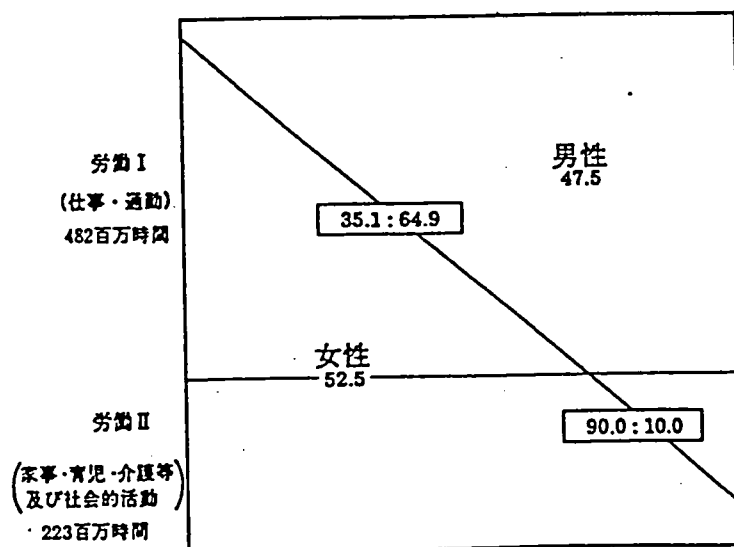
### 1 男女の性別役割分業

#### 女性は天(社会)の半分を支えているか

・仕事・通勤等収入を伴う仕事等に係る総時間の35.1%を女性が、64.9%を男性が担っているのに対し、家事、介護・看護、育児等に係る総時間については90.0%を女性が、10.0%を男性が担っている。これらを合計した全体についてみると52.5%を女性が、47.5%を男性が担っており、総体としては、女性が社会の半分以上を支えている(図3)。

・また、その支え方は男女それぞれの生活スタイルによって大きく異なっている(図4)。

図3 天の半分を支える女性—労働の種類と担い手—



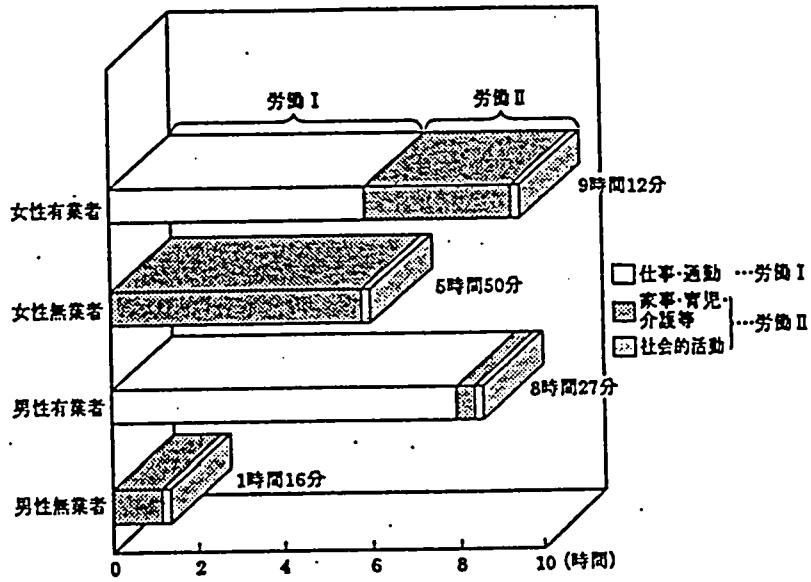
注：(1) 調査対象は15歳以上の者。

(2) 「無業者」で「通学」している者を除いて集計した。

(3) 労働Ⅰは、「仕事(収入を伴う仕事)」「通勤(仕事をしつつ通学している者の通学時間を含む)」。労働Ⅱは、「家事」「介護・看護」「育児」「買い物」及び「社会的活動」を合計したもの。

資料出所：総務庁「社会生活基本調査」(平成3年)より作成。

図4 男女の1日の労働時間



注：(1) 調査対象は 15 歳以上の者。  
 (2) 「無業者」であって「通学」している者を除いて集計した。  
 (3) 「仕事・通勤」には「仕事（収入を伴う仕事）」及び「通勤（仕事をしつつ通学している者の通学時間を含む）」が、「家事・育児・介護等」には、「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」が含まれる。  
 資料出所：総務庁「社会生活基本調査」（平成 3 年）

## 2 就業の分野における男女の共同参画

### 残る女性のM字カーブ

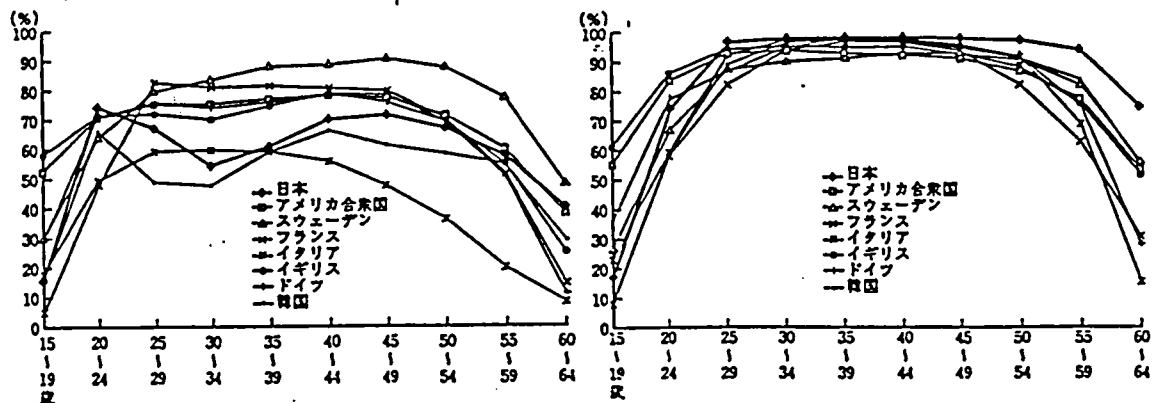
・我が国の女性の労働力人口は、昭和50年以降年々増加しており、平成7年には労働力人口全体に占める女性の割合は39.7%とこれまでで最も高くなった。

・男女の年齢別労働力率のグラフを比較すると、女性の労働力率の上昇によりいわゆるM字カーブは上方にシフトしているものの形状は依然として残っており、男女の状況は大きく異なっている。なお、主要国について国際比較をすると、女性の年齢別労働力率が我が国と同じようにM字の形状を示すものは、調査対象国の中では韓国のみである。

### 国際的にも高い男性の労働力率

・男女の労働力率の差は、我が国では27.6ポイントで、国際的にみても大きい。  
 ・また、男性については、我が国の労働力率が10歳代及び20歳代の前半を除いて、調査対象国中最も高く、労働市場への参加度が生涯を通じてきわめて高いことがわかる(図5)。

図5 (1)年齢別労働力率の国際比較(女性) (2)年齢別労働力率の国際比較(男性)



注：(1) アメリカ合衆国、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。

(2) イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。

(3) イギリスは1993年、イタリアは1994年、その他の国は1995年の数値である。

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics」(1994, 1995, 1996年)

### 女性雇用者像の変化

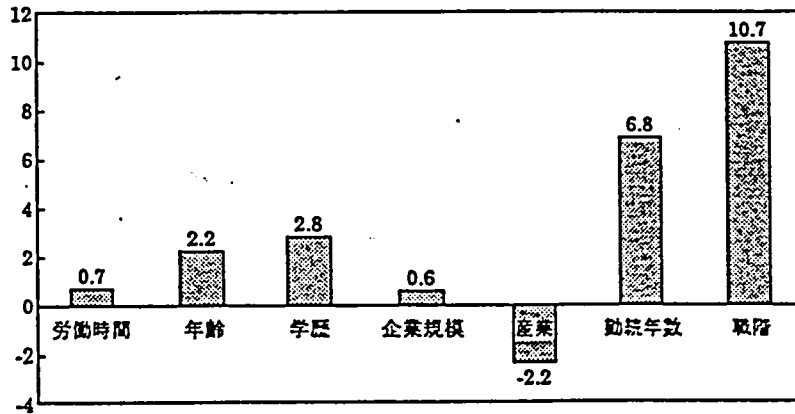
・女性雇用者の平均年齢は年々上昇し、平成7年には36.5歳となった。また、平均勤続年数も伸長し、7.9年となっている。管理職の比率も増加してきており、部長、課長、係長に占める割合は、それぞれ平成7年では1.3%、2.8%、7.3%となっている。

### 男女の賃金格差の要因は何か

・平成7年時点の労働者の所定内給与額は、男性を100とすると女性が62.5と、男性のおよそ6割にとどまっている。

・男女の賃金格差については、職階(部長、課長、係長への昇進の状況)や勤続年数などの要因が与える影響が大きいと考えられる(図6)。

図6 男女の賃金格差の要因



注：(1) 労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)結果を用いて算出。  
 (2) 労働時間については、時間当たり賃金により格差を再計算した。その他の項目については、それぞれの項目について、女性の労働者構成が男性と同じと仮定して算出した女性の平均所定内給与額を用いて男性との比較を行った場合、格差がどの程度縮小するかをみたもの。  
 なお、原則として規模10人以上の民間企業の全労働者(パートタイム労働者は含まれていない)について計算したが、産業による調整については、電気・ガス・熱供給・水道業及び運輸・通信業を含んでおらず、また、職階による調整については、規模100人以上の企業の部長、課長、係長、非職階のいずれかに属する労働者(規模100人以上の企業の全労働者の約90%)について計算した。このため、産業及び職階による調査結果については、他の要因による調整結果と比較する際に注意する必要がある。

進む就業形態の多様化

・女性の就業の特徴として、パートタイマーを始めとするいわゆる非正社員の数が増加しており、平成6年では女性の全労働者の38.6%が非正社員となっている(表3)。

表3 就業形態別の労働者割合

	計	正社員	非正社員	(%)					
				出向社員	派遣労働者	パートタイマー	臨時・日雇	契約・登録社員	その他
男女計	100.0	77.2	22.8	1.4	0.7	13.7	4.4	1.7	1.0
女性	100.0	61.4	38.6	0.5	1.2	28.6	5.1	2.2	1.0
男性	100.0	86.9	13.1	1.9	0.4	4.4	3.9	1.4	1.0

注： 常用労働者5人以上の事業所。  
 資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」(平成6年)

## 農山漁村の女性

・農業には、225万9千人（全就業人口の56.9%）、林業には、1万4千人（全就業人口の16.6%）及び漁業には5万4千人（全就業人口の17.9%）の女性が従事している。

・農業委員、農協・漁協の正組合員・役員など、政策・方針決定過程に参画する女性の割合は極めて低い水準にあるものの、農業委員、農協の役員については、近年改善の兆しが見られており、今後の一層の進展が期待できる(表4)。

表4 農林水産業における女性の政策・方針決定への参画

(単位：人、%)

年 度	平成元年	2	3	4	5	6	7
農業委員数 うち女性 女性の割合	62,430 75 (0.12)	62,524 93 (0.15)	62,166 101 (0.16)	61,760 103 (0.17)	61,531 175 (0.28)	61,236 181 (0.30)	60,917 203 (0.33)
農協正組合員数 うち女性 女性の割合	5,543,000 646,000 (11.65)	5,537,547 668,468 (12.07)	5,526,337 675,188 (12.22)	5,507,811 693,331 (12.59)	5,477,004 703,641 (12.85)	5,454,037 693,442 (12.71)	5,432,260 707,117 (13.02)
農協役員数 うち女性 女性の割合	71,435 58 (0.08)	68,611 70 (0.10)	66,538 73 (0.11)	63,873 80 (0.13)	59,596 92 (0.15)	55,422 97 (0.18)	50,735 102 (0.20)
漁協正組合員数 うち女性 女性の割合	360,237 19,333 (5.37)	354,116 20,425 (5.77)	346,671 21,486 (6.20)	338,396 20,365 (6.02)	330,299 19,508 (5.91)	324,484 19,288 (5.94)	-
漁協役員数 うち女性 女性の割合	22,316 21 (0.09)	22,022 22 (0.10)	21,859 21 (0.10)	21,673 27 (0.12)	21,180 35 (0.17)	20,886 27 (0.13)	-

注：農業委員：各年8月1日現在。ただし、平成2年及び5年以降は10月1日現在

農 協：各事業年度末（農協により12月末～3月末）現在

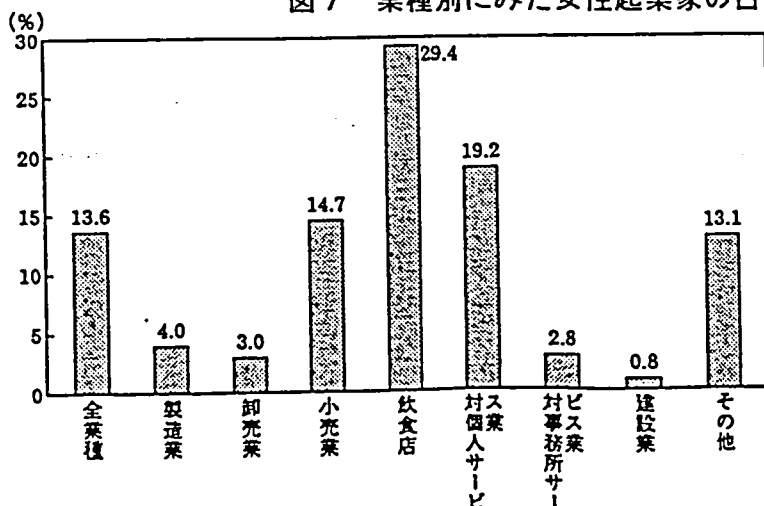
漁 協：各年度3月31日現在

資料出所：農林水産省経済局総務課，農業協同組合課，水産庁協同組合課調べ。

## 女性起業家

・新規開業のうち女性が起業した割合は、13.6%となっている。これを業種別にみると、最も女性比率が高いのは飲食店の29.4%、次いで対個人サービスの19.2%、小売業の14.7%と、第3次産業で女性の比率が高くなっている(図7)。

図7 業種別にみた女性起業家の占める割合

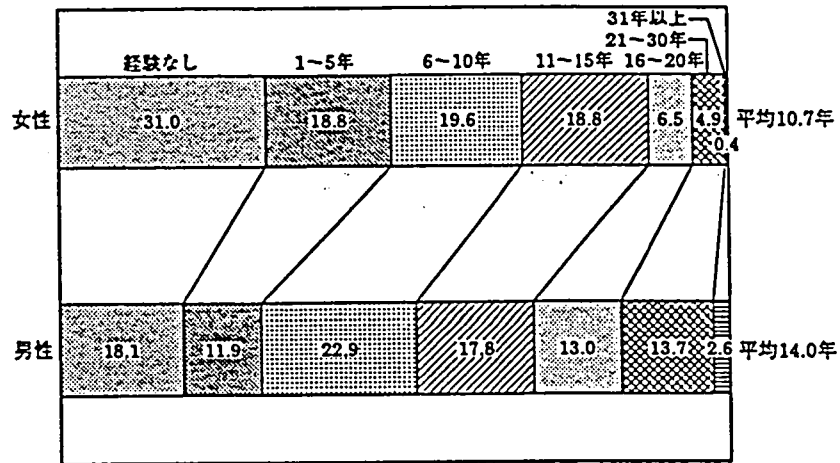


注：国民金融公庫が平成7年4月から9月に融資した企業のうち、融資時点で開業後1年以内の企業（開業前の企業を含む）7,479社を対象に調査。有効回答率26.2%。

資料出所：国民金融公庫  
「新規開業実態調査」（平成8年）

・開業前、関連する仕事に携わった経験を見ると、全般に男性の方が長く、平均経験年数は、男性14.0年に対し、女性10.7年と3年以上の差がある。また、経験の全くない者は男性では18.1%であるのに対し、女性では31.0%に上っている(図8)。

図8 関連する仕事に携わった経験 (単位: %)

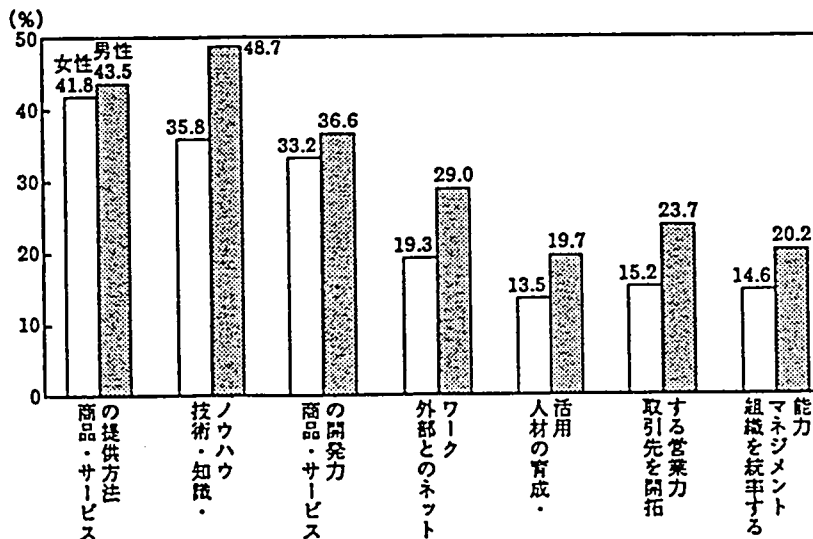


注：国民金融公庫が平成7年4月から9月に融資した企業のうち、融資時点で開業後1年以内の企業（開業前の企業を含む）7,479社を対象に調査。有効回答率26.2%。

資料出所：国民金融公庫「新規開業実態調査」（平成8年）

・経営資源に対する自己評価も男性の方が高く、特に「技術・知識・ノウハウ」、「外部とのネットワーク」、「取引先を開拓する営業力」については男女の差が大きい(図9)。

図9 経営資源に対する自己評価



注：(1) 国民金融公庫が平成7年4月から9月に融資した企業のうち、融資時点で開業後1年以内の企業（開業前の企業を含む）7,479社を対象に調査。有効回答率26.2%。

(2) 他社に比べ「優れている」と答えた企業の割合。

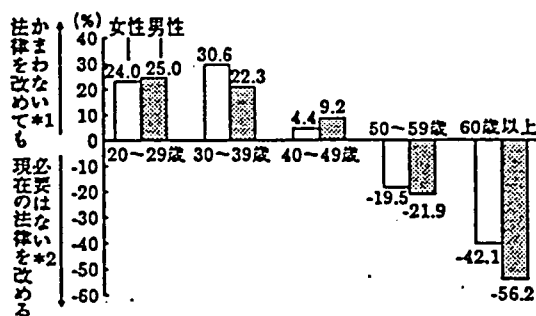
資料出所：国民金融公庫「新規開業実態調査」（平成8年）

### 3 男女の家庭・地域生活

#### 世代で異なる選択的夫婦別氏制度に対する考え方

・夫婦別氏制度について、「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字(姓)を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」とする者の割合から「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」とする者の割合を引いた数値を性・年齢別にみると、むしろ男女間の意見の差は小さく、世代間で意見の差が大きい(図10)。

図10 選択的夫婦別氏制度に関する賛否



注：\*1「夫婦が婚姻前の名字(姓)を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字を名乗ることができるように法律を改めてもかまわない」とする者の割合から、\*2「婚姻をする以上、夫婦は必ず同じ名字(姓)を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」とする者の割合を引いたもの。

資料出所：総理府「家族法に関する世論調査」(平成8年)により作成。

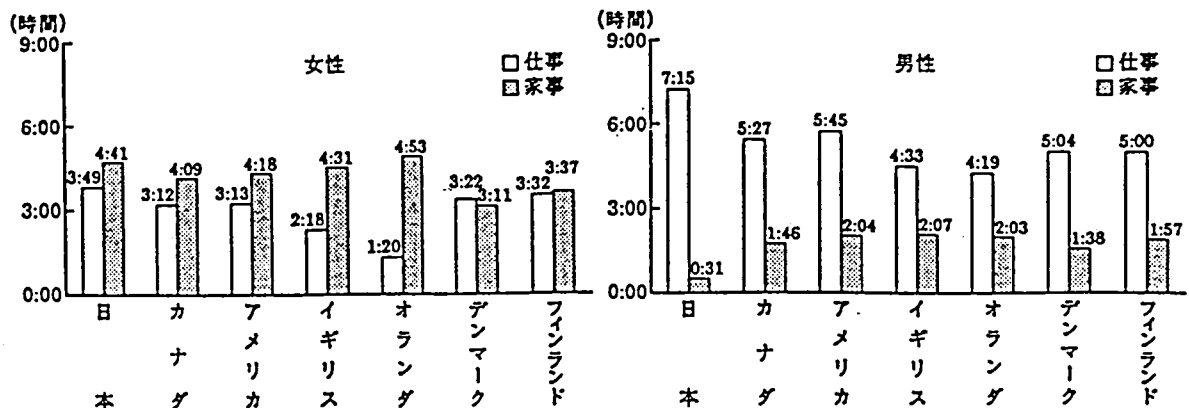
#### 統計史上最高となった離婚件数、離婚率

・平成7年には、離婚件数は19万9千件、離婚率(人口千対)は1.60と、共に統計史上最高を記録した。

#### 男女の家庭生活への参画

・我が国の男性は、他の国の男性に比べ仕事時間が長い一方、家事時間が少ないことが際立っている(図11)。

図11 生活時間の国際比較



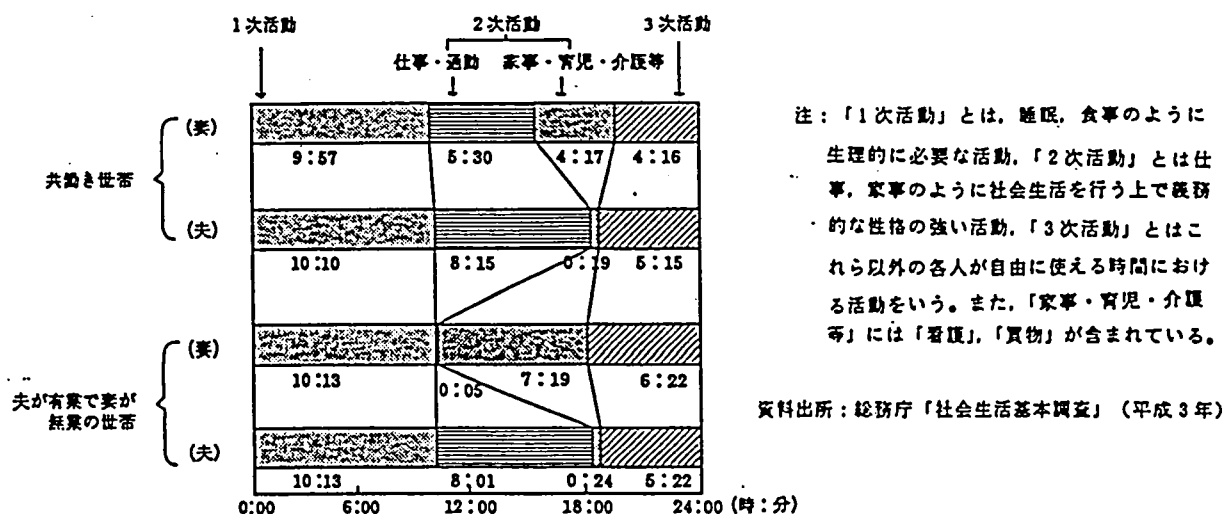
注：(1) 「仕事」には通勤時間は含まれていない。「家事」には育児、介護、買い物が含まれている。

(2) 日本は1990年、イギリス、デンマーク、フィンランドは1987年、カナダは1986年、アメリカ、オランダは1985年の数値。

資料出所：NHK放送文化研究所「生活時間の国際比較」(1994年)

・家事時間も含め、夫の生活時間は、共働き家庭も専業主婦のいる家庭もほぼ等しく、夫は妻の働き方によっては生活スタイルを変えないことがわかる(図 12)。

図 12 夫婦の生活時間



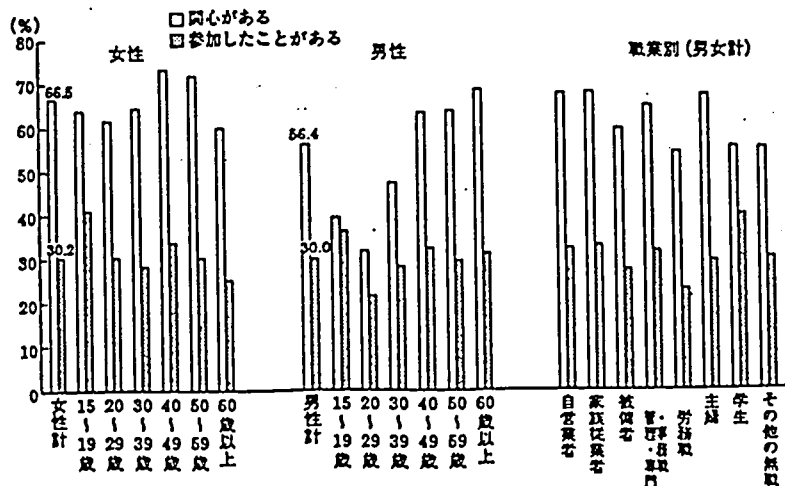
地域社会への男女の共同参画

・過去1年間に社会的活動を行った者の割合は、女性 31.5%、男性 28.3%と女性の方がやや高く、専業主婦についてみると、33.2%と女性全体よりわずかではあるが高くなっている。

参加時間を1日平均にすると、男女とも5分であるが、専業主婦は6分とやや長くなっている。

・ボランティア活動について、女性では関心を持っている者が 66.5%と男性の 56.4%に比べ高い一方、実際の参加経験をみると、男女ともほぼ 30%で、関心のある層の半分程度にとどまっており、職業別に見ると自営業者、家族従業者、主婦の関心が高いが、実際の参加経験では学生の割合が高い(図 13)。

図 13 ボランティア活動への関心と参加経験



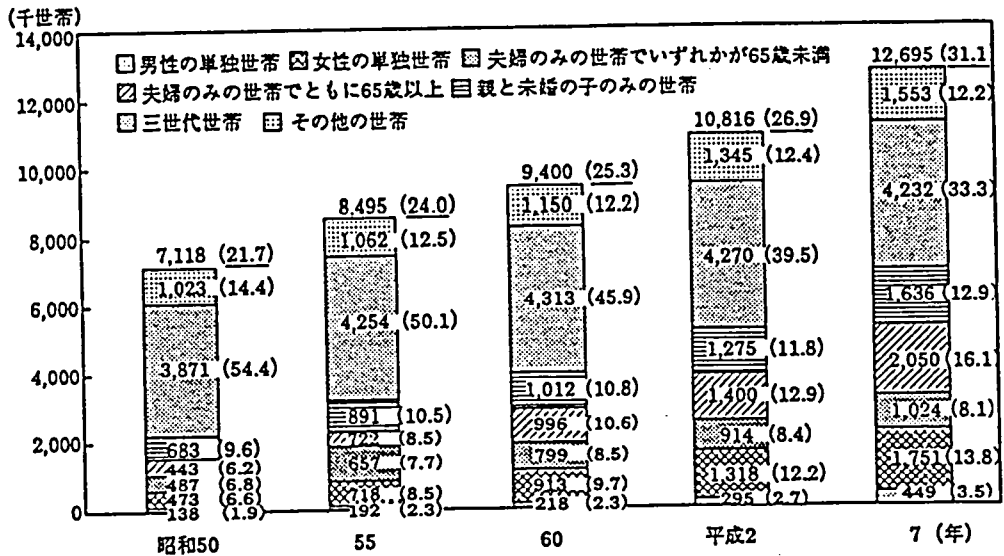
資料出所：総務府「生涯学習とボランティア活動に関する世論調査」（平成5年）



#### 4 高齢男女の暮らし

・65歳以上の高齢者のいる世帯について、世帯構造別にみると、三世帯世帯の割合が最も高いが、その割合は年々低下している。また、単独世帯のうち女性の単独世帯の増加が著しく、昭和50年には6.6%だった割合が平成7年には13.8%となっている(図14)。

図14 世帯構造別にみた65歳以上の高齢者のいる世帯数の年次推移

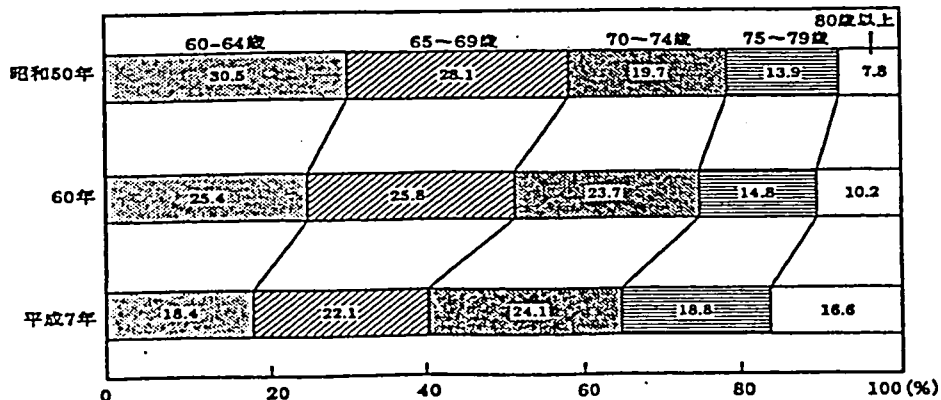


注：(1) 平成7年については兵庫県が含まれていない。  
 (2) ( ) は65歳以上の高齢者のいる世帯数に占める割合。なお、下線部分については、全世帯に占める割合である。  
 資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」

#### 高齢化する女性の単独世帯

・高齢者世帯のうち女性の単独世帯について、世帯主の年齢階級別構成割合の年次変化をみると、60歳代では割合が減少しているのに対し、70歳以上、特に80歳以上の区分では平成7年には昭和50年の2倍以上に増加しており、女性の単独世帯の高齢化は急速に進行している(図15)。

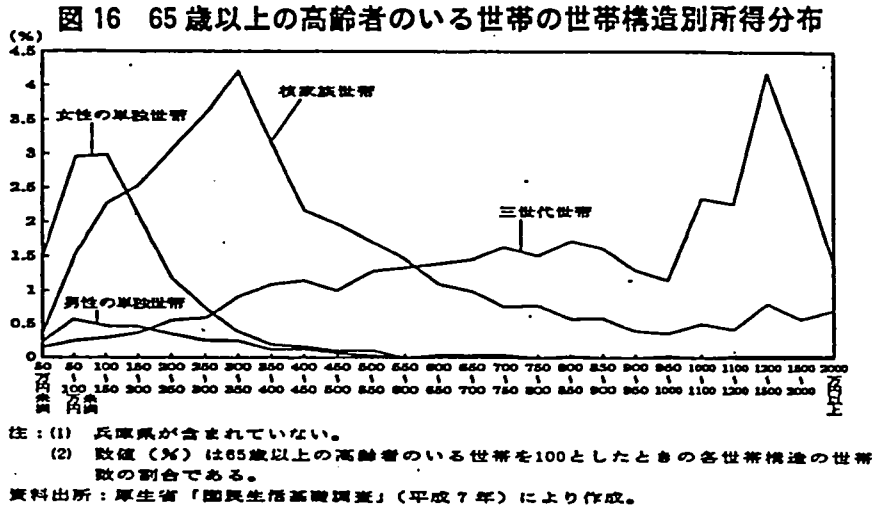
図15 世帯主の年齢階級別にみた60歳以上の女性の単独世帯数の構成割合



注：平成7年については兵庫県が含まれていない。  
 資料出所：厚生省「国民生活基礎調査」(昭和50年及び60年については「厚生行政基礎調査」)

・65歳以上の者のいる世帯の1世帯当たり平均所得金額について、単独世帯に関し女性と男性を比較すると、女性の単独世帯は164.3万円と、男性の単独世帯の277.3万円の6割弱にとどまっている。

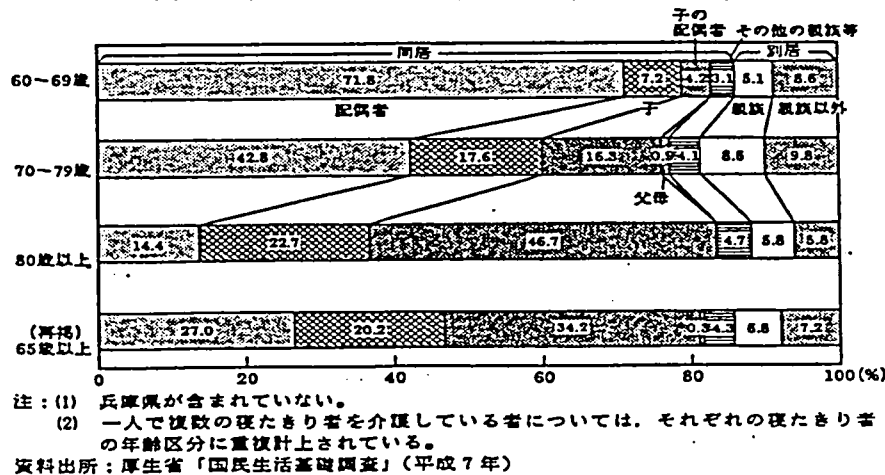
・また、65歳以上の者のいる世帯の世帯構造別所得分布をみると、女性の単独世帯で所得の低い階層に分布が大きいことがわかる(図16)。



### 高齢者と介護

・高齢の寝たきり者の主な介護者の続柄をみると、8割以上は同居者が主な介護者となっており、その内訳は年齢が上がるにつれ配偶者の割合が減少し、子及び子の配偶者の割合が増加している(図17)。

図17 高齢の寝たきり者の主な介護者の続柄



・寝たきり者の主な介護者の性別をみると、65歳以上の要介護者全体で、8割以上が女性であり、寝たきり者の年齢が高くなるほど介護者の性別では女性の割合が増えている。高齢者の主な介護者は、同居の子の配偶者、すなわち嫁が多く、その嫁自身も高齢である、という例が多いと考えられる。また、意識の面でも、女性・男性ともに、自分の介護は女性に頼みたいと考えている者が多い。

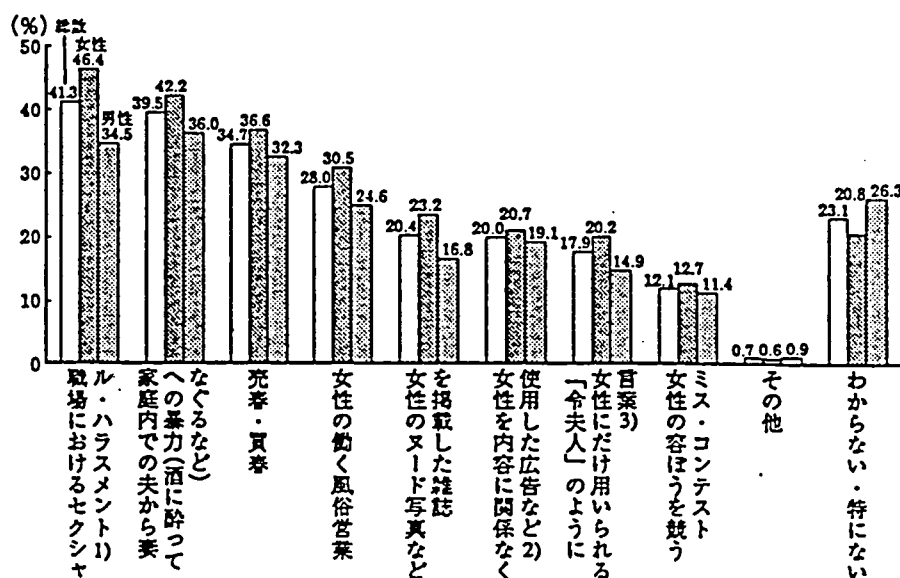
### 第3章 女性の人権

#### 1 女性に対する暴力

#### 女性の人権が尊重されていないと感じることのトップはセクシュアル・ハラスメント

・女性の人権が尊重されていないと感じることの第1は、職場におけるセクシュアル・ハラスメント(41.3%)、次いで、家庭内での夫から妻への暴力(39.5%)、売春・買春(34.7%)等の順となっている。男女を比較すると、女性の人権が尊重されていないと感じる者の割合は、全ての項目について女性の方が高いが、特に、職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては男女差が大きい(図18)。

図18 女性の人権が尊重されていないと感じること(複数回答)



注：1) 職場におけるセクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)  
 2) 女性の体の一部や媚びたポーズ・視線を、内容に関係なく使用した広告など  
 3) 「令夫人」、「婦人」、「未亡人」のように女性にだけ用いられる言葉  
 資料出所：総理府「男女共同参画に関する世論調査」(平成7年)により作成。

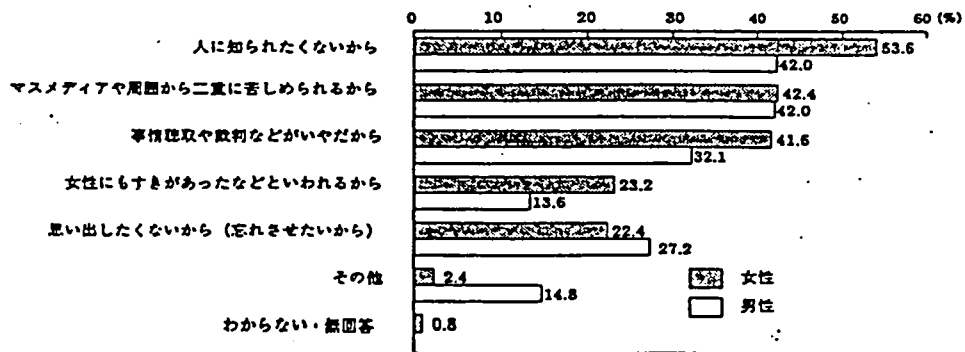
#### 強姦、強制わいせつの状況

・平成8年における強姦及び強盗強姦の認知件数は1,567件と、近年横ばいで推移しており、強制わいせつの認知件数は4,025件と、増加傾向にある。未成年者が被害者である事件は、強姦については4割近く、強制わいせつについては3分の2近くを占めている。

・もし自分が強姦(レイプ)されたとしたら被害を警察に届けるか(男性の場合は近親者が被害に遭ったとき警察に届けるように勧めるか)については、女性で「届ける」とする者は51.2%、男性で「届けるように勧める」のは70.0%となっている。

・強姦被害(仮定)を警察に「届けない(届けるように勧めない)」とする理由は、「人に知られたくないから」、「マスメディアや周囲から二重に苦しめられるから」、「事情聴取や裁判などがいやだから」などとなっている(図19)。

図19 強姦被害(仮定)を警察に届けない理由



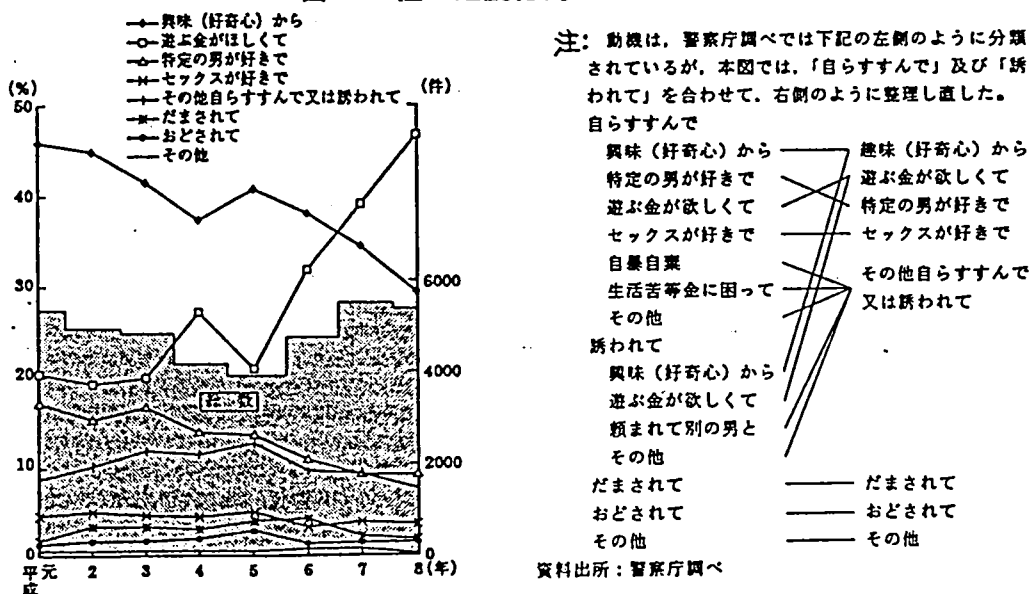
注：複数回答。レイプ被害(仮定)にあった際に警察に「届けない(届けるように勧めない)」と回答した人に聞いたもの。  
資料出所：東京都「男女平等に関する都民意識調査－性・マスメディア－」(平成6年)

進む売春の低年齢化

・売春事犯に関わった女性の年齢については、平成8年では18歳未満が全体の18.2%、これに18～19歳の14.1%を合わせると、未成年者が3分の1を占めることとなり、売春に関わる女性の低年齢化が進んでいる。

・この背景にある諸事情の一つとして考えられる女子少年の「性の逸脱行為」の動機をみると、「遊ぶ金が欲しくて」とする者の割合が急速に上がっており、平成7年に初めて「興味(好奇心)から」を抜いて動機の第1位となり、平成8年には全体の半分近くを占めるに至った(図20)。

図20 性の逸脱行為の動機



・また、テレホンクラブにかかる福祉犯(少年の福祉を害する犯罪をいう。)の検挙人員は、平成3年頃から急増している。

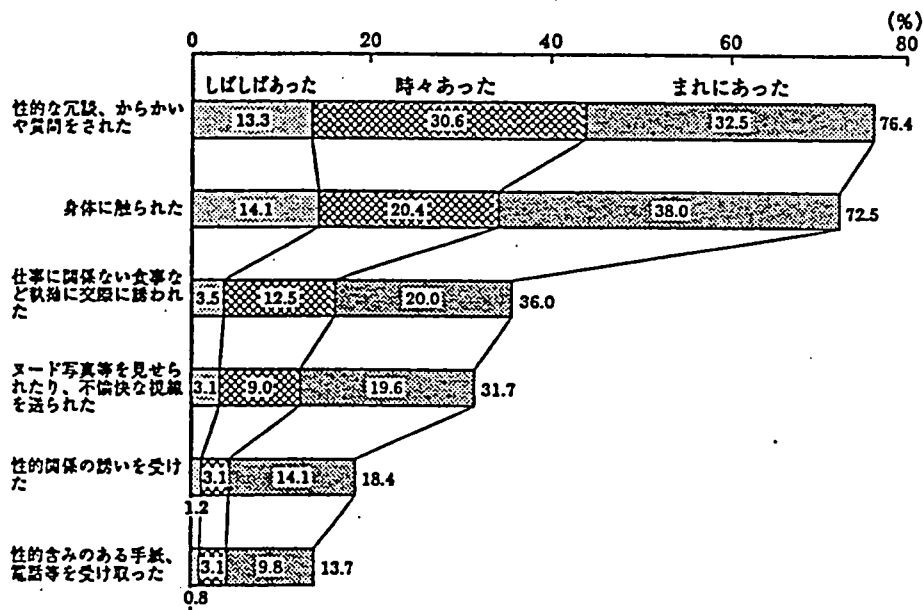
## 夫婦間暴力

・平成7年に家庭裁判所に離婚を申し立てた者について、妻の申し立て理由をみると、第1位は「性格が合わない」（1万7,202件）であるが、第2位に「暴力を振るう」（1万1,519件）が、また、第5位に「精神的に虐待する」（7,318件）が入っており、精神的なものを含めた女性に対する暴力が離婚の大きな原因となっている。

## 職場におけるセクシュアル・ハラスメント

・職場における性に関する不快な経験について、過去2年間に経験したことがある女性は25.7%となっており、内容としては「性的な冗談、からかいや質問をされた」や「身体に触られた」が多い(図21)。

図21 不快と感じた経験の態様と頻度



注：性に関する不快な経験があると答えた者を100.0%とした割合

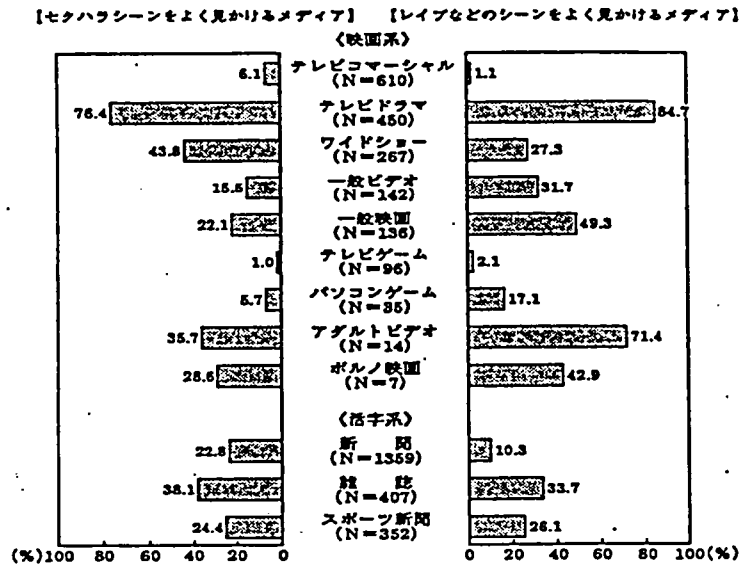
資料出所：財団21世紀職業財団「女子雇用管理とコミュニケーション・ギャップに関する調査」(平成4年)

## 2 メディアにおける女性の人権

### よく見かける性・暴力シーン

・平成6年の調査によれば「セクハラシーンやレイプなどのシーンをよく見かける」メディアとしては、映像系ではテレビドラマが、また、活字系では雑誌が最も多くなっており(図22)、7割近い者がマスメディア業界の自主規制や市民や各種団体等とマスメディア業界との話し合いによる規制等何らかの制限が必要であると考えている。

図22 セクハラシーンとレイプなどのシーンを見かけるメディア



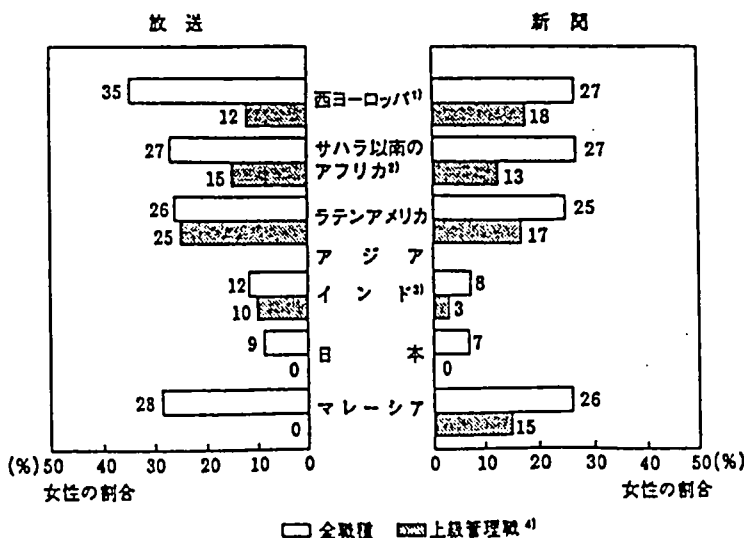
注：それぞれのメディアを「よく見る」という人 (Nはその実数を示す。) の中で、そのメディアで「セクハラシーン」「レイプなどのシーン」をよく見かけると回答した人の割合。

資料出所：東京都「男女平等に関する都民意識調査-性・マスメディア-」(平成6年)

### 少ない女性の参画

・我が国の放送・新聞界の全職種及び上級管理職については、国際的にみても女性の参画が極めて少ない(図23)。

図23 放送及び新聞界の女性 (1993年)



注：コンサルタントのMargaret Gallagher

が提供したデータを用い、国連事務局統計部が特別に実施した調査に基づき作成したもの。

1) 12のヨーロッパ連合加盟国だけのデータに基づく。放送界のデータは1990年。

2) 9のSouthern African Development Communityメンバー国のデータに基づく；これらの国のメディア組織は比較的小さい

3) All India Radio (全スタッフ) 及び Doordarshan TV (全職種の場合は本部と7のプロダクション・センター、上級管理職の場合は12センター) を含む。

4) 分析は組織階層のトップ3つの管理職レベルに基づくが、社長及び社長代理は除く。

資料出所：国際連合「世界の女性-その実態と統計-」(1995年)

### 3 生涯を通じた女性の健康

#### 低い女性の死亡率、男女で異なる死因

・平均寿命は、平成7年には女性82.85歳、男性76.38歳となっている。女性の死亡率は人口10万人に対し、664.0、男性は882.9となっており、死因順位を見ると、男女ともがん等の「悪性新生物」が第1位で、女性は次いで、脳梗塞等の「脳血管疾患」、急性心筋梗塞等の「心疾患」となっている(表5)。

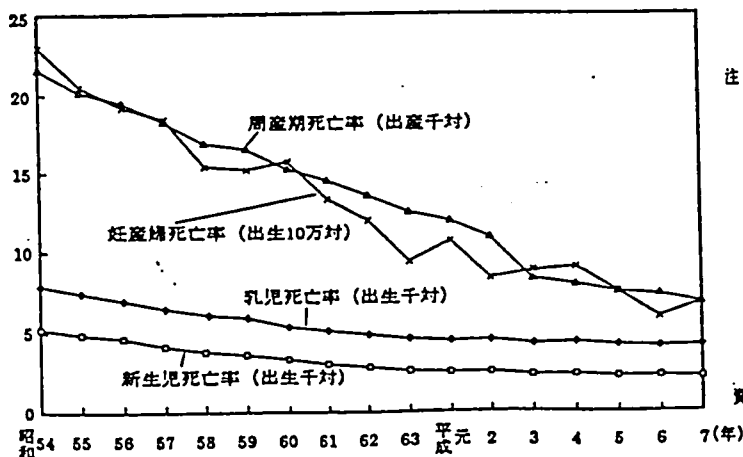
表5 死因別にみた男女の死亡数・死亡率

死因順位	総 数				女 性				男 性			
	死 因	死亡数	死亡率 (人口10 万対)	死亡総 数に占 める割 合(%)	死 因	死亡数	死亡率 (人口10 万対)	死亡総 数に占 める割 合(%)	死 因	死亡数	死亡率 (人口10 万対)	死亡総 数に占 める割 合(%)
	全 死 因	922,139	741.9	100.0	全 死 因	420,863	664.0	100.0	全 死 因	501,276	822.9	100.0
1位	悪性新生物	263,022	211.6	28.5	悪性新生物	103,399	163.1	24.6	悪性新生物	159,623	262.0	31.8
2位	脳血管疾患	146,552	117.9	15.9	脳血管疾患	76,965	121.4	18.3	心 疾 患	69,718	114.4	13.9
3位	心 疾 患	139,206	112.0	15.1	心 疾 患	69,488	109.6	16.5	脳血管疾患	69,587	114.2	13.9
4位	肺 炎	79,629	64.1	8.6	肺 炎	37,210	58.7	8.8	肺 炎	42,419	69.6	8.5
5位	不慮の事故	45,323	36.5	4.9	不慮の事故	17,094	27.0	4.1	不慮の事故	28,229	46.3	5.6
6位	老 衰	21,493	17.3	2.3	老 衰	14,809	23.4	3.5	自 殺	14,231	23.4	2.8
7位	自 殺	21,420	17.2	2.3	腎 不 全	8,387	13.2	2.0	肝 疾 患	11,576	19.0	2.3
8位	肝 疾 患	17,018	13.7	1.8	自 殺	7,189	11.3	1.7	慢性閉塞性肺疾患	9,452	15.5	1.9
9位	腎 不 全	16,187	13.0	1.8	糖 尿 病	7,118	11.2	1.7	腎 不 全	7,800	12.8	1.6
10位	糖 尿 病	14,225	11.4	1.5	肝 疾 患	5,442	8.6	1.3	糖 尿 病	7,107	11.7	1.4

資料出所：厚生省「人口動態統計」(平成7年)

・乳児死亡率、新生児死亡率は緩やかな低下傾向にあり、また、妊産婦死亡率及び周産期死亡率は大きく低下してきている(図24)。

図24 母子保健関係指標の推移



注：(1) 妊産婦死亡とは妊娠またはその管理に関連した、あるいはそれらによって悪化したすべての原因による妊娠中または妊娠終了後42日以内における女性の死亡をいう。ただし、不慮または予期せぬ偶然の原因による死亡は除く。

平成7年からは、ヒト免疫不全ウイルス(HIV)病及び産科的破傷風による妊産婦死亡を含むこととなったため、それ以前とは時系列的に接続しない。

(2) 周産期死亡とは妊娠満22週以後死産に早期新生児死(生後1週未満の死亡)を加えたものをいう。

(3) 乳児死亡とは生後1年未満の死亡をいう。

(4) 新生児死亡とは生後4週未満の死亡をいう。

資料出所：厚生省「人口動態統計」

## 若年女子に多い覚せい剤乱用

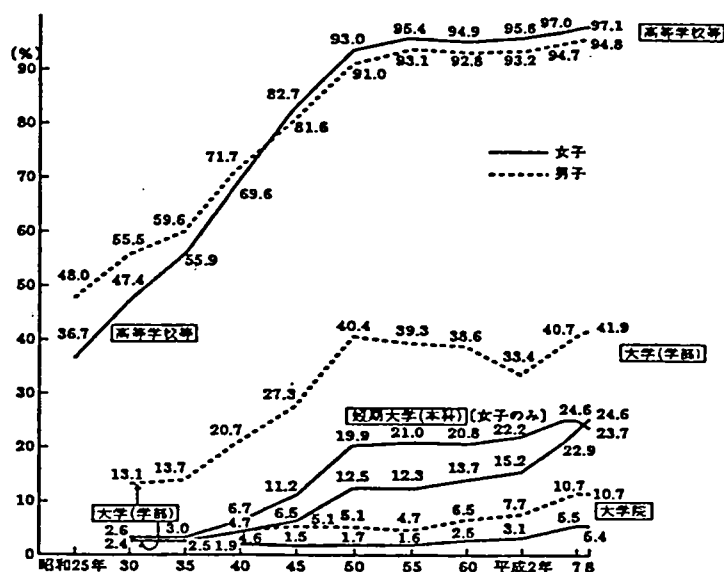
・平成8年の薬物の乱用による送致人員のうち、覚せい剤については18.8%、毒物及び劇物(シンナーなど)については24.9%を女性が占めている。また、20歳未満の者についてみると、女性比率はさらに高く、それぞれ47.1%、31.7%となっており、若年女子に薬物の乱用が広がっていることが懸念される。

## 4 男女共同参画を推進する教育・学習

### 進む高学歴化

・女性の高学歴化は進み、平成8年には初めて女子の大学(学部)への進学率(24.6%)が短期大学への進学率(23.7%)を上回った(図25)。

図25 学校種類別進学率の推移



注：(1) 高等学校等…中学校卒業者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。また、高等学校の通信課程（本科）への進学者を除く。）の占める比率。  
 (2) 大学（学部）・短期大学（本科）…浪人を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（浪人も含む。）を3年前の中学校卒業生数で除した比率。  
 (3) 大学院…大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。

資料出所：文部省「学校基本調査」

### 女性教員は増えたが管理職には少ない

・女性教員の割合は、小学校では6割を超えているが、小学校、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて少なくなっており、また、校長・教頭に占める女性の割合は全般的に低い。

・高等教育機関では、短期大学、大学とも学長、副学長で女性の割合が低くなっている。

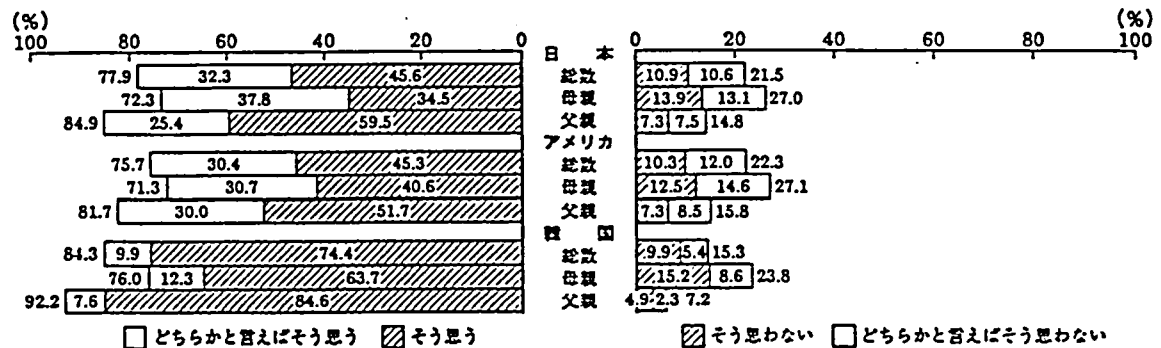
・このように、女性教員の数が増えたが、管理職に就いている女性は少ない。



## 教育に関する意識

・男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきであるという意見について、父親、母親ともに、「そう思う」と「どちらかと言えばそう思う」という肯定派が、「そう思わない」、「どちらかと言えばそう思わない」の否定派を大きく上回っている(図 26)。

図 26 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てるべきであるという意見について



資料出所：総務庁「子供と家族に関する国際比較調査」(平成6年)

## 女性と生涯学習

・教育委員会や、社会教育施設の主催する学級・講座の受講者数は女性が男性を大きく上回っている。また、関心分野では「家庭生活に役立つ技能」、「育児・教育」、「ボランティア活動をするために必要な知識・技能」等について、女性が男性より関心が高い。

## 第2部 施策の推進

### 第1章 男女共同参画を推進する社会システムの構築

#### 1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

・男女共同参画推進本部は、国の審議会等の女性委員の割合について、当面、平成12年度末までのできるだけ早い時期に20%を達成するよう鋭意努めることを決定し（平成8年5月21日）、各省庁では目標実現に向けて、審議会等の委員への女性の登用に努めている（8年9月末現在16.1%）。

・労働省では、企業における女性管理職の登用、あるいは労使団体における方針決定過程への女性の参画を進めるため、グラス・シーリングの解消についての先進諸国の取組の紹介、関係者の交流等を行う事業を平成7年度から実施している。

#### 2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

・法務大臣の諮問機関である法制審議会は、平成8年2月、選択的夫婦別氏制度の導入や再婚禁止期間の短縮等を内容とする「民法の一部を改正する法律案要綱」を決定した。

・平成8年9月には、有識者及び女性団体、経済団体、マスメディア、教育関係団体等広範な各種団体の代表から成る男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）が発足し、その活動を通じて広く各界各層との情報及び意見の交換やリーフレットの作成等広報・啓発を行うことで、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進している。

・経済企画庁では、無償労働の金額評価について研究会を設置し、検討を行っている。

### 第2章 職場、家庭、地域における男女共同参画の実現

#### 1 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

・労働省では、雇用の分野における男女の均等な取扱いを確保し、女性労働者の職域の拡大を図るため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（以下「男女雇用機会均等法」という。）、労働基準法等の関係法律について必要な法的整備を行うこととし、平成9年2月に所要の法律案を第140回国会に提出した。

・労働省では、平成8年度に「女性労働者の能力発揮促進に関する研究会」を開

催し、企業がポジティブ・アクションを行う上で参考となる「女性労働者の能力発揮促進のための企業の自主的取組のためのガイドライン」及びワークシートをとりまとめた。

・労働省では、女性の社会参加の障害を取り除き、働くことを中心に女性が社会参加することを支援するための事業を総合的に行う拠点として「女性の歴史と未来館」（仮称）を設置することとしている（平成7～9年度・3か年計画）。

・平成8年12月16日からは育児・介護休業取得者の代替要員に係る労働者派遣事業の特例制度が施行されるとともに、適用対象業種が拡大された。

・郵政・労働両省は、テレワークについて現状及び課題を適切に把握し、コンセンサスの形成を図りつつ、普及促進を図ることを目的に「テレワーク推進会議」を平成8年2月から11月まで開催し、最終報告をとりまとめた。

## 2 農山漁村におけるパートナーシップの確立

・農林水産省は、平成8年度から新たな部門経営を開始しようとする青年農業者等に融資する経営開始資金について、配偶者も対象としたほか、婦人・高齢者グループに婦人・高齢者活動資金を貸し付けている。

## 3 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援

・厚生省は、保育所に関する情報に基づき保護者が希望する保育所を選択する仕組みに改めること、放課後児童健全育成事業を児童福祉法上明確に位置付けること、児童家庭支援センターの創設による地域の相談支援体制の強化を図ることなどを内容とした児童福祉法の改正法案を第140回国会に提出した。

・文部省は、幼稚園が子育てに関する教育相談や情報交換などを行うことによつて、地域の幼児教育のセンター的役割を果たすように、平成8年度より新たに「地域に開かれた幼稚園づくり推進市町村モデル事業」を実施している。

・労働省は、平成7年10月より、仕事と育児・介護との両立に必要な相談、指導、講習、実習等を行い、一時的に子供や高齢者を預かる機能を有する勤労者家庭支援施設を整備することとし、設置する地方公共団体に対し補助を行っている。

・文部省は、平成8年度より新たに「青年男女の共同参画セミナー」を実施し、将来家庭を形成し親となる青年男女に対し、子育て等家庭生活に関する学習機会を提供している。

・経済企画庁は、平成7年度、市民公益団体の実態把握調査等を行うとともに、

8年度においても市民活動団体数等の把握や市民活動団体へのアンケート調査により、市民活動団体の実態把握を全国的に実施した。

#### 4 高齢者が安心して暮らせる条件の整備

・厚生省は、平成7年度より、「新ゴールドプラン」を実施し、介護福祉士の養成施設の整備、ホームヘルパー養成研修の充実等の資質の向上・研修体制整備、業務省力化・勤務時間の短縮等による職場環境の整備等を介護基盤整備のための支援施策等を行っている。

・厚生省は、保健・医療・福祉にわたる高齢者の介護サービスを総合的・一体的に提供する介護保険法案及びその関連法案を第139回国会に提出した(継続審議)。

・厚生省は、在宅福祉サービスの主な柱であるホームヘルプサービス、ショートステイ、デイサービス(いわゆる「在宅三本柱」)等について、新ゴールドプランに基づき大幅な拡充を図っている。

### 第3章 女性の人権が推進・擁護される社会の形成

#### 1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

・警察は、婦人警察官による事情聴取体制の拡大等により、性犯罪の女性被害者が被害を訴えやすい環境を整備するとともに、被害者の心情に配慮した事情聴取の推進など、捜査過程における被害者への対応を組織的に行っている。また、被害申告を促進するとともに、性犯罪に対する社会の意識を高めるため、各種広報媒体を活用した広報・宣伝活動を行っている。

・警察は、あらゆる法令を多角的に適用し、少女を相手方とする買春の取締りを行うとともに、被害少女の救出・保護を推進している。

・職場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、啓発用パンフレット、リーフレット、ビデオを作成し、労働省婦人少年室を中心に啓発活動に取り組んでいる。また、男女雇用機会均等法等の改正法案では、職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止について、雇用管理上の配慮を事業主に義務づけることとしている。

・平成8年度から人権調整専門委員制度が導入され、人権調整専門委員は法務局と連携を図り、又は他の人権擁護委員等の協力を得ながら、当事者間の紛争を円満に解決できるよう調整活動を行っている。

## 2 メディアにおける女性の人権の尊重

・郵政省では、21世紀に向けた放送の健全な発展を図るため、平成7年9月から、学識経験者、放送事業者、視聴者代表等を委員とする「多チャンネル時代における視聴者と放送に関する懇談会」を開催し、8年12月に報告書を取りまとめた。

・総務庁青少年対策本部では、メディアにおける性・暴力表現について、青少年の健全育成のために、出版、販売等の関係業界への自主的な取組の徹底の要請、青少年保護育成条例における有害図書類の指定制度の効果的な運用、地域の環境の浄化を図るための啓発活動などに努めている。

・郵政省では、平成8年12月、インターネット等の新たなメディアにおけるルールの在り方に関して「電気通信における利用環境整備に関する研究会」の報告書を発表した。

## 3 生涯を通じた女性の健康支援

・文部省では、市町村が目的別・対象別の学級・講座等を開設することを奨励しており、子どもを持つ親を対象とした家庭教育学級では、家庭での性教育や性に関する学習活動が行われているほか、親になる前の新婚・妊娠期の男女を対象にした講座では、妊娠・出産にかかわる問題などリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関することも取り上げられている。

・厚生省では、保健所等において女性のライフステージに応じた健康教育を実施している。また、避妊、妊娠、不妊、性感染症、婦人科的疾患、更年期障害その他女性の健康をめぐる様々な問題について、気軽に相談できる体制を整備することとしている。

・「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律」の一環として母子保健法が改正され、この改正により、妊産婦及び乳幼児に対する訪問指導、3歳児健康診査等の基本的な母子保健事業について、平成9年4月より、市町村に移譲し、その実施体制の整備を図ることとされた。

## 4 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

・平成8年5月、お茶の水女子大学にジェンダー研究センターが設けられるなど、女性学やジェンダーに関する研究が徐々に広まりつつある。また、国立婦人教育会館では、8年度より、これまでの「女性学講座」を「女性学・ジェンダー研究フォーラム」に改め、ジェンダーに関する研究・情報交流の機会を全国的に提供

することとしている。

・文部省では、平成8年度より、「青年男女の共同参画セミナー」を実施し、男女が多様な役割を担い、自らの人生を主体的に選択し、展開していく能力の育成を図ることとしている。

#### 第4章 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

- ・女性の地位向上のための、地球社会における平等・開発・平和の目標達成のため、第4回世界女性会議の成果及びフォローアップを踏まえ、内外のNGOとの協力・連携を図りつつ、国連諸機関の諸活動に対する積極的な協力、開発途上国の女性支援の推進、平和への女性の貢献の促進、国際交流の推進等に努めている。
- ・第4回世界女性会議のフォローアップの一環として、第50回国連総会第3委員会に提出した「女性に対する暴力撤廃に向けての国連婦人開発基金の役割」決議に基づき、国連婦人開発基金(UNIFEM)の中に女性に対する暴力撤廃のための信託基金が1996年9月に設置され、我が国はこの信託基金に対し協力を行った。
- ・平成7年12月、「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、人権教育のための国連10年推進本部が設置された。

#### 第5章 計画の推進

##### 1 施策の積極的展開と定期的フォローアップ

###### 男女共同参画ビジョンの答申

男女共同参画審議会は、平成6年8月、内閣総理大臣から諮問を受け、平成8年7月、「男女共同参画ビジョン—21世紀の新たな価値の創造—」を答申した。同ビジョンは、男女共同参画社会の実現に向けて、我が国の経済・社会の変化を踏まえつつ、目指すべき方向とそれに至る道筋を明らかにし、男女共同参画社会が女性のみならず男性にとっても望ましい社会であることを示している。

###### 男女共同参画2000年プランの策定

平成8年12月、男女共同参画推進本部において「男女共同参画2000年プラン—男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年(西暦2000年)度までの国内行動計画—」を決定し、同日の閣議に報告、了承された。

## 2 調査研究、情報の収集・整備・提供

- ・総理府男女共同参画室では、平成8年10月にインターネット上でホームページ「ジェンダー・インフォメーション・サイト」を開設した。

## 3 国内本部機構の組織・機能強化

- ・平成9年2月、男女共同参画審議会設置法案を第140回通常国会に提出、同法は同年3月に成立し、4月1日より施行されることとなった。
- ・平成8年6月、総理府は、東アジア女性問題国内本部機構上級担当官会議を開催し、9か国のアジア諸国からの上級担当官を招待して、各国の女性問題国内本部機構等についての意見交換等を行った。
- ・平成8年9月、E S C A P(アジア太平洋経済社会委員会)の主催する「北京行動綱領実施のための女性の地位向上のためのナショナル・マシーナリー強化に関する地域会議」が韓国のソウルにおいて開催され、ナショナル・マシーナリー(女性の地位向上のための国内本部機構)の強化について、意見・情報交換がなされた。

## 4 国、地方公共団体、NGOの連携強化、全国民的取組体制の強化

- ・総理府は、平成8年9月、男女共同参画社会づくりに向けて国民的な取組を推進するため、広く各界、各層との連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)を開催することとした。8年度には全体会合を2回、企画委員会を4回開催し、広範な国民各界各層との情報・意見交換のための会(「聞く会」)を3回開催した。

＜今後の人口についての現状認識＞

将来出生率が相当程度向上するとしても、今後、人口が減少していく社会、年少人口より高齢人口が増加していく社会（少子社会）になることは避けられない。

＜少子化の現状＞

少子化の現状

○合計特殊出生率の低下  
 ・晩婚化の進行と未婚率の上昇  
 ・夫婦の平均出生児数は理想子供数より少ない状態でほぼ横這い  
 →  
 ・生産年齢人口の減少  
 ・高齢化の進展

少子化の背景となる要素

変化（例示）

・女性の社会進出歴化  
 【女性の賃金格差縮小】  
 ・女性の就業格差縮小  
 ・労働力の被用者化  
 ・都市化  
 ・年金制度充実  
 ・性の自由化  
 ・競争の激化、ストレスの増大  
 ・若者文化の隆盛

不変化（例示）

・性別役割分業観及びそれに伴う制度・慣行  
 ・減私奉公型企業風土  
 ・年功序列型賃金  
 ・ニースに対応し切れない保育所制度  
 ・少ない婚外子数  
 ・女性主導の避妊法の未確立

＜少子社会の姿＞

少子化の影響（例示）

正の影響  
 教育……質の高い教育が可能  
 負の影響  
 経済・労働……労働力の減少等による成長率の低下  
 地域……基礎的自治体サービスの維持の困難さの増大  
 社会保障……若年世代の負担の増大  
 教育……子供の社会性の低下

少子社会への対応（例示）

経済・労働  
 産業の高度化  
 労働生産性の向上  
 女性・高齢者の労働力の活用  
 地域  
 地方振興による人口の地方分散  
 社会保障  
 社会的年金給付の適正化等  
 ⇒  
 (注)外国人労働力の導入について  
 は国民的コンセンサスを踏まえて  
 十分慎重な検討

＜少子社会についての評価＞

今後少子社会になることは避けられず様々な対応策を講じる必要があるが、これにより負の影響は生じない。  
 これによっても負の影響は避けられない、又はその恐れが大きい。

＜少子化の原因分析＞

結婚をめぐる意識（例示）

・変化しない性別役割分業意識と親の扶養の下での結婚による生活水準低下への不安  
 ・育児への過度の責任感の下での、仕事との両立の困難性への不安

出産・育児の障害（例示）

・変化しない性別役割分業意識と減私奉公型企業風土の下での職場  
 ・狭義の子育て支援策（エンゼルプランにおける施策の分野）の効果の不十分さ

個人にとつての子供の持つ意味の変化（例示）

・消費財としての比重の増大  
 ・子育てに伴う機会費用の増大

その他の要因（例示）

・過激な競争によるストレスの増大や性の自由化に伴うリビドー（性的衝動の基になるエネルギー）の低下  
 ・子供に甘い社会（高い離家年齢）  
 ・子供に優しい社会（高い離家年齢）

晩婚化、非婚化の進行  
 実際の理想の子供数と夫婦の理想の子供数の差

＜出生率向上策の効果についての評価＞

○出生率向上策に効果と期待する見方

出生率向上を結果として期待する方策（例示）  
 ・性別役割分業観及びそれに伴う制度・慣行の是正  
 ・減私奉公型企業風土の是正  
 ・年功序列型賃金の平準化  
 ・狭義の子育て支援策の効果的な推進  
 ・不妊の治療・予防  
 ・結婚制度の位置づけの見直し  
 ・女性や子供にやさしい感性を重視した酒いのあり方  
 ⇒  
 直接的な方策（例示）  
 ・出産キヤンペーン  
 ・多子家庭優遇策  
 ・出産報奨金

○出生率向上策の効果に否定的な見方

諸外国の例等からみて、出生率に関する施策の効果は明らかでない。  
 ・結婚に関する施策の効果は未婚者には限定的、（→）理想子供数に現実を近づけることに重点をおいて子育て支援を行うことが妥当。  
 ・自らの判断で子供の価値を高めるため費用をかけるおり、子育て支援（→）にむける機会費用の増大による影響が大きいので、費用補填以外の施策に重点をおくべき。性別役割分業（特に専業主婦）を支えようとするのは、家庭内で主婦が経済力を握れるという日本の慣習。

＜出生率向上についての様々な立場（例示）＞

出生率向上に政策的に関与すべきでないとする立場

【考え方（例）】  
 ・世界人口の増加を考えると、日本の少子化は望ましい個人の問題であり、少子社会となっても政策の効果は明らかでない。  
 ・政策は関係せず、結果的に少子社会になっても受け入れられるべき。  
 ・出生率や人口は、いわば外部変数であり、個人の自立や個人について社会的公平、公正を目標とするべき。

出生率向上を結果として期待し、政策を推進する立場

【考え方（例）】  
 ・安定した人口構造の社会を目指す加えて、個人の自由意志に制約を加えない範囲内で、政策を推進すべき。  
 ・同歩調社会を作ることによって、出生率向上を期待。上記の代表的な考え方が外にも、様々な考え方があり。

出生率向上を直接的な目的とする施策も推進する立場

【考え方（例）】  
 ・子供を公共財と捉え、社会として出生を支援する。

出生率向上を直接的な目的とする施策も推進する立場

【考え方（例）】  
 ・出生率の上昇に限界があるので、外国人の導入について、正面から論じるべきである。

少子社会対応として外国人の導入の是非を決めるべきとする立場



## 少子社会を考える市民会議及び国民会議について

### 1 趣 旨

晩婚化や未婚者の増加等を背景に、近年、出生率が急激に減少しており、平成7年の合計特殊出生率も、史上最低の1.42となっており、1.57ショックを記録した平成元年以降依然として低下し続けている。

出生率の低下により、我が国の社会、経済等に大きな影響が生じることが指摘されております。

このため、現在、少子化の問題について本格的な議論を行っている人口問題審議会と連携し各界各層からの幅広い議論を展開していくために、地方レベルでの市民会議等を開催し、その意見の集約を図る国民会議を開催し、社会に提言する。

### 2 少子社会を考える市民会議

- (1) 主 催 厚生省、都道府県児童環境づくり推進機構設置県等、都道府県児童環境づくり推進機構
- (2) 後 援 全国社会福祉協議会、都道府県社会福祉協議会、(財)こども未来財団等(予定)
- (3) 開催日等 別紙参照
- (4) 参加者数 200名～300名
- (5) 基調講演 テーマ「少子社会の現状と課題」  
阿藤 誠(国立社会保障・人口問題研究所副所長)又は  
高橋 重郷(国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長)
- (6) シンポジウム  
人口問題審議会委員、経済関係者、労働関係者、福祉関係者や子育て中の主婦等をパネラーとして開催
- (7) 全体のまとめ

### 3 少子社会を考える国民会議

- (1) 主 催 厚生省
- (2) 後 援 全国社会福祉協議会、(財)こども未来財団(予定)
- (3) 開催場所等 イイノホール
- (4) 開 催 日 平成9年11月4日(火)(予定)
- (5) 参加者数 500名程度
- (6) 基調講演
- (7) シンポジウム  
人口問題審議会委員、経済関係者、労働関係者、福祉関係者等をパネラーとして開催
- (8) 全体のまとめ

(別紙)

少子社会を考える市民会議開催予定について

1 北海道	
(1) 主催	厚生省・北海道・北海道青少年育成協会 児童環境部 (仮称)
(2) 開催日時	10月2日(木) ※時間は未定
(3) 開催場所	ホテルロイトン札幌
(4) 参加者	500名程度
(5) 基調講演	国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠 テーマ:「少子化の現状と課題」
(6) コーディネーター	未定
(7) パネラー	未定
2 宮城県	
(1) 主催	厚生省・宮城県
(2) 開催日時	7月7日(月) 午後1時00分～午後4時30分
(3) 開催場所	仙台駅ビル メトロポリタンホテル
(4) 参加者	300名程度
(5) 基調講演	国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠 テーマ:「少子化の現状と課題」
(6) コーディネーター	産経新聞社論説委員 岩渕 勝好
(7) パネラー	未定
3 石川県	
(1) 主催	厚生省・石川県・(財)いしかわ子育て支援財団
(2) 開催日時	9月27日(土) ※時間は未定
(3) 開催場所	地場産業振興センター
(4) 参加者	500名程度
(5) 基調講演	国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 高橋 重郷 テーマ:「少子化の現状と課題」
(6) コーディネーター	未定
(7) パネラー	未定
4 愛知県	
(1) 主催	厚生省・愛知県・(財)愛知青少年公園協会
(2) 開催日時	9月9日(火) 午後1時30分～午後4時00分
(3) 開催場所	女性総合センター ウィルあいち
(4) 参加者	250名程度
(5) 基調講演	国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠 テーマ:「少子化の現状と課題」
(6) コーディネーター	未定
(7) パネラー	未定

## 5 大阪府

- (1) 主催 厚生省・大阪府・(財)大阪府地域福祉推進財団  
(2) 開催日時 7月10日(木) 午後1時30分～午後5時00分  
(3) 開催場所 市町村会館(大阪府庁新別館6階)  
(4) 参加者 200名程度  
(5) 基調講演 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部長 高橋 重郷  
テーマ:「少子化の現状と課題」  
(6) コーディネーター 毎日新聞社論説委員 宮武 剛  
(7) パネラー 未定

## 6 広島県

- (1) 主催 厚生省・広島県・(財)ひろしまこども夢財団  
(2) 開催日時 10月13日(月) ※時間は未定  
(3) 開催場所 県民文化センター  
(4) 参加者 400名程度  
(5) 基調講演 国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠  
テーマ:「少子化の現状と課題」  
(6) コーディネーター 未定  
(7) パネラー 未定

## 7 香川県

- (1) 主催 厚生省・香川県・(財)香川県児童・青少年健全育成事業団  
(2) 開催日時 8月27日(水) 午後1時00分～午後4時00分  
(3) 開催場所 香川県社会福祉総合センター  
(4) 参加者 270名程度  
(5) 基調講演 国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠  
テーマ:「少子化の現状と課題」  
(6) コーディネーター 未定  
(7) パネラー 未定

## 8 福岡県

- (1) 主催 厚生省・福岡県・(財)福岡県地域福祉振興基金  
(2) 開催日時 9月20日(土) ※時間は未定  
(3) 開催場所 宗像ユニックス  
(4) 参加者 300名程度  
(5) 基調講演 国立社会保障・人口問題研究所副所長 阿藤 誠  
テーマ:「少子化の現状と課題」  
(6) コーディネーター 未定  
(7) パネラー 未定

「少子化をめぐる前提認識と主要論点（案）」に  
対する各委員意見文書

ご意見をいただいた委員

阿藤 誠 委員	.....	P 1～ P 6
井上 俊一 委員	.....	P 7～ P11
岩 淵 勝好 委員	.....	P12
木 村 治美 委員	.....	P13
小 林 登 委員	.....	P14～ P15
坂 元 正一 委員	.....	P16～ P20
福 田 歆一 委員	.....	P21～ P22
山 本 正也 委員	.....	P23～ P24
河 野 稠 果 専門委員	.....	P25

# 「少子化をめぐる前提認識と主要論点(案)」について

平成9年7月2日(水)

阿 藤 誠

(国立社会保障・人口問題研究所)

## I. 本メモについてのコメント

1. 少子化の原因、背景についての意見がない
  - 1-1 出生率そのものへの対応の是非、手段は、原因論、背景論と結びつくべき。
2. 少子社会(超高齢・人口急減社会)のイメージのうち、経済、教育、地域については共通認識可能。価値観については共通認識をもつことは難しそう。前者については、今後、できるだけ計量的データに基づいて議論すべき。
3. 少子社会への対応についても共通認識可能。これについても、今後、できるだけ計量的データに基づいて議論すべき
4. 出生率に対する対応の是非については意見が分かれる。
5. 出生率向上の具体的施策については、政策目的についての合意ができれば重点施策が決まってくる。

## II. 少子化問題についての私見

1. 出生率低下の背景

- (1)豊かな社会の成立に伴う消費活動の拡大と個人主義的価値観の浸透。
- (2)女性の社会進出と女性の社会的役割観の変化。
- (3)1, 2の社会変化の一方で、性別役割分業型(夫は仕事、妻は家庭)の家族観・夫婦観・親子観・労働観が根強い(制度として具体化されている)
- (4)親にとって子供のもつ意味(価値)の変化(投資財から消費財へ)
- (5)親にとって子供(子育て)の直接コスト(教育費など)の変化
- (6)1, 2, 3の結果、特に女性にとっての子供(子育て)の機会費用(時間的、経済的)が増大。

## 2. 低出生率への対応についての基本的スタンス

- (1)出生促進政策、(2)家族政策、(3)男女共同参画推進政策、(4)不介入(レセフェール)政策の四つの立場が考えられる。

## 3. 出生促進政策

- (1)出生促進政策の立場は、低出生率がもたらす人口構造の変化(日本の場合、超高齢・人口急減社会)が経済社会ならびに国民生活にマイナスの影響(経済成長、社会保障)を及ぼすゆえ、これを是正するために出生率向上施策を行うべきと考える立場を意味する。
- (2)世論が出生促進政策を受け入れるか否かは、低出生率の経済社会・国民生活へのマイナスの影響が、例えば公害問題、ゴミ問題のように明白か否かと言うことであろう。
- (3)公共経済学的には、少子化問題も公害問題も負の外部性として表現できようが、少子化問題は公害問題に比べ、長期的、間接的であり分かりにくい。

(4)ただし、少子化の結果として予想される社会経済的帰結についての客観的データを国民に提供する努力は必要。

(5)出生政策の最大の弱点は、例えそれがどれだけソフトな政策であれ、家族の子供数の決定に政府が公然と介入する(と認識される)ところにある。

(子供をもちたくない人、子供をもてない人の well-being と衝突する)

#### 4. 家族政策

(1)家族政策は、家族あるいは家族の構成員の well-being の向上を目指す政策。子供の問題に関連しては、①家族の子供の数によって生じる子供自身の生活水準格差の是正、②子供を生み・育てるための障害の除去の二つの面あり。

(2)出生率向上効果は明示しないが、促進的と考えられる。

(3)家族政策は、社会保障・福祉政策の一部として理解され、支持を受けやすい。

(4)現行の「エンゼル・プラン」あるいは「理想の子供数と現実の子供数のギャップを縮める施策」は家族政策に該当すると考えられる。

#### 5. 男女共同参画推進政策

(1)男性も女性も能力と意欲に応じて職業労働、政策決定に参加すると同時に、ともに家庭責任を果たす社会づくりを目指す政策。

(2)政策の範囲は政治、雇用、教育、税、社会保障、など多岐にわたり、少子化とは一見関連の薄い分野も含む。

(3)出生率向上効果は明示していない。この政策が、女性の社会参画(政治、雇用)の面のみ強調すれば、出生率に対して抑制的となる



うが、男女の仕事と家庭の両立を強調すれば、出生率に対して促進的となる。

(4)日本では、1975年には婦人問題企画促進本部(本部長は総理大臣)が設置され、1994年にはそれが男女共同参画推進本部(本部長は総理大臣)に衣替えし、また総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会が設けられた。その目的のなかには、政治、雇用への参画促進のみならず、育児等に関する環境の整備、男女平等教育なども含まれている。

(5)現政府は男女共同参画社会の推進を政策目的のひとつに掲げてはいるが、現実には、家族観、親子観、夫婦観、労働観など社会の価値の根幹に関わるだけに意見対立が激しい(夫婦別世の法改正論議をみよ)。

## 6. 低出生率への不介入政策

(1)不介入政策の提唱者のなかには、出生促進策政策は否定するものの、家族政策又は男女共同参画推進政策は賛成とするものあり。

(2)また出生促進政策を強制的施策と同一視して反対する者があるが、先進民主々義国において、何らかの意味で強制的施策が受け容れられるはずがない。施策としては、人権に叶う施策に限定して議論すべき(近代的避妊法や人工妊娠中絶についての法的制限を行ってはならない。)

(3)地球環境の保全、世界人口の増加抑制の観点からは、日本の人口減少は望ましいとみる議論がある。これについては、国際社会が主権国家を前提にして成り立ち、主権国家の生存権を互いに尊重することを認めあっていることを認識し、人口の急激な減少を防ぐ政策に対する国際世論の批判はありえないことを明確にすべき

(ただし、かりに先進国が明確な人口増強策をとったとすれば批判ができるであろう)。

- (4) (3)の議論と結びついて、日本の人口が足りなければ外国人を入れればよいという議論も多い。今日の人口トレンドからみて、今後、外国人労働者とその家族がある程度増えてくることは避けられない見通し。しかしながら、低出生率を外国人の純増で補うとすると大量の外国人が流入することになり、異文化の共存にともなう大きな社会的コストを支払う覚悟が必要である。

## 7. 提言

- (1) 日本の少子化が、性別役割分業社会から男女共同参画型社会への転換の過渡期に起きた現象と理解すること。
- (2) 過渡期という意味は、女性の高学歴化が進み、就業意欲が強まっているにもかかわらず、女性の雇用機会均等は不十分で、家庭責任の男女分担についての社会的コンセンサスができあがっていない状況にあるということ。
- (3) 少子化の結果への対応としては、少子化の結果起こる経済社会の問題をできるだけ計量的に正確に把握し、国民に伝える努力をする一方で、各種の制度改革を推進すること。
- (4) 少子化そのものへの対応については、
  - ① 出生促進主義は前面に出さない方がよい
  - ② 家族政策と男女共同参画推進政策とを結びつけることが望ましい。
- (5) 国際比較的には、
  - ① 出生促進主義をとるのはフランスと一部小国に限られる。
  - ② 出生率が高いのは男女共同参画型社会に近い北欧諸国とアング

ロ・サクソン諸国、出生率が低いのは性別役割分業観が根強い  
南欧諸国、ドイツ、日本などである。

(6) 具体的施策としては、

- ① 広く男女共同参画を促進するための施策。
- ② 広く子育てコストを軽減するための施策。
- ③ 中心的には、
  - (a) 保育サービス(公的サービス、民間サービス支援)の拡大  
(国際比較的には、保育サービスの供給が十分な国ほど出生率が高い傾向あり。)
  - (b) 育児休業制度の充実・子どもの看護休暇
  - (c) 児童手当・扶養控除
  - (d) 教育
- ④ 日本の場合、(a)～(d)に加え、官庁・企業の雇用・勤務体制を抜本的に変える必要あり(職能給中心、労働時間短縮、再雇用制度の発達など)。
- ⑤ 年金制度と扶養する子供の数を結びつける案が提案されているが、これは明瞭に出生政策的であり、慎重に検討する必要あり。(結婚相手に恵まれない人、子供に恵まれない人に追い打ちのペナルティを課すことになるゆえ。)

「少子化をめぐる前提認識と主要論点（案）」に対するコメント

井上 俊一

はじめに

長期間に亘るヒアリングをよく纏めていただいて有り難う御座いました。審議会における今後の議論のために非常に役立つと思います。なお、先週から少々体調を崩し、コメントの提出が遅れましたことをお詫びします。

I 前提認識について

同感です。

II 少子社会の姿

<意識・価値>

少子化にともなって意識や価値観に変化が起こることは当然予想されますが、「自我が肥大し」、「全てに不満、不機嫌な社会になる」、あるいは「14世紀のイタリアのように刹那主義、快楽主義的傾向になる」というような否定的な側面を強調したり、「ルネッサンス期のように・・・爛熟した文化が生まれる可能性」があるという見通しを立てたりするのは、歴史と国情の違いを無視した少々乱暴な議論かと思います。日本の高度経済成長期に培われた特殊な意識や価値観が変化し、日本人はより安定した落ちついた意識・価値観を取り戻すのではないかと私は考えています。

<経済・労働>

はじめの5項目に述べられている事柄は、単なる想像かあまり根拠のはっきりしない推論に過ぎないように思われます。その他にも議論の余地がある項目がありますが、妥当な見解だと思われるのは、「人口の増加により長期的には・・・」、「現状のまま推移すれば・・・」および最後の「若年労働者の現象による労働生産

性の低下等・・・」と言うことかと思えます。イエ制度は法律上とっくに消滅している筈のもので、それが特に悪い影響を持つとは思いません。

#### <地域>

全体として悲観的すぎるように思います。指摘されている事柄は必ずしも間違っているとは思いませんが、新しい国土の姿が生まれる可能性、すなわち地方中核都市の成長とそれらを中心とした新しい地域発展の可能性が強調されていないのが残念です。

#### <社会保障>

特に異論はありません。

#### <教育>

「少子化が進むということは、知的能力の高い者の絶対数が国際的に見て減る・・・」という議論はいただけません。日本よりずっと人口が少なくてもノーベル賞受賞者が沢山出ている国があるではありませんか。問題は人口の大きさではなく、教育の在り方です。

### III 少子化対策の考え方

#### 1 少子社会への対応

##### <意識・価値観>

高度経済成長期に肥大化した成長至上主義、過当競争主義、実利主義にかたよった意識・価値観の修正の必要は認めますが、「これは日本の歴史始まって以来のことで・・・」というような過剰で感情的な表現には賛成できません。かつて人口過剰が喧伝された時のヒステリックなプロバガンダを想起してしまいます。ただし、表現を別にすれば、書かれていることのほとんどは、一般的に妥当な提言であろうと考えます。

##### <経済・労働>

労働力の長期的な減少に対する根本的な対策として、産業構造の高度化が必要だと思います。労働力不足に関して、外国人労働者問題には2項目で触れていますが、

女性労働力や高齢労働力の活用、労働生産性の向上、高度知識産業の育成等、より具体的な提言もあって良いのではないかと思います。

<地域>

賛成です。

<社会保障>

充分分らないところもありますが、全体として妥当な方向ではないでしょうか。ただし、実物資産から社会保障の費用を求めると言う提言には疑問を感じます。

<教育>

大体賛成ですが、「市民としての規律」「ナショナルアイデンティティー」という用語は、内容が曖昧でとんでもない解釈が生まれる心配がありますから、その内容を充分検討する必要があるようです。第4項にも述べられているように、大学進学率がさらに上昇すると学生の能力差が拡大しますから、この点を考慮した対策が必要でしょう。

<その他>

「資産課税の強化」と言う提言には、直ちに賛成できません。

## 2 出生率に対する対応

### (1) 出生率向上策の必要性

少子化が原因で社会的経済的困難が生ずる、だから出生率向上策が必要だという考え方には、賛成できません。出生率の低下は問題の原因というよりむしろ結果で、経済成長の鈍化やそれに対する社会的対応の遅れがもたらした現象であると考えの方が自然です。少子社会をもたらした社会経済のひずみを正すことに、政策の焦点を絞るべきであろうと考えます。

少子化対策として、子供の数を増やすための財政支出の必要性が論じられていますが、賛成できない。過去の経験によれば、直接的な出生率向上策は即効性が無く、即効性のあるものは持続性がないことが多いわけです。子供に対する財政的支出は、子供の質の向上（育児・教育等）のための行われるべきでありましょう。その意味

ならば税制支出に賛成です。

「現状を見ると出生率向上策を採ることを躊躇している時期ではない。急激に進行する少子化を少しでも止める努力をするべきである。」という議論は、感情論にすぎません。

さらにつけ加えるならば、日本の少子化の直接原因は晩婚化、非婚化にあるわけですから、その原因の追究が先決問題だろうと私は考えます。欧米諸国でも、日本とは違った形ではありますが、伝統的な結婚制度が危機に陥っています。こうした諸国と共通する問題点を洗い出す努力が、少子化の根本原因を解明する有力な一つの方法ではないかと考えます。

## (2) 出生率向上のための施策

### <企業・労働>

現実の労働力不足に対応するための方策としては、おおむね妥当であろうと思います。とくに結婚後の女性が仕事を続けられるような環境整備、職場復帰の条件の改善策は、極めて重要でありましょう。ただしそれを出生率向上のための方策としてみると不十分だし、もしそのような方策が効果を持つとしても、それが実現するまでの時間的なずれ（産まれた子供が労働力になるまでに20年以上かかる）を考えると実効性に疑問が残ります。

### <育児支援>

女性の労働条件の改善、出産育児と仕事の両立を語る目的から見ると、有効で妥当な提言だと思います。ただしこれらは出生率の高低にかかわらず進めるべき施策ではないでしょうか。また、児童給付金によって出生率を上げようとする政策は、過去に失敗例が多くありすぎるように思います。なお一般に、育児支援策は既婚者に対しては直接利益が及びますが、これから結婚しようかどうか迷っている人を結婚に踏み切らせるためには、効果が限られると思います。

### <その他>

「地方に魅力的な居住空間と職場を創出し・・・」という提言は賛成ですが、こ

れまで人口の首都圏集中を引き起こした原因を取り除かない限り、なかなかうまく行くとは思われません。地方分権を進め、中央集権的行政構造を改めることから始めるべきではないでしょうか。



★前提認識は意義なし

★少子社会の姿

＜意識・価値観＞奇をてらった意見が多すぎる。少子社会の姿を想定するというテーマと齟齬があるのではないか。普通の考え方を前に出し、子どもの効用論、フリーライド論、「苦勞してまで」の山田説などもあるのではないか。

＜地域＞についてはこれからの市民会議でさまざまな意見が出てくるので補充すべき。

★少子化対策の考え方

最後のヒアリングの山崎、山田説を入れ、とくに山崎説を重視してほしい。

年金改革で3号被保険者に保険料負担を求めるなら、同時に共働き・専業主婦に関係なく「育児」をきちんと評価すべきだ。子供を産めない女性の抵抗はあるが、子を持つ家庭の専業主婦と共働きが離反しない。保険料免除はもとより、手当の支給、税額控除など様々な方法で、子育てを支援しない限り、出生率は下がり続ける。

東京商工会議所の提言にあるように、職場の育児支援環境が重要。提言にある男性の「部分休業」はとくに重したい。「一時パート」「在宅勤務」「育児休業延長」「育児手当延長拡大」「人口減少社会対策基本法」もぜひいれてほしい。

「少子化をめぐる前提認識と主要論点」に関して

木村治美委員

女性の専業主婦願望は、欧米とちがって、家庭内で経済力を握れる。つまり夫を稼ぎに出して、運用は自分という鵜飼いの鵜匠のような日本的慣習のせいです。  
女性にとってこんなうまいシステムはありませんから。

## 「少子化」対策に対する私見

委員 小林 登

「少子化をめぐる前提認識と主要論点（案）」を拝読し、多くの事を学んだ。「少子化」の要因は多種多様であり、そのメカニズムは構造的に作用するものであり、少子化現象は何か生きものとしての必然のプロセスのようにも思われる。

医学・生物学では、細菌を至適な条件で、試験管内で培養すると、始め細菌は増殖し細菌数は増加するが、その増加率は徐々に低減し、時間の経過とともに細菌数は減少し始める。すなわち、増殖に必要なエネルギー・栄養なりが不足するとともに、細菌が生活する結果作りだされる老廃物などが増加して、増殖を抑えると説明される。

また、マウスを飼育箱の中で過密な状態で飼育し、騒音なども付加して飼育すると、メイテングの頻度も低下し、生まれる仔マウスの数は減少するという。情報過多が原因かもしれない。

現在のわれわれの少子化問題と、上述の生物の現象とを直ちに結びつけることは出来ないが、少子化問題にある洞察を与えるものである。

生物の生存とその環境との相互作用を生物学的に研究する体系が「エコロジー（生態学）」ecologyであるが、その理念を応用し、人間の全てのいとなみをその立場から研究する学術体系を人間生態学 human ecology と呼ぶ。少子化現象も生物科学を基盤とする人間生態学の立場に立って広く分析する必要があると考える。

現在、御縁あって関西の女子大学でNHKなどのビデオを利用しながら「子ども学」を講義しているが、その反応は意外な程、結婚とか子育てに積極的な反応を示している。赤ちゃんのビデオを見れば、「可愛い」と喚声をあげ、ゼミなどで直接話し合うと、「25歳までには、結婚して子どもを3人生みたい」などと申し、400程のレポートの中で、「結婚反対」「子どもはほらない」というのは5枚ほどしかなかった。

この若い女性たちの心の中には、生得的な母性的なものがあることは明らかである。この女子学生が社会生活を始めると、何故にその母性的なものがしぼんでしまうのか、それを考えなければならない。その要因については、「少子化をめぐる前提認識と主要論点（案）」の中で多くが指摘されているものである。それを意識して、あるいは意識することなく、人々、特に女性が感じとっているのが、母性的なものが開花することなく、少子化がおこるのであろう。

したがって、少子化対策は、そのマイナス要因をひとつひとつ取り除くとともに、人間生態学の立場から、われわれの生活の「場」、なかんずく女性や子どもの生活の「場」を平和なもの、暖かいもの、優しいもの、住みやすいもの、うるおいのあるも

の、などにする必要がある。

現在の社会はあまりにも都市化が進み、自然が少なくなり、また遠くなり、住宅は不足とは言えないまでも、空間的には狭小であり、生活は多忙で逼塞状態になっている。また、人間関係にもうるおいがなくなり、なんとなくギスギスしていると言えよう。女性にとって、子育てしながら、家庭生活を営む心の余裕がないし、それを感じとっているのである。

したがって、人間生態学的に見て、生活の「場」をよくするため、社会全体をうるおいのある、優しさ一杯の場にするのが第一歩ではなかろうか。すなわち、社会の在り方を感性情報の点から考えるのである。

すなわち、テレビのスイッチを入れれば、1日何回かは童謡や子守歌のような、女性に関心ある歌が流れる。電車の中で、立っている老人や子連れの母親に席を譲るのが常識のような社会にする。都市計画も、子どもや女性を考えた計画にする (pedikistics) などである。

言葉をかえれば、女性指向型あるいは子ども指向型の社会にすることを意味する。女性指向型社会と子ども指向型社会とは表裏の関係にあるので、可能な限り子どもの声を聞くことは勿論であるが、女性の声を積極的に取り入れることが必要であることは間違いない。育児休業制度、保育制度から始まって、社会のあらゆる面で、女性が生活しやすい社会を作り上げるのである。勿論、男性の育児参加を含めて家庭業を分業することが可能なように、中・高の教育の中で家庭科などの体験学習を含めた教育のあり方、また、男性も育児休業、学校参観などが可能な制度も整備・充実しなければならない。

こういったやり方は、各省庁にまたがる行政の力が必要であることは言を待たない。現在、行政改革が取りざたされている折から、各省庁に分かれている女性・子どもに関係する行政を統括して、児童家庭省（庁）のような組織を、わが国に独自の立場で作って、この問題に当たってはどうか、と考える。

I. 全体として

一般的な感覚として、問題点は網羅されているが個々の問題の実現性、メリット、デメリットは残されたと思われる。

少子化殊に急激な少子化は未経験の状態です手探りの感があるが、もう一度メリット、デメリットを整理し、大局的に方針を考えてみる必要があるだろう。

適切な人口規模を伺ったことがあるのは過密も過疎も生物学的な実験結果一つをみても望ましくない事実が幾つもみられるからである。

出生率なども、まとめにみられる住宅問題、教育問題、雇用問題、その他で問題視される所で低い傾向はあるが、たとえば1人当たりの畳の畳数の多い富山県の出生率は低い、こうした解離のある所に性にない問題がかくれていると考えるべきである。期待した二つの曲線が交わってしまう所に問題があるという“たとえ”は何かを語っていると思う。

個体保存、種の保存は本能であって国家や社会に制御されるべきものではない。本能であれば環境に自ら適応して自然にプラスのベクトルが働く、人間の知恵は、本能の中にも価値の差を見出し、あるバランスをとろうとする。知識と知恵の及ばない所には動物的な処理しかなす術をしらずということになる。日本は幸いに前者に属するから適応現象として現在の状況になっていると考えれば、広い意味の環境整備の持つ意味は大きい。事の因果関係を明瞭にして国民のコンセンサスを得ての整備は、間接的な国家の管理となっても受け入れられる筈である。こうした場合自己利益にのみつながる対応はすべきではなく global に受け入れられる基盤を持った人間の育つ範囲での自然増を考慮すべきである。日本の将来の産業構造等を考えれば自ら人口規模も予想され得るから人口増はそれなりで十分という計算もなり立つであろう。専門外の事に口を挟むつもりはないが、企業のエゴと高齢化の辻褃合わせのよろいが見えかくれする感じはぬぐえない。現状は差し迫ったものとの認識が強いとすれば、そして国家の緊急事態と考えるならば、国民の信頼感を回復した上で、国家戦略としての100年の計を考えてるのに最も適した時期と考えることも出来る。

科学の進歩が方向づけされるのに非常事態をつくり出す様な政策をとられた誤りはただすべきではないか。自然の平和ボケが隔々そういう環境をつくり出したと考えれば必死の知恵は出てくるのであろう。

政策は熟慮された明快なものであることを望むが、前例がない以上 *try & error* は許されてもよからう。

よく軟着陸という言葉が使われるがロケット逆噴射が出来ない以上滑る様な着陸を意味しているのであろう、長い滑走路がなければ無理である。ねらった所に降りる為には、三点着陸が、ハイドロプレーンになる滑走路状態なら、むしろゴトンと落とすのが *best landing* でもある。

勇気を持って取り組まれることを希望する。

## II. 社会保障・医療保険等

外国人労働者の受け入れには、労災保険、医療保険、失業保険、住宅、年金、教育、地方選挙権の7つの権利を認めなければ無理という意見もあるようであるが、いずれは共生の世界が生まれるとすれば十分配慮する必要がある。戦後50年を経て日本人の心に残る差別意識には驚くべくきものがあるが、共に働く者として人間としての扱いに差別があってはなるまい。一度には無理としても手をつけるべき問題である。

各医療機関の外人患者からの医療費徴収洩れの実態を調べれば判る通り、患者は放置出来ず、治れば夜逃げ、行方不明等ザラである。医は仁術であるが医療は慈善事業ではない、問題は既に起こっていることを考えねばならぬ。

全労働力を日本人でという発想ならいざしらず、経済の原則（進出の機会も入るとして）から言って、国際的な人口移動は避けられぬならば上記の例とサンプルとして今から配慮すべき事柄であろう）

国民負担率等出来るだけ国民がわかりやすく説明しなければ年金、医療費、福祉など社会保障に手をつけることは議論を呼ぶに違いない。赤字国債にしても国民からの借金としてどれ丈の人が判っているのか、それを含めれば負担率はどうなるのかもっと実態を知らしむべきであって、納得づくの財政再建でなければ国民も言ってはくるまい。

既に論じられているので略したいがうなぎのぼりの年金支払、医療費、そしてこれから絶対に必要となってくる介護福祉その他を考えれば、世代間保障差等改善しなければならぬ点は山積である。

医療保険 e t c も受益者負担の考えはいれざるを得ず、高齢者でも所得差も考慮しなければならぬであろう。金、現物給付論などもあるようであるが決められたパイで医療内容の低下（質）、医療法で言う医師（労働者ではない）の義務とその評価（適正化）時代の進歩に伴う戦う医療内容変化に対する融通性等にどう対応するかが問題である。

医療費問題の取扱いは公費民間保険 e t c 多角的考えるべきで、健康保険組合の論理だけでも薬価問題をかかえ医師側の論理だけでもない筈である。形の上で医療法が改正されてゆくが、その方向が国家社会主義的な方に流れてゆくように感じているのは私だけではないであろう。

もし医療費額そのものを取出して抽出してみて、学問上予防医学の大切さが言い出されて久しいが、予防さえすれば医療費がずっと安くなるような異常はいくらでもある。

ただ社会保険が疾病給付であるためにどうにもならない。

1例だけあげる。5年程前の概算であるが、骨粗鬆症の医療費（老年期の婦人）である。

骨折の治療費

大腿骨脛骨骨折

入院+通院 740万円 × 39000人 = 3000億円

椎骨圧迫骨折

外来治療 600万円 × 100万人 = 6兆円/年

骨折予防のための費用（骨折率を1/2にするための費用）

ホルモン補充療法

52.8円 × 365日 = 19,000円 × 5年 × 87万人  
= 751億円/年

ビタミンD製剤 2812億円/年

イプリフクホン 3075億円/年 etc

更年期に入って骨量を計測してホルモン補充療法をやれば骨折その他高脂血症、循環器疾患の予防も出来るのに、それに対する給付や補助はない。

最近では上記の差はもっと増え骨量のピークが18才と言うに及んではその感じが強い。

こうした事例に対して、もっとflexibleな対応が必要なことがよくわかる。

### Ⅲ. 少子化に対して産婦人科的にみた具体策

高齢化が急ピッチですすみ寝たきりで家庭介護もままならずということでシルバープランがすすみ、そこへ少子化がはじまったということで子供を丈夫に育てなければとる子供対策肝心のその子供達を産む母親への対策は後まわしになった如何とも日本的対応である今後は統合的な対策を望みたい。

1. 女性の生涯の健康対策が打ち出され今年4月から市町村に対策がまかされた、周産期センター構想、不妊相談対策等が法的には実施されることになったが、市町村で予算措置をしている所は数える程。健康センターを持っている所は1/3で末端ではてんやわんやという状態が起こった。冒頭にやるべき時は思い切って述べたので、それはそうとしても末端に中央の善意を伝える難しさを訴えて今後の対策を考える参考にしてもらいたいと思う。

#### 2. 不妊相談、不妊治療

少子化といっても未婚晩婚が問題で、結婚した人は2.2（強）とそこそこ産んでいるし、不妊症の人々の挙児希望は強い。カップルの12%が不妊と考えられるからそれが妊娠すれば年間40万出生がふえることになる。問題は末端では相談していくらとってどうすればいいんだという混乱がおきている。こうした面倒をみるのが大切で本気でこの問題に取り組んでも問題は急速に解決の道を進む。体外受精の費用、自分の排卵コントロールのホルモン代薬高価であり、国立大学病院では文部省に聞いて費用を決めているが一回（一クール成功するとは限らない）は20～30万と一定していない。大変な仕事なので個人的にやればもっとかかる。こうした事を給付、あるいは援助等する方法はないであろうか。やむを得ない多胎で減数手術など行われているようであるが、倫理上の問題もあって注意もしているものの母体の生命等のことも考えると命令権を誰も持っていない以上どうにもならない。こうした医療費も馬鹿にならない。

不妊治療に補助をこれも一案である。

### 3. 分娩に対して

妊婦をめぐる背景が改善されない限り、子供は1人か2人それならばアメニティの優れた所で優雅にという人が増す々ふえている。日本の分娩の1/2は有床診療所、その1/2は9床以下の診療所であるが、それが“近所のいいお医者さん”の役目を果たしていた功績は大きかった。少産少子大病院指向となると月に1人~2人~3人。一人入院しても関連する部屋の全室に暖冷房が必要となると、そして複数の妊産婦がいないと困るならば採算はとれない。例えば中野区など分娩取扱い施設が1/3になつてしまつて久しいし、都立産院も統廃合が目立つ、残った施設に集中しても人件費e t cでセンターなどの医師は倒れる寸前にNICUが足りなければ母体搬送さえ受けられない。

新生児医、産科医等のヒト確保は緊急を要するが、その経営費はでないとするればどうなるか。

こうした現場の実態を知らずに、収縮剤乱用バッシング（特定の人々のキャンペーンにのった形）（周産期死亡、母体死亡統計をみればこのバッシング中に随分改善されていることは判るはず）が産科の医者もへる。妊婦のアメニティどころではない。

医師は不死身ではない。徹夜づかれで、外来も手術も分娩もやれ理由なくして診療を断ってはならぬe t c労働法と医療法の解離をこれ程感じ長としてはどのように扱えばよいのか苦境という他はない。受ける側のことも技術料と共に考えておくことも必要。

### Ⅲ. 均等法e t c

1. 均等法の中での妊婦その他の取扱いのまとめやっている中で気づいたのは法に謳う有給育児休業e t cの保護措置をとつている企業は1/3に満たぬということであり、大企業は全体の2~3%にすぎない為いろいろ義務化をすると中小企業は大変に困るので反対という結果を呼ぶということであった。これでは妊娠しようという気はおこらないであろう

省庁間のB a r r i o rをとつて本格対策を全部で考える他はないと思われた。

2. 保育所問題、養護学校、障害児のための対策e t c

安心して共働きが出来るといふ体制はどうしても作る必要がある。審議会の中で出てきた若い男性の他力本願の姿若い女性の自らが幸福ならいいではないかというエゴ。リプロダクティブヘルスライツの解釈のいい加減さ（女性も、国も）等は横に置いてこのことは言っておきたい

保育所はもはや善意で開けられるものではなく、それに頼るべきでもない駅前保育所は失敗だったとも聞くがやり方であろう。場所、周辺状況等によっては、昼間だけの保育所でも（持っている経験からしても）完全に赤字になる。あづかってほしいのは両親Or片親が必ず正規の勤務時間が確保出来る時間帯であり、そうなるとよい保育所（保育者の質人数 e t c）でなければならず公的補助なしでは成り立たないが、核家族はいやでもふえる以上誰も困った状態を救わない限り子供はふえない米国で17才までf o l l o w u pして、両親と一緒に育った子と保育所にあづけられた児に知能、体質などに差はみられなかったというd a t aもあり何処につくるかが大きな問題で団地で作った所、子供達が育つてしまつて、園児がゼロという話もある。しかし、いいものをつくれれば他からくることもあるし、あるいは転用も考えるのも一つである。



障害児施設を援助している立場として障害者がそこで育っても行き場がなく、障害児が通院してくるという実態もある。且つ全くひどい施設もある。私が老人だから言うわけでないが、老人施設が立派になったのはよいが、同時に子どもの施設への心くばりも必要であろう。

#### IV. むすび

審議会で配られた資料から可能なものを抽出すれば済むと思われる程のご意見があるので、極く一部感想を述べた。

日本の文化はすばらしいものがあると思うが、日本人の享受している文明の解釈や運用は爛熟期に達して崩壊のきざしさえ見ている感じがする。心理学者もおられるのでふれることはしないが、こうした時代にした大人の責任を問い直し、人間として最低必要な節度は、持たせたいとつくづく思う。

大学の教職にいたものとして自由度の広い教育の出来る義務教育は高校までにするとか、カナダのように早く就職したいものは休み返上で在校期間を短縮する制度（一部でよい）入試の歪みを取りむしろ卒業でふるいにかけるなど、人格無視の知識つめこみややめ人間性をとりもどすことで家庭や社会への関心を持たせるなどしてほしいことが多い。

希望は多いが何事も必要がなくなった人々の意見は経験を語るに陥りやすいので、若い世代これからの人々の本音をもとに、むしろそのまとめに経験を利用する努力も望みたい。

少子化対策殊に出生率増加策を政府が行うことについては、国民の間に当然強い疑問がある。一方で増加する人口を養えない「持たざる国」を口実として侵略戦争をはじめながら、戦争遂行のためにも「生めよ殖やせよ」と言ったのは20世紀前半の日本政府であった。戦後改革による内需を起動力として人口増加にもかかわらず物的な豊かさを作り出すことで日本ははじめて先進国入りし、少子化という先進国共通の問題に直面しているのであるが、それに対して短絡的に直接の効果を求めて対策を考えるのは、ともすれば問題の多い現状の継続を求めることになりかねない。むしろ少子化のもたらす問題を、より大きな望ましい社会のVISIONを求める一つの契機とするのに役立てることを視点としたい。

1. その意味でまずあげたいのは、子供を望まぬ男女の激増が言われる中で、夫婦とも子供を熱望して、しかも得られないケースも決して少なくないことである。これは坂元委員に教示を仰ぐべきであるが代理母のような倫理的問題の大きい方法を避けてなおかつこの熱望にこたえるために研究から医療制度までどのような施策が可能であり、かつどの程度の効果が見込めるかを抑えておきたい。
2. 少子社会が高齢者と女性とのより大きな社会参加を求めることはほぼ共通した認識であるが、高齢者は一方で活動意欲のある高齢者を増加させているとともに女性の社会志向を強めているだけに、それらの意欲に応え、希望を実現する機会として活かすことが望ましい。そのためにも、技術革新特に情報化の効果を積極的に利用し、フレックスタイムやテレワークの推進は当然であり、これは労働条件だけでなく、ヴォランティア活動の支援にも及ぶべきである。
3. 従来の社会保障がいちじるしく高齢者に偏った制度を生んでいるのに対して、現役世代との均衡を確保することは、公正の観点からも必要であり、山崎泰彦教授の年金制度による出産育児支援の提案に賛成する。男性の結婚願望に対して女性のそれを弱めているのは、結婚によって失う機会費用が大きいからであり、この事態を改め、若い世代の当然の欲求に答えるには世代間の公平が必要である。さらに現在の保育的制度は単純労働、パートなどに合わせているが、女性が高度の仕事をつづけるためには、少なくとも当面、これを支える対策が求められよう。
4. 女性の結婚願望を抑止するのは、もちろん機会費用だけではない。サラリアートの家庭に典型的な男性優位の問題があり、専業主婦を前提とした社会制度の残存がある。この点は男性の意識改革、差別の解消と共生の実現を生み出すのに役立て、家庭のあり方を改めたい。
5. しかし、男性の意識改革を抑止するものは、もちろん企業等組織に人格的に従属する強い風土がある。雇用関係の優先が、男性に家事、育児、教育への参加を制限し、働く女性の負担を大きくする。女性が高度の職業についてた場合に困難が拡大化するのはもちろんであるが、専業主婦の場合にも家庭教育への夫の参加は多くを期待できない。男性

の職業生活のあるべき姿に戻す努力を強く求めたい。

6. 現代日本の教育に最も欠けているのは、子供の自立支援のきびしさである。自立の問題は学歴をつけることに収れんされ、それ以外は手近な欲求の充足と過保護によって自立に必要な資質をSPOILし、親離れ子離れをむつかしくしている。専業主婦の教育熱心とは要するに学校教育への子供の適応の支援であり、外で仕事に追われる父親が家庭では精彩なく、子供に甘くなるのは、むしろ標準的な風景である。母親もまた仕事をもち、両親とも私的時間をもちながら、一方家庭生活において負担をわかち合い、成長とともに子供もこれに参加することをおいて、家庭教育の再建はなく、保育制度の選択はこの前提において大きな意味をもつ。中等教育の終了とともに親離れすることを視野において、セルフマネジメントの能力を身につけさせることは、頼もしい次の世代を作る道であり、結婚願望をもちながら、あるいは子供をもつ希望をもちながら、安易な現状に流されるような弱さを脱け出す可能性を作る。もちろん身近で安易な欲求の支配を脱け出すのは容易ではないが、困難にあいながら、より深い満足を味わう経験はより望ましい生き方を築く道につながる。ヴォランティア活動は一つの例示を見ることができよう。
7. 旧中間層の問題、過密過疎の問題、supply siderの過度の影響力と不可分の政治的無関心、特に若年者の問題に立ち入るのは、ここでは控えるが、傾向の力を不可避として、対症療法を考えることに対してより公正な社会、より人間的な生き方を求め、またそのような欲求に耳を傾けながら、障害を克服する道をさぐることの必要性を訴えたいと思う。

## 1. 少子社会の将来像について

各界の少子化対策についての意見には、それぞれそれなりの意義は認められるが、個人の感触としては、いずれの意見も明確な将来像を描いた上で厳密に検討された対策ということではなく、漠然とした将来像つまりは、人口が減少を続ける社会、或いは、現状よりも人口の絶対数が少ない社会（その程度は明らかではない）を想定し、現状との比較において問題点を整理した程度にどまっているような感じをうけた。

国家の存続を大前提とする限り、

第1には、人口の減少が限りなく継続するとみるのは非現実的であり、いずれは下げ止まらなければならないであろうこと。

第2には、国家としての民族構成について、依然として従来純血主義が維持されるものとみるのか、或いは多民族国家への途を歩むとみるのか、また、後者の場合、従来の日本民族が引き続き主体制を維持するとみるのか、或いはそうでないとみるのか、このあたりの将来像を明確に描いた上で少子化対策は検討されるべきであり、この点各界の意見はややもの足りない感は否めず、更に一段の掘り下げが必要であるように思う。

## 2. 少子化対策について

少子化対の対象となる分野は大きく分けて3つあるように思われる。

第1は自律性、適応性の強い分野、たとえば、経済の分野のように、新たな事態の変化に自律的に十分順応していくであろう分野、

第2には自律性、適応性の比較的弱い分野、たとえば人口の都市集中化による過疎化の問題、これは都市生活の方が人々にとつてより魅力が大きいため、常に進行しつつある現象であるが、少子化によって更にその進行が加速されるような分野、

第3に社会保障関連のように、公的に制度が確立されており、少子化により、その制度基盤の見直しが迫られるような分野、に分けられよう。

第1の分野は、勿論のこと特段の対策は必要としないが、国家的に包括的にその推移を見守っていくことは必要である。

第2の分野については、国家として、好ましい方向に誘導すべく間接的、側面的な方策は講じていく必要がある。

第3の分野については、特に年金制度にみられるように、給付を維持するための負担が過大となることに対する対応策が問われることになる。

即ちこの場合、第1に給付水準見直し問題が提起され、社会情勢の変化によって不必要となった部分は先づ削減される必要があるが、制度目的、ないしは制度理念から最小限必要とされる給付部分については、何らかの形で維持されるべきであり、仮に負担能力との兼ね合いから一部カットする場合には、このカットされる給付部分は別途の何らかの代替措置でカバーされなければならない。たとえば、この部分については旧来の家族単位での扶養を求めることにするのか、或いは企業年金として企業単位でのカバーを

求めることにするのか、いずれにしろ、その代替措置を明確に提示しなければならない。即ち、安易な直接的な負担削減策のみでは、現実的な対応策にはなりえないことは留意しておく必要がある。

なお、ついでながら企業年金として企業に責任を求める場合には、もともとそのような能力を有しない零細企業の従業員をいかに救済するのかについての国家的な方策も併せて示す必要があることはいうまでもない。

### 3. 出生率回復策について

冒頭にふれたように、民族の純血主義を維持する場合は勿論のこと、多民族国家に転身する場合においても、日本民族が依然として主体性を確保していこうとするならば、出生率の置換水準程度までの回復は将来的には必要である。

この回復策は大まかに見れば2種類に分類できるように思われる。

その1つは、各種議論の中で出てきたように、子供は社会保障制度特に年金制度が充実する以前においては投資財的な要素が強かったが、社会保障制度が充実した現在においては主として消費財的であることは否めない事実である。

このような消費財化した前提の下における理想的な子供の数は、各種調査によれば置換水準をやや上回る程度であることが報告されている。

ということはもし子供を作ることのさまざまな制約要因を排除することができるならば、子供の数は限りなく置換水準に近づくであろうことが期待される。

この制約の排除策が第1の分類に属するものであり、たとえば育児休業制度の充実などはこの分類に属する方策である。

第2には、制約の排除とは係わりのない、たとえば育てた子供の数に応じて親の年金に割増をつける、或いは保険料に差をつけるといった種類の方策もありうる。

この第2区分に属するものは、説得性、論理性には欠けるが、その効果には無視しえないものがある。

これらのことを十分意識した上で、方策を整理することがのぞまれよう。

### 4. 少子社会のPRについて

少子社会の認識は、一般的にはまだ十分ではないように思われる。

少子社会は一つには人口の減少を、もう一つは人口構造の高齢化の二つの側面をもっており、このうち高齢化については、もう一つの要因である死亡率の低下がかなり先行して進んだため、すでに国民一般の間に実感として理解が行き届いているように感じられるが、人口の減少については、いまだ現実とその状態に到達していないこともあり、その事態について十分な認識がえられていないように思われる。

従って、この少子社会の問題を国民の議論の場にのせるためには、将来予想される人口減少の具体的姿をもっと国民の前に開示し、各分野に与える影響についてもある程度予想を提示していくことが必要なように思われる。

## 「少子化をめぐる前提認識と主要論点」に関して

河野 稔 果 委員

先日人口問題審議会にて示された「少子化をめぐる前提認識と主要論点」は大変良くできてると思いますが、二、三追加的意見を申し上げます。

1. 一橋大学高山憲之教授がこれまで述べられているように、現在子育てを担当する30歳代の1人当たり所得がほかの世代に比べて相対的に低いことが、出生率低下の一因であると肯けます。この年齢層に対してもう少し手厚い待遇を行うべきでしょう。そもそもこれは、本来的に日本の終身雇用・年功序列的の制度によるところが大きいと考えられ、あとでも述べますが、現在この制度の見直し、改革の時機に来ているのではないのでしょうか。
2. これから日本の労働力は不足することが予想され、それに対して女性や若い高齢者の労働力参加は必要なことです。そこで彼等が実際に働けるような企業・団体の受け入れ体制を改善しなければいけません、多くの改革が必要だと思います。たとえば、女性が出産・育児で職場を相当期間離れた場合、日本の企業では、実際に彼等の復帰を快く受け入れる状況にはないのではないかと思います。
3. 日本の企業・官庁・団体では、幹部候補生というものが人生の比較的早い時期に決定され、社会流動性が固定化されているようです。大器晩成型の人間能力をもっと有効に活用するためには、昇進のための多様な競争原理を30歳代、40歳代の就業者に対して導入すべきではないのでしょうか。早い時期に幹部候補生とそうでないものとの間の身分が固定され、あとはそれぞれ年功序列主義で運営されるという社会のmobilityの原理は、今後見直される時期に来ているのではないのでしょうか。
4. 昨今の出生率低下の大きな原因の一つは、適齢期の男女が以前と比べ結婚しなくなったことにあります。この点がまだ一般に広く認識され、理解されていないので、マスコミ等でもっと強調されてしかるべきだと思います。また、結婚することが若い男女にとって経済的負担を被るということであれば、それを軽減する方策を行政でできるだけとるべきかと思えます。すなわち、(1)若い年齢の結婚している男女に対して税制の優遇をもっと行う、たとえば共働きの女性の所得控除額をもっと引き上げる。(2)結婚資金を低い金利で借りられるようにする等々。さらに、現在民間で行っている結婚斡旋の活動を拡大し、もっと容易に、もっと広く利用できることを考えたと思います。地方自治体が結婚相談所的役割を果たすべきとまでは申しませんが、全般的にこの方面の活動がN G O、ボランティア・ベースでもっと行われてもよいと考えます。

# 前回提出

(資料1)

出生率低下の原因・背景 (検討のための素材)

( )内は有識者からの  
意見聴取における関連意見  
を整理したもの

## 1 結婚のもつ価値に対する意識と現実の差

出生率低下の直接の原因は、晩婚化の進行と未婚率の上昇である。  
未婚女性の9割がいずれ結婚するつもりであるが、現実には晩婚化と未婚率の上昇が進行している。

国民の生活水準が上昇する中で、性別役割分業の考え方があまり変わらな  
いままに男女ともに高い生活水準の維持を志向していることが原因ではない  
か。

- 女性にとって結婚が、今までの人生がチャラになって次の人生になるとい  
う意味で生まれ変わりであり、よりよく生まれ変わるためによりよい相手を待っ  
て晩婚化が進んだ。また、男女ともに専業主婦願望が強く、女性は、ある程  
度の生活条件を保障してくれる男性がなかなか現れないため、結婚が遅れる。  
男性は、結婚後の生活水準に責任を感じるために結婚が遅れる状況。
- 男女ともに、親元での独身生活が豊かであるために、若くして結婚し親元  
を離れることは生活水準の低下を引き起こす。そのような苦勞をしてまで結  
婚したいと思わない。親の子供に対する甘さが結婚を妨げているのは明らか。

都市部の社会参画志向の女性にとっては、仕事と育児を両立させる新しい  
夫婦像の不在が原因ではないか。

- 女性にとって、結婚、出産、育児によってライフコース (人生設計) が中  
断されることの機会費用が高い。
- 首都圏の上場企業勤務者に仕事と育児の両立が困難なため、育児への不安  
感が強い。また、仕事時間の長さ、施設保育への漠然とした不安、子どもに  
は手をかけた方がよいという規範感が育児退職希望を引き起こし、そういう  
人に結婚時期の遅延が起きている。
- 仕事と育児の両立への不安感がぎりぎりの所まで結婚を延ばすという行動  
を引き起こしている。

## 2 子育てについての障害

夫婦の平均出生児数、予定数共に2.2人前後で、理想子ども数2.6人との間には差がある。その理由は経済的理由のほか、「高齢で産むのはいやだから」「育児の心理的・肉体的負担に耐えられないから」である。

- 長時間労働など男性に滅私奉公を求める職場慣行や専業主婦を前提とする性別役割分業型の考え方が、男性の育児への参画を阻み、育児との両立を志向する共働き女性はもとより、家庭保育の女性にとっても、育児負担感増大の原因となっているのではないか。また、このことが晩婚化や未婚率の上昇につながっているといえないか。

- ・ 家庭と両立するように企業社会を見直すこと、特に男性の労働時間の見直しが鍵。今日は妻が残業だから、先に帰って子どもの面倒を見るんだと言ったら、みんなが良かったねと言ってくれるような会社にすることが大切。すなわち、企業社会が、男性の滅私奉公を求めず、男女ともに子育てと両立するように平等に働くことを認めるようにすること、企業社会のノーマライゼーション（企業以外の社会と同様、心身頑健な壮年男性だけではなく、老若男女、妊婦や障害者など様々な人がいるようにすること）が大切。
- ・ 職業に関わるインフォーマルな拘束時間（同僚・顧客との付き合い、通勤時間等）が長いこと等、日本人全体の働き方、仕事のやり方に問題がある。そういった労働観、職業観、経済に対する考え方といったものを作り変えないと、小手先の施策では事態は変わらない。
- ・ 終身雇用、長時間就業という日本的雇用慣行、高度な性別専業、分業体制は経済効率が高いかも知れないが、少子化という外部不経済を引き起こしている。

- 弾力的で多様な利用しやすい保育サービスが少ないことなど、ニーズに対応するサービスが十分に育っていないことが、共働き女性の育児負担感を増大させているのではないか。また、このことが、晩婚化や未婚率の上昇につながっているといえないか。

- ・ 日本は、規制が多く硬直的で利用しにくい公的保育所か、価格が高い民間のベビーシッターや保育所しかない。アメリカでは高校生などが一生懸命ベビーシッターをして働いていて、気軽に利用できる。
- ・ 都会部人口増加地域では低年齢児保育サービスに待機が多い。



### 3 子どもの持つ意味の変化

合理的な個人は、子どもから得られる価値に見合うまでの費用をかける。出生率の低下の背景には、子どものもつ価値、かかる費用の変化があるのではないか。

○ 子どもが親にとってもつ価値が、投資財から消費財に変化したのではないか。

- ・ 子どもを豊かな環境で育てるためには、たくさん子どもをもつことは生活水準を下げる効果しかもたらさない。

○ 消費財としての価値を高めるために子どもに手をかけることが、教育費等子育てのための現金費用を増大させているのではないか。  
また、女性の高学歴化、社会参画志向の高まり等により、子育てのために女性が仕事を辞めることに伴い失う賃金や社会的人脈というような機会費用も増大したのではないか。

- ・ 合理的な個人は、子どもから得られる価値に見合うまでの費用をかけるが、費用には、住宅費や教育費のような現金費用の他に、仕事を辞めることに伴い失う賃金や社会的人脈というような機会費用があり、機会費用の認識が非常に重要になっている。

## 低出生率への対応についての基本的認識（検討のための素材）

### 1 出生率向上を直接の目的とする立場

少子化が社会全体に大きな負の影響をもたらすことから、出生率の引き上げを直接の目的として施策を講ずるべきだとする立場

### 2 出生率向上を結果として期待する立場

少子化をもたらした社会経済のひずみの是正を図る中で、結果として出生率の向上を期待する立場

### 3 出生率向上には不介入の立場

地球環境の保全、世界人口の増加抑制の立場から日本の人口減少を望ましいと見るか、又は人口減少は望ましくないが外国人の導入により解決できると見て、出生率向上を念頭に置いた施策を不要とする立場

## 少子化をめぐる前提認識と 主要論点(案) 討議資料

【有識者意見】はこれまでの有識者からの  
意見聴取における関連意見を整理したもの

【ホームページ意見】は厚生省ホームペー  
ジに寄せられた国民からの関連意見を整理  
したもの

【各省意見】は、各省幹事会で出された関  
連意見を整理したもの

## 目 次

	頁
I 前提認識 .....	3
II 少子社会の姿 .....	4
少子社会としてどのような社会を想定するか。	
<意識・価値観> .....	4
<経済・労働> .....	6
<地域> .....	8
<社会保障> .....	9
<教育> .....	10
III 少子化対策の考え方 .....	11
1 少子社会への対応 .....	11
人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会 構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。	
<意識・価値観> .....	11
<経済・労働> .....	13
<地域> .....	16
<社会保障> .....	17
<教育> .....	19
<その他> .....	22
2 出生率に関する対応 .....	23
(1) 各種の施策を講じ、出生率を向上させる努力を行うこ とが必要と考えるか。また、必要と考える場合、施策を 検討するに当たり配慮すべきことは何か。 .....	23
(2) 出生率向上に結びつくことが期待される施策としてど のようなものが考え得るか。	
<企業・労働> .....	26
<育児支援> .....	28
<その他> .....	31

## I 前提認識

将来出生率が相当程度向上するとしても、今後少子化が進み、人口が減少していく社会、年少人口より高齢人口が増加していく社会（少子社会）になることは避けられない。

## II 少子社会の姿

少子社会としてどのような社会を想定するか。

<意識・価値観>

### 【有識者意見】

- 今までは、都市では核家族化していても、盆正月の帰省や祖先の墓参りという形で、意識の上では直系家族志向が続いていた。しかし、現在では、都市には帰る所をなくした人々があふれてきている。今後は、一人っ子同士の結婚が増え、どちらの親を看、どちらの家を継ぎ、どちらの墓を守るのかの問題が生じ、断絶する家系が増え、直系家族の伝統を維持することは困難になり、イエ制度は崩壊する。
- 少子化の根底にある心理傾向、つまり自我が肥大化し、かつては祖先への信仰が担っていた自分の存在を支える基盤を失い、全てに不満、不機嫌な社会になるおそれがある。
- 高齢者と若者との間での緊張が高まる。
- 個人の価値が高まり、国家や社会に奉仕する考え方が支持されなくなり、更に少子化が進むと、14世紀イタリアのように刹那主義、快楽主義的傾向が強まる可能性もある。
- 経済的にうまくいけば、人口減少、不景気の時代に起こったイタリアルネッサンスのように、企業は設備投資に向けていた利益を社会還元し、大人が多くなることから成熟した文化が求められるなど爛熟した文化が生まれる可能性がある。
- うまくいけば、少子化の中で一人一人が自分の能力を伸ばしながら、個人の能力を伸ばすだけでは人生は楽しくないのだということを学び、新しい形の家族が生まれる。
- 年功賃金が平準化してくると、親元の独身者が経済的に親に依存することが困難になり、晩婚化は止まる。また、男女共働きが前提となると、収入は少し低くても家事を手伝ってくれる男性がもて、どうせ家事を手伝うのなら収入の高い女性がもてるというように長期的には恋愛感情も変化して

きて、男女ともに結婚しやすくなる。

- 人口減少初期の苦痛、例えば高齢化の急速な進展を乗り切れば、日本の社会が抱えていた基本問題、例えば、男女の不平等、個人の能力開発の阻害、イエ制度という課題を解決するいい機会となる。

### 【ホームページ意見】

- 競争が少なくなると良いような気がするが、さみしい気もする。
- 全てのことにおいて世の中が沈滞する、活性化しなくなる。
- 衣食住は家族がいなくとも満たせるのだから、すべて自分のことは自分で責任をとり、いかなる孤独にも耐えられる人ならば家族は不要かもしれない。

少子社会としてどのような社会を想定するか。

<経済・労働>

【有識者意見】

- 労働力が不足すれば、女性や高齢者の労働力率が上昇するか、国外からの労働移動が盛んになるか、賃金が上昇するかであると考えられる。
- 女性の就業率が高くなれば、それがさらなる出生率の低下につながり、労働力不足となる循環が生ずるかもしれない。
- 海外からの労働移動に関しては、西欧に見られるような異文化を持った人々と社会的に共存できるかの問題に直面する。
- 賃金が上昇すると、産業の国際競争力が低下し、空洞化が進み、人口減少以上に労働需要が低下するおそれがある。
- 若年労働力の急速な低下は、産業界が新しい問題に挑戦し、解決していく能力を弱める。
- 労働力人口の減少、貯蓄率の低下、社会保障負担の増大に伴う企業投資の減少などにより経済成長率が低下する。
- 経済成長率の低下により財政規模も縮小し、成長、安定、公平という財政の従来のも機能も低下していく。
- 人口の増加により長期的には地価は上昇するはずだという期待の下で、先取りの地価が上昇し、それを担保として金融が行われていた仕組みが基本的に変わり、企業行動が変わっていく。給料が大幅に上昇する前提の下で、長期多額の借金をして持ち家を手に入れていたが、その成功物語が成立しなくなり、家計行動も変わっていく。
- 現状のまま推移すれば、高齢化の進展に伴う社会保障負担の増大、経済成長の鈍化により、現役世代の実質の手取り所得が低下する社会が到来する可能性が高い。
- 産業の空洞化が急速に進展することにより、質の高い雇用が失われる可能性がある。
- 若年労働者の減少による労働生産性の低下等、経済成長率の低下要因に対しては、経済、社会の方がこれを十分に修正していくと楽観している。企業構造の変革や技術革新は既に相当進んでおり、今後女性労働者の量的の



みでない質的活用や高齢者の大幅活用が進むと予想される。更には有能な外国人労働者の流入の可能性も十分あり、これらが相まって生産性を高め、少子・高齢社会の様々な課題を克服するのに必要な経済の3%に近い成長も可能である。

### 【ホームページ意見】

- 経済を維持していくことは困難であり、現在の生活水準が維持できなくなる。
- 労働力人口の減少により日本社会の発展に深刻な影響を与える。
- 企業は人減らしをしており、少子化は雇用問題においては大変結構なこと。

### 【各省意見】

- 少子化に伴って労働力不足が生じる可能性を論ずるに当たっては、我が国産業の国際競争力の維持、強化のため生産性の向上が課題となっていることや少子化のもたらす国内需要の減少も考慮して、労働力需要についての適切な見通しをもつ必要がある。また、仮に社会全体を見て量的に労働力不足となったとしても、少子化・高齢化の進行、女性の一層の社会進出、労働者の意識変化等の労働力供給面における変化、急速な技術革新、国際化の進展、産業構造、就業構造の変化等の労働力需要面における変化による様々な需給の不適合の存在により失業が増大する可能性もあり、それを踏まえた施策展開が求められている。

少子社会としてどのような社会を想定するか。

<地域>

**【有識者意見】**

- 人口減少地域が増加し、そこでは、自治体基盤が崩壊、住宅、商店、道路等の蓄積された資産が消滅していく。
- 人口減少地域では、若年層が少なくなり、消防防災機能に支障をきたしたり、教育や医療も他地域に依存せざるをえなくなったり、残された高齢者への支援も困難になる。基礎的自治体サービスが失われていく。
- 人口減少地域では、耕作放棄地が増加し、里山に入る人がいなくなり、森林や国土の保水、維持管理機能が低下していく。
- 過疎だけが生ずるわけではなく、過疎と過密が併存している。

**【ホームページ意見】**

- 長期的に見れば、後世の人々にとって住み良い環境になる。

**【各省意見】**

- 人口減少地域では防犯機能も低下する。

少子社会としてどのような社会を想定するか。

<社会保障>

### 【有識者意見】

- 社会保障の需要は拡大し、社会保障負担が増大する。
- 日本の社会保障が従来諸外国に比べ対GDP（国内総生産）比が小さくしかもほとんどが高齢者向けだったのは、若年層向けの部分がほとんど企業や家族の中で行われてきたからである。財政的にはあまり費用を要しない規制という手段で低生産産業の保護が行なわれてきた結果、企業は雇用を維持し失業を防ぐと共に、福利厚生制度で若年者向けの社会保障給付の代行をできたのである。しかし、今後、規制緩和が進むに従い、企業や家族の中で代行されていた部分が表に出てきて、社会保障制度の拡大、負担の増加につながる可能性がある。
- 社会保障制度も税制も賃金も、個人単位が原則であるべきと考えるが、日本の現状では、家族形態は多様であり、女性の労働力率がまだ50%であるため、原則だけでは貫けない面がある。今後、女性の就労がM字型を描かずに70%から80%になってくれば、この問題は自動的に解決するだろう。

### 【ホームページ意見】

- 高齢者の方が若者よりも多くなって、十分な福祉ができなくなる。
- 年金、保険などの仕組みが回らなくなり、極めて危険な状態。

少子社会としてどのような社会を想定するか。

<教育>

#### 【有識者意見】

- 密度の濃い初等中等教育や質の高い高等教育が可能となる。
- 大学教育が普遍化し、受験競争も相当緩和する。
- 人口減少という規模の変化は、供給側の要因が一定という条件を満たさない限り、直ちにゆとりというような利点にはつながらない。
- 年少人口の減少は親子関係や家族関係にも影響を及ぼすので、単に数が減少するという規模の問題としてだけ少子化の影響を論ずるのは困難。
- 少子化が進むと、親が子供にかける期待が高まり、子どもの質をめぐる競争を非常に激化させる。
- 少子化が進むということは、知的能力の高い者の絶対数が国際比較で見ても減るということを意味している。

#### 【ホームページ意見】

- 子供が少なくなれば、子供に対するサービスの密度が高まる。

#### 【各省意見】

- 少子化が進むということは、知的能力の高い者の絶対数が国際比較で見ても減るということを意味するという見方については、知的能力で人の資質を区分することにならないよう、また、対応策として知育偏重の英才教育を推進することにならないよう、留意する必要がある。

### Ⅲ 少子化対策の考え方

少子社会になることを踏まえて必要となる対応や出生率に関する対応はどうあるべきか。

#### 1 少子社会への対応

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<意識・価値観>

#### 【有識者意見】

- 現在、我々が直面している少子化は構造的なもので、程度はともかく長期にわたって続き、回復するかどうかもわからないものであること、また、これは日本の歴史始まって以来のことで、極めて影響が大きいことを広く国民的に理解するべきである。
- 人口成長経済の下で作られてきた経済の構造や循環の仕方、生活のあり方、ものの考え方、企業行動全てが、人口は減るものという前提の下に変わらなければならない。
- 社会の持続可能性の保障、人間の質と量の再生産のために、我々の社会体制が有効に機能しているかを真剣に再検討しなければならない。
- 個々人が自己の能力を伸ばしながら、同時に、誰かの役に立っていることに喜びを見いだすような生き方を模索することが日本人の課題である。
- 企業社会で自我を抑えてきた男性がもっと自我を主張できる存在になるべきである。これにより男女の関係や企業のあり方も変わっていくのではないか。
- いろいろな生き方を認める多様性に対する許容度をもっと上げていくべきである。
- 生産力の拡大自体が自己目的化している現代社会を正常な人間の感覚から反省し、再構築することが求められている。
- 子どもが少なくなったから増やすと考えることもいいが、いろいろな状況に対応できる知恵を思いつけるような能力のある人間が増えるような、言

- 葉や宗教や美学が異なる人々とも絆を結びあえるような社会を考える。
- 人生を80年として捉え直し、65歳以上という高齢者の定義も見直すべきである。
  - 年齢は、年金支給開始や老人医療受給開始など社会制度が決められている側面が強い。社会制度を変えることによって実質的に年齢のもつ意味は変えられる。
  - 学校を卒業して勤め、退職して余暇を楽しむ、というような単線的な人生から、学習、余暇、労働を何度も往復する複線的な人生に変わることが必要。

### 【各省意見】

- 社会制度を変えることによって年齢の持つ意味を変えられるとしても、社会通念の実質的な変更には多大な政策努力が伴うことを行政は強く認識する必要がある。
- 高齢者の多様性を社会的通念として認識し、一律に高齢者と一くくりにしないことが重要。
- 今後の我が国は、少子化・長寿化の進展等により超高齢化社会に向かっており、高齢社会を生きていく子供たちをどう育てていくかは、社会にとっても、子供たち自身にとっても重要な問題。

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<経済・労働>

### 【有識者意見】

- 資源や環境の制約を踏まえ、資本の超長期にわたる効率的な利用を考えるべきである。
- 高コスト構造を是正するための柔軟な雇用制度、柔軟な会社経営を可能とするような規制緩和、社会資本整備を進め、地場産業の集積の活性化を行う。
- 新規産業を育成するために、産学官の連携により技術の芽を育てるとともに、人材の育成、人材移動の円滑化、リスクマネー（危険性を伴う投資への資金）の供給の円滑化を図る。
- 個々人が有している潜在能力を最大限発揮できる仕組みを開発するに尽きる。つまり、何が必要か必要でないかをよく見極めて、労働力の配分を行う。
- 定年延長や雇用の流動化、フレックスタイム（弾力的勤務時間）やテレワーク（遠隔勤務）の推進など、高齢者・女性が働きやすい環境を促進する必要がある。
- 出産・育児に伴って就労を中断する者は非常に多い。女性の就労を促す上で育児休業の普及が課題であり、そのために、期間延長、育児休業給付の改善に加えて、期間中の事業者の社会保険料の免除を行う必要がある。今の制度は、育児休業取得者がいる企業のみが負担を負うので、普及の制約要因になっている。
- 一生懸命働き技術革新していく「生産革新の時代」から、蓄積された資産や限られた資源を如何にうまく使いみんなで分け合うかという「分配革新の時代」に入ることが必要である。日本は国際的に見ても経済的な基礎的な力は恵まれている。今のうちに、ソフトランディング（軟着陸）に向けて適切に資源の配分を組み直していかなければならない。
- 経済構造改革を進めるとともに、公共投資の見直し、社会保障制度の見直しなど痛みを伴う財政構造改革、社会保障構造改革を進め、ハードランデ

ィング（激突するような着陸）をソフトランディング（軟着陸）にもって  
いくことが必要。

- 少子・高齢社会において個人や企業の活力を増すよう、税制については、  
所得税の限界税率を引き下げ、間接税を広くもう少し厚くし、法人税にし  
ても税率を引き下げ、資本の取り引きにしても、海外から資本が流れ込み  
やすいようにする。
- 外国人労働者の受け入れについては、労災保険、医療保険、失業保険、住  
宅、年金、教育、地方選挙権の7つの権利を日本社会が十分に外国人に対  
して認めるのなら入れればよいが、そうでないなら入れるべきではない。
- いわゆる3kの分野に外国人労働者を入れるというような発想ではなく、  
移民法を作って、一定以上の資産のある人、技術のある人など日本をよく  
するためにどういう外国人に入ってもらいたい基準を明確にし、そうい  
う人に選んでもらえるような国づくりをすべきである。
- 日本では、長期的には出生率が低下しているが、都市地域から地方圏に補  
助金や地方交付税という形で資金を移転し、そこの出生率を引き上げて、  
そこで生まれた子どもが都市に出てくるという循環構造の中で、出生率の  
大幅な低下をくい止めている構図になっている。これを地球規模の視点に  
拡大すると、先進国が開発途上国に援助を行った結果、乳幼児の死亡率が  
低下する等人口が増大し、そこで生まれた若年労働力が先進国に移住し、  
先進国の人口の減少や高齢化の速度を緩和するという循環構造になるが、  
現在は、労働力の還流のところで歯止めをかけているため、人口移動に閉  
鎖的な先進国で人口の急減が起こることになっている。人口の減少を問題  
視する時には、国内で起こっている循環が国際間で生じる可能性もあり、  
国際的な人口移動にどういう考え方をとるかということが大きな問題であ  
る。
- 経済構造改革の発想にあるように産業構造の変換を図り、より付加価値の  
高い産業に転換させ、それにより、労働生産性を上げることによって生産  
年齢人口の減少を補う。

### 【ホームページ意見】

- 高齢者、女性の就労を促進すべき。
- 海外からの移民を受け入れる。

### 【各省意見】

- 少子化に伴う労働力不足への対応という観点から外国人労働者の受け入れ  
について検討する場合においても、我が国経済社会に広範な影響が及ぶこ



とから、国民の合意を踏まえつつ、十分慎重に対応する必要がある。

- 一定水準の社会資本整備については着実に進めるべき。

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<地域>

### 【有識者意見】

- ある程度の水準の基礎的なサービスを提供していくために、例えば市町村合併の促進などによって基礎的な自治体を再編成することが必要である。
- 広域の生活圈というものを地域を構成する単位として考え、教育や医療、防災のような基礎的都市サービス機能を供給する。教育についても、この広域圏ごとに特色を持たせる。
- 高額の社会資本を要する基盤整備も人口は減るものとの前提の下に必要性や優先順位の見直しをする必要がある。

### 【各省意見】

- 社会基盤の整備については、人口の動向、居住形態、社会活動の状況、国民のニーズに応じ、不断の見直しが必要である。
- 保護者や地域社会の人々、様々な関係機関や関係団体の理解と協力を得ながら、子どもの豊かな体験の場や機会を提供できるようにする。

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<社会保障>

【有識者意見】

- 人口変動に中立的な社会保障制度（例 年金制度を賦課方式から完全な積み立て方式にする、あるいは、厚生年金を民営化し、確定給付ではなく、確定拠出型にする。）を作るべきとの考え方があるが、これについては、移行期の費用が非常に大きいという問題があるだけでなく、そもそも少子化対策は不要ということになり、少子化を更に促進することになるということも考えられる。また、出生率向上策のような、非常に長期間要し、しかも効果が必ずしも明確でない施策に多くの財源を投入することに合意が得られにくくなるだろう。
- 年金や老人医療、介護等の制度については基本的に世代間扶養の仕組みを維持しながら、一方で給付率を抑えて世代間扶養の比重を小さくし、他方で子どもの数を増やし、長期的に世代間扶養の仕組みを維持できるようにする。また、高齢世代を重点とした医療や年金から、育児や住宅、教育のような若年世代向けの社会保障制度に重点を移し、世代間負担問題を緩和していくことが現実的な方法。
- 社会保障の費用を今後は高齢者から求めざるを得ない、それは実質的には金融資産、実物資産から求めていくということで、最近のアメリカの社会保障諮問委員会の答申においても示されている。
- 社会保障については、経済・財政と調和のとれたものとなるよう抜本的な改革が必要。
- 年金制度については雇用と一対となった年金の支給開始年齢の引き上げ、所得スライド制から物価スライド制への移行、更には、既に保険料を支払った人への多額の債務が清算できれば、二階建て部分の民営化と基礎部分の目的税方式への移行も考えてもいいのではないか。
- 児童手当、出産手当金、医療保険の出産・育児一時金、更には、傷病手当金も年金制度に統合し、所得保障における普遍的所得保障部門を一本化することにより、所得保障の短期給付と長期給付の体系的整合性を確保し、医療保障を医療保険制度として純化することができる。

- 医療保険も健康保険組合が医療機関を評価し、選択し、また、その健康保険組合を被保険者が選択する仕組みにし、医師の技術料を評価する代わりに薬価基準制度は廃止して、定額医療制にし、更に、医療費を償還払い制にして患者にも費用意識を持ってもらうようにする。
- 介護の基盤づくりに民間の競争原理を取り入れる。
- 共働きが当たり前になる社会として制度を整備することが必要である。
- 専業主婦や短時間雇用者に対する各種の保護的な措置を廃止することによって就労を促すとともに、短時間雇用者についても社会保険を適用し、社会保障の財政基盤を強化する。
- 20代の若者の生活水準はその人の実力ではなく、親と同居又は近居しているか、親が元気か金持ちかというような、経済的にどれだけ親を利用できるかによって決まっている。社会保障はそういう家族のあり方を加えた公平性を考えるべきではないか。

#### 【ホームページ意見】

- 若年層への負担を軽減するべき。
- 介護保険を直ちに始める必要がある。
- 老後の保障は国による保障から個人によるものに変えて行くべきであり、年金の在り方を見直すべき。

#### 【各省意見】

- 豊かな高齢社会を実現するためには、社会保障改革はもちろん、経済構造改革や財政構造改革などとの一体的な断行が不可欠。
- 公的年金の見直し・限定の断行と共に、私的年金の拡充への動機付けを付与するための環境整備と個人の安定的な受給を確保するための制度的整備が必要である。

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<教育>

### 【有識者意見】

- 少子社会になるのだから、1人1人の教育の質を高めていくことが必要。
- 個人的にも社会的にも多額の費用を教育にかけているが、教育への費用のかけ方を真剣に考え、無駄を省き、費用対効果を上げるべきである。
- 実用主義に過度に傾斜した教育は、実用の観点からも役に立つ人間を供給できない。技術を身につけるだけでなく、その基礎となる、すぐには答えの出ない問題に粘り強く取り組んでいく、問題解決能力を育てるような教育を行うべきである。
- 教育の持つ国民の統合化と多様化と個性化の機能を均衡よく保つように教育課程の基準を大綱化し、子どもの適性にあった教育計画を各学校、学級ごとに作るようにする。
- 個々人の付加価値を高める教育を行うために、一人一人の能力と適性に応じた教育（適能教育）を徹底する。
- 大学教育の中での短大と大学院の比率をもう少し高める。
- 義務教育課程の教員の質を高めるために、修士の教員を増やす。
- 地域、家庭の教育機能を高めるとともに、それが及ばないような子どもに対しては、学校教育と社会教育の連携の場を作り、公的な支援の仕組みを作る。
- 外部から押しつけられた規律ではなく、市民としての規律、例えば、恵まれた人間はそれを社会の維持改善のために還元しなければならないというような、内在化された規律を持つ人間を育てることを考える必要がある
- 社会意識を育むためには、ナショナルアイデンティティ（国民意識）を教育の中で打ち出し、何らかの個人を超えたものへの理解ということを含めた道徳教育を行うべきではないか。
- 子どもの社会性を養う家族機能が弱くなっているなので、それを補完する仕組みを作ることが必要。

## 【ホームページ意見】

- 子供も社会の一員としてある程度は働き、収入を得、小さいときから自立を学ぶ社会を目指すべき。
- 少子化により子供同士の人間関係が疎遠になりがちなので、子供同士で遊ばせる時間を増やすことが重要。

## 【各省意見】

- 社会全体で高齢者を支えるという意識や各年代間の相互理解を深める教育を学校、家庭、地域が連携して推進する。自分も将来は高齢者になることを自覚させる高齢者理解教育を進めるとともに、60年、70年後に元気に学習し、労働することのできる教育を行う。
- 学生数の減少により、大学等高等教育機関に余裕が生じる点を活かし、今後は高齢者や若年層まで、様々な年齢層のニーズに対応した学習サービスを提供できる生涯学習の拠点としての、役割を担うものとする。特に元気な高齢者の労働需要、学習需要に対しサービスを十分提供できる体制を整える。
- 今後は労働人口が減少することに加え、高齢社会においては複数の疾病を有する多くの患者や要介護者に対し、適切で効果的な医療、福祉サービスを提供していくために、多様な視点から専門的なアプローチをとることができる人材が求められる。
- 少子高齢化が進むことで、急増する介護を要する高齢者を支える人材の不足が懸念される。このため、資質の高い医療・福祉人材を安定的に育成することが急務となる。
- 我が国の唯一の資源である人材を育成する観点から、教育を未来への先行投資として位置付ける。
- 子どもの生涯を通じて学んでいく態度や基礎的な健康・体力を育成する。
- 子供たちの他者を尊重する気持ちや思いやる心など人間性を育むとともに、高齢者のために行動する意欲や態度を育成する。
- 男女が共に家庭・地域生活と職業生活を両立することができる基盤整備として、人生の早い時期から男女共同参画の意識を高める学習機会の提供を行う。
- 知識の一方的な教え込みに偏りがちな教育を改め、子どもたちが、ゆとりの中で、自ら学び、自ら考える力を身に付けることができるよう、教育内容を厳選する必要がある。また、問題解決的な学習や体験的な学習、個に応じた指導の充実など、指導方法を一層工夫改善する必要がある。
- 高齢者が教育の営みに参加し、子どもたちが高齢者から生きた知識や生き

- 方を学ぶことができるようにする。
- 豊かな人間性を育む家庭教育の充実、地域における高齢者との触れ合いの機会の充実、ボランティア活動の促進を図る。
  - 高齢者が、学習を通じての心の豊かさや生きがいの充足の機会が求められ、経済社会の変化に対応して絶えず新たな知識や技術を修得できるように学習機会の充実を図る。
  - 活力ある地域社会の形成を図るとともに、高齢者が生きがいを持って活躍できるよう社会参加活動を促進する。

人口増加、若年労働力増加を前提としてきた考え方や社会構造を、少子社会では、どのように変えていくべきか。

<その他>

#### 【有識者意見】

- 著しい少子化の継続は社会的困難、経済的困難を出現させるが、その過程で経済・社会の側が自発的に解決していくので、国はその流れを総合的に支援することを第一義とすべきである。
- 賃金つまり人的資本からの収益に対する課税は将来難しくなってくる。しかし、金融資産に対する課税も国際化を考えると難しく、残るは消費に対する課税となってくる。いろいろな課税の間の均衡を考えると、消費課税や資産課税を強化する方向になるだろう。

#### 【ホームページ意見】

- 増税や年金制度の見直しが必要であり、そのためには政府の信用回復が必要。また、金融自由化を本格化し、貯蓄を促進する。



## 2 出生率に関する対応

出生率低下の主たる原因が未婚率の上昇にあることを踏まえつつ、出生率に関する対応をどのようにするべきか。

(1) 各種の施策を講じ、出生率を向上させる努力を行うことが必要と考えるか。また、必要と考える場合、施策を検討するに当たり配慮すべきことは何か。

### 【有識者意見】

- 直接的に出生率を引き上げる施策は取るべきではない。それより、男女共同参画をより進めるための措置を講じることは必要である。
- 適正人口規模を想定することは意味がないし、非常に困難。
- 愛情で結婚し、愛情で子供を作ることが阻害条件なしにできる社会にした結果、生まれた人口規模がすなわち適正人口規模。それ以上の強制をしてはいけない。
- 子どもを生んで育てたい、あるいは家庭を持ちたいという願望がうまく実現できないということが、少子化の1つの重要な要因であるならば、その障害を取り除くことは必要である。
- 人口問題について、エンパワーメントされた（知識と実行力をもつ）人々、地球規模で考える人々が増えていけば、レッセフェール（人口に中立的な政策）が最大多数の最大幸福をもたらすと考えられる。エンパワーメントとレッセフェールの組み合わせが重要である。
- 結婚、出産の奨励ではなく、制度、政策を結婚、出産に中立的にしてほしい。高齢者扶養を社会化しながら子どもの養育を社会化しない現行制度は不公平であり、結婚、出産しない人が有利になっている。結婚、出産しない人も子育て支援に参加する仕組みが必要。その結果、結婚、出産が促進されるかについてはこだわらない。
- いずれ国民全体の意識の変化が生じ、出生率は上がってくると思うが、それまでの時期、出生率引き上げのための対策が必要である。
- 超長期的には人口の減少は必要かも知れないが、人口の急速な減少、人口構造の急速な変動は望ましくないものであり、出生率向上施策は必要。
- 現状をみると出生率向上策を採ることを躊躇している時期ではない。急激

に進行する少子化を少しでも止める努力をすべきである。

- 世界の人口爆発を懸念する見方があるが、地球規模で見てやがて人口は飽和していくし、食糧も地域的には問題があるにせよ、全体的に見ればさほど心配する必要はない。したがって、地球規模の食糧問題への配慮から日本の人口減少は望ましいととらえる考え方にはあまり根拠がない。
- 現在は男女関係が平等になりつつある過渡期で、結婚出産が減ってきているが、男女間に学歴や賃金の格差があり、女性が経済的に自立できないから結婚し、出産するという前時代に戻るのではなく、愛に基づいて結婚し、子どもをつくるということに目覚めるゆとりを社会として用意することが必要である。
- 子どもの位置づけが個人にとっては消費財、社会にとっては投資財と分裂している。個人に委ねていては社会にとって必要な数の子どもが供給されないということであれば、社会にとって必要な数の子どもが供給されるように政府が何らかの関与をする財政学的根拠となる。
- 政府の関与が最も強く要請される公共財には、民間では全く対応できない外交・防衛のようなものと、義務教育や社会保険のような価値財がある。しかし、価値財は、例えば、教育を受けることや保険に加入することのように個人にとってだけでなく社会的にとっても大きな価値をもち、かつ、個人に任せておくと適切に購入されない可能性があるような財であり、その特性は、教育を受けさせる義務、保険に加入する義務のように、強制が伴うことである。従って、子どもを価値財ととらえると、避妊・中絶の禁止や結婚・出産に対する社会規範の強化というような強制的な政策につながり、極めて危険である。
- 子どもが、個人にとってもつ価値（自己実現等）を上回る社会的価値（労働力、社会保障費用の負担者等）をもつ、つまり外部性をもつという認識が最近非常に強くなってきており、これが、政府が関与する財政学的根拠となる。ただし、社会保障制度を維持するために子供を産むということは発想としては逆転としている可能性が高いし、開放的な社会では社会的な人口移動があるので、子どもだけが社会保障費用負担者等としての価値をもつわけではない。また、個人に帰属する価値の分は個人が負担し、これと社会に帰属する価値との差の部分を社会が負担するといっても、両者の割合についてはいろいろな立場があり得る。したがって、外部性は理論的な根拠ではあっても、実際の政策論として明確な議論にはなりにくい。
- 実際の政策論としてより合意を得やすいのは、費用が高いため、希望する数の子供が産めないのであれば、子どもに要する費用を機会費用も含め、社会的に補填するという所得再分配の概念である。その場合、重要なことは、世代内の再分配ではなく、中高年世代から子育てを行う若年世代への

世代間再分配を行うことである。このような仕組みは、諸外国にも日本にも税制上の措置や手当などの形で組み込まれているが、効果は、税よりも手当の方が所得のない層にも及ぶので高い。

- もし、社会保障との関係とは別の視点で子どもの減少が大きな社会問題を引き起こすことが明確であれば、別の根拠から出生率向上政策をとるべきとの考え方も可能。
- 女性の忍耐に支えられていた近代化以前の家族のあり方に戻ろうとするべきではない。
- 人口問題を考えるに当たっては、ジェンダー（文化的社会的性差）の発想が重要である。社会政策にはジェンダーによる偏向がかかっていることも多い。ジェンダーの視点を取り入れるためにはナショナル・マシーナリー（国内本部機構）の機能が重要であり、また、ジェンダーへの感受性をもつための訓練を何等かの形でしなければならない。
- 先進国の出生率の向上が地球規模での環境に与える影響への視点を忘れてはならない。
- 施策の決定に当たっては、様々な社会階層からの意見を議論の場に載せて行くべきである。
- 文化的社会的背景を異にする人々（民族など）にどのような意味を持つかを考慮すべきである。
- 次の世代の問題を考えるのであるから、これから子どもを生むか生まないか考える世代に議論に参加してもらうべきである。

### 【ホームページ意見】

- 経済や社会保障制度に重大な影響を及ぼすので、何らかの対策が必要。
- 子育ては基本的には親の仕事だが、両親が働きながら子育てできる環境の整備は必要。
- 少子化は時代の流れで、ある程度は仕方がないが、政策によってその流れを緩やかにすることは可能だと思う。
- 子供を産む産まないは個人が決めることであり、子供を増やす対策は必要ない。
- 世界的に人口が過剰になっているので、環境保護、食糧供給といった観点からは人口が少ない方がよい。
- 育児休業制度以上の支援策を講じることは、逆に不平等である。
- 避妊の自由は守るべきである。
- 子供を産めない人や産まない人が肩身の狭い思いをしないようにすべき。
- 結婚支援策は必要ない。

(2) 出生率向上に結びつくことが期待される施策としてどのようなものが考え得るか。

<企業・労働>

### 【有識者意見】

- 高度に産業化し、都市化した先進社会で職業と育児を両立する仕組みを組み立てることが必要。
- 家庭と両立するように企業社会を見直すこと、特に男性の労働時間の見直しが鍵。今日は妻が残業だから、先に帰って子どもの面倒を見るんだと言ったら、みんなが良かったねと言ってくれるような会社にすることが大切。すなわち、企業社会が、男性の減私奉公を求めず、男女ともに子育てと両立するように平等に働くことを認めるようにすること、企業社会のノーマライゼーション（企業以外の社会と同様、心身頑健な壮年男性だけではなく、老若男女、妊婦や障害者など様々な人がいるようにすること）が大切。
- 職業に関わるインフォーマルな拘束時間（同僚・顧客との付き合い、通勤時間等）が長いこと等、日本人全体の働き方、仕事のやり方に問題がある。そういった労働観、職業観、経済に対する考え方といったものを作り変えないと、小手先の施策では事態は変わらない。
- 仕事と育児の両立への不安感がぎりぎりの所まで結婚を延ばすという行動を引き起こしている。終身雇用、長時間就業という日本的雇用慣行、高度な性別専業、分業体制は経済効率は高いかも知れないが、少子化という外部不経済を引き起こしている。企業にとっての経済効率を削っても、育児期の男女が気兼ねせずに育児休暇が取れるなど時間を与えることが必要。
- 企業が育児と両立する職場づくりを進めるのは、企業としての社会的責任であり、当然の義務である。
- 労働時間を弾力化する仕組みが必要であるが、女性が育児をするためだけでなく、男性が家庭に参加するためにその仕組みを活用することが重要。
- 在宅勤務、サテライトオフィス勤務（企業が、通勤負担の軽減を目的に、通常の勤務地より自宅に近い場所に設置する事務所等での勤務）等の勤務形態（テレワーク）の導入など、働く場所の柔軟化も必要。
- 継続就業か育児期終了後の再就職か女性の選択によるべきだが、現在は継

続就業を望みながら環境が整備されていないためできない人が多いと思われるのでそちらにより重点を置いて条件整備を行うことが必要。

- 企業にとって、派遣労働者の活用は、育児休業を取得した社員の代替要員の確保を容易にする。企業及び職場の仲間の負担とならないような形で代替要員が確保できれば、育児休業の取得を希望する社員も、その申請をしやすい。なお、育児休業中の職業能力の低下防止や情報提供が大切。
- 出産育児を終えて職業人として復帰することを可能とするよう、職業能力の低下の防止や情報提供の仕組みを用意することが必要
- 仕事の継続、職業能力の低下防止を考えれば、短時間勤務のような形で仕事を継続しながら子育てをすることが非常に大事である。常勤の正社員か短時間勤務の非正社員かだけの人事管理ではなく、正社員としての短時間勤務、子どもの学期期間中だけ働く学期雇用、2人で1人分の仕事を管理調整等は自分たちで連絡しながら行うペアパートのような多様な働き方を検討する必要がある。
- 職業紹介に民間参入を認め、職業についての教育訓練、情報提供をし、適性に合った紹介をしてくれる職業情報提供紹介制度にし、女性も男性も自由に仕事を選び取り経歴を積むことができる社会を作ることが大切。
- 共働きを前提として転勤等にも配慮する必要がある。
- 家族計画などを母子保健という発想で考えるのではなく、男性がいつ、どれだけ子どもを生んで、どう育てるかという問題へ責任をもって参加し、そのためには、人間的、社会的、経済的環境はどうあるべきかを主体的に考える必要がある。

### 【ホームページ意見】

- 例えば会社では子供を産むことが歓迎されないが、もっと社会を挙げて出産・育児を応援するようにすべき。
- 産休や育児休業をとっても必ず現職復帰できる、昇格や昇級が遅れない、等のための施策が必要。
- 職住接近、在宅勤務など勤務形態の弾力化を図るべき。
- 共働きでも子供が育てられるような、労働環境を整備し、滅私奉公が当たり前という意識を改めるべき。
- 働く母親に優しい企業の表彰を設ける。

(2) 出生率向上に結びつくことが期待される施策としてどのようなものが考え得るか。

<育児支援>

### 【有識者意見】

- 合理的な個人は、子どもから得られる価値に見合うまでの費用をかけるが、費用には、住宅費や教育費のような現金費用の他に、仕事を辞めることに伴い失う賃金や社会的人脈というような機会費用があり、機会費用の認識が非常に重要になっている。そして、費用が非常に高くなってきているために、子どもの数を減らしているのだから、その条件を変えることが必要。
- 現金費用に対しては、補助金や減税というような手段があるが、機会費用に対しては、現金給付はあまり意味がない。保育サービスやベビーシッターのような現物給付をきちんとする必要がある。現金給付と現物給付の両方のいい点を取り入れた方法として、選択を認めながら同時に用途を特定するバウチャー方式（アメリカの福祉切符や食料切符のようなもの）がある。
- 女性にとって、結婚、出産、育児によってライフコース（人生設計）が中断されることの機会費用が高いということへの認識が非常に低いことが問題であり、ライフコース継続のための社会的支援が重要。
- 日本は、規制が多く硬直的で利用しにくい公的保育所か、価格が高い民間のベビーシッターや保育所しかない。アメリカでは高校生などが一生懸命ベビーシッターをして働いていて、気軽に利用できる。保育サービスをもっと弾力的にし充実させることが必要。
- 保育サービスに営利法人の参入も認め、直接契約制を基本におくことにより、利用者主体、選択、競争、それを促すための供給主体の多様化、規制緩和、民間活力の活用を図っていくべき。
- 児童に一定の給付をし、それを前提に個人・家族が選択をし、多様な民間主体が保育サービス等の供給ができるような環境を整備することが必要である。それとともに、利用者の利益が損なわれないような監視体制を作ること、また、選択できるように十分な情報提供を行い、相談に応じ、住民に安心感を作り出すことが公共機関の責任。

- 高齢者の扶養を社会化するのであれば、出産・育児についても社会化を進めなければ、順送りの世代間扶養が成立しない。そのためには、世代間扶養を基本原理としている公的年金制度の中に出産・育児支援事業を組み込むべきではないか。
- 子どもを産んだから年金給付を上げるという方法よりも、みんなの保険料で負担して育児休業中の保険料を免除するというような、負担面で調整する柔らかな方法の方がよい。
- 児童手当を国民年金に吸収して、所得制限を廃止した上で対象年齢も義務教育終了まで、できれば高校卒業終了まで引き上げ、額についても経済的に意味のある水準まで改善する。そのための費用は現役世代の負担金と公費（国と地方負担）で賄うこととし、現役世代の負担は年金の保険料に上乗せして徴収、被用者については労使折半とする。また、児童については社会保険原理になじまない分野であり、介護や育児に資源を重点配分するという方向性からも、公費の思いきった増額を行うべきと考える。事業主にも応分の負担をしてもらうことが大事だが、同時に、我々国民一人一人が目に見える形で負担することが出産、育児の社会化を進める上で不可欠。児童扶養手当の廃止による財源の捻出も検討課題であり、労使の追加負担金による被用者世帯への付加給付も検討されてよい。また、医療保険の出産・育児一時金を国民年金の給付に移管し、加入期間の要件をもうけることにより、若い世代の年金保険料拠出動機を高めることができる。
- 児童手当の改善に当たっては、施設保育との調整が不可欠な条件。保育所への公費補助を廃止して、保育料は全額自己負担、児童手当で保育サービスを買う形にするか、児童手当の財源の一部を保育所へ補助し、保育料を軽減し、児童手当との給付調整を行うかのいずれかの形となる。また、出産手当金との調整も必要になる。
- 首都圏の上場企業勤務者に仕事と育児の両立が困難なため、育児への不安感が強い。また、仕事時間の長さ、施設保育への漠然とした不安、子どもには手をかけた方がよいという規範感が育児退職希望を引き起こし、そういう人に結婚時期の遅延が起きている。仕事時間、夫婦分業のあり方、職業上の生涯設計の見通しを含めた仕事と育児を両立させる新しい夫婦像の不在が出生率の低下を引き起こしている。したがって、託児不安を減少させる広報活動、待機が多い都会部人口増加地域での低年齢児保育サービスの充実、男女分業でない家族モデルの提示が重要。
- 育児の社会化、低年齢学童のケアなどが必要。
- 教育の個人負担を下げるため、公的支出を行うべき。
- 親というものが子どもを生んで、どうその子をしつかけたり、方向づけていくかという教育を充実する。中でも男女共同参画時代における、母親学級

等にとどまらない、男親と女親とが平等に助け合いながら子どもを育てていく教育が必要である。

- 子どもをもつ者ともたない者との公平を図る上で、社会保険料に扶養控除的なものを導入することは検討されうる。
- 育てることや何かについての希望が持てる社会をつくっていけば、やはり人間は子どもを生むようになるので、生みたいのに生めない状況があることなど、少子化問題を考えるときには、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）についてもあわせて考えるべきである。

### 【ホームページ意見】

- 妊娠・出産、子どもの医療費負担の軽減を図るべき。
- 住宅費、保育料、教育費などの育児費用の負担軽減をすべき。
- 子どもを持つ家庭に対する税制上の優遇措置や社会保険料の免除等。
- 保育園・幼稚園をはじめ、安価で利用しやすいサービスを提供し、その利用に対する心理的抵抗もなくすようにすべき。また、役所のたらい回しにならないよう、どこへ行けばどのようなサービスが受けられるかを、分かりやすくすべき。
- 地域ぐるみでの子育てへの助言、海外のようなベビーシッター制度の普及が必要。
- 利用しやすい保育サービスの充実のためには、民間活力の積極的活用が必要。
- 保育に関する公的責任と財源の拡充、措置制度の堅持。
- 子供は夫婦で産むものであり、育児は夫婦がともに担うべき。子供は独立した存在であり、その人格の基礎を作るのが親の役目。
- 男性の育児参加の促進などにより、意識改革を図るべき。
- 働く女性に対する理解を欠いた地方自治体及びその職員の意識改革が必要。



(2) 出生率向上に結びつくことが期待される施策としてどのようなものが考え得るか。

<その他>

### 【有識者意見】

- 地方に魅力的な居住空間と職場を創出し、UJIターン（大都市から出身地への移動、大都市から出身地近辺への移動、大都市から地方への移動）を促進して人口の地方分散を図ることが効果がある。
- 日本では、長期的には出生率が低下しているが、都市地域から地方圏に補助金や地方交付税という形で資金を移転し、その出生率を引き上げて、そこで生まれた子どもが都市に出てくるという循環構造の中で、出生率の大幅な低下をくい止めている構図になっている。
- 外国人との結婚がもっと自由にできるような条件整備をする。
- 結婚外出生に対する許容度をもっと上げ、支援も行う。
- 女性にとって結婚が、今までの人生がチャラになって次の人生になるという意味で生まれ変わりであり、よりよく生まれ変わるためによい相手を待って晩婚化が進んでいたが、生まれ変わりたくない女性も増えてきているので、夫婦別姓は結婚促進的に働く。
- 親元での独身生活が豊かであるために、若くして結婚し親元を離れることは生活水準の低下を引き起こす。そのような苦勞をしてまで結婚したいと思わない。また、専業主婦願望が男女ともに強く、女性は、ある程度の生活条件を保障してくれる男性がなかなか現れないため、結婚が遅れる。男性は、結婚後の生活水準に責任を感じるために結婚が遅れる状況。したがって、結婚促進策としては、理論的には、親元の独身者に贈与税等の特別の負担を課すことが有効。
- 子どもを豊かな環境で育てるためには子供をたくさん産むことは生活水準の低下を生み出す。そのような苦勞をしてまで子供をたくさん産もうと思わない。子どもの数を増やすには、子どもの数が少ない人ほど苦勞する仕組みをつくるしかない。
- 女性にとって魅力ある仕事が少なく、苦勞して仕事と育児を両立させようと思わない。仕事に自己実現を見いだしている女性は統計的には少数。大

多数の女性は、できれば専業主婦を望んでいて、仕事に合わせて子供を産んでいるのではなく、夫の収入と子どもの数に合わせて就労形態を決めている。収入の高い夫と結婚した専業主婦は子どものために仕方なく仕事を辞めたのではなく、楽をしたいために辞め、専業主婦を謳歌している。専業主婦税でもかけた方がよいくらい。逆に地方の現業労働者は、子供をたくさん産むと費用がかかるから仕事をせざるを得ないという意識。

### 【ホームページ意見】

- 政府があまり方向付けすべきではなく、様々な価値観に寛容な社会を目指すべき。
- 現在の社会は「健康で自分一人で物事に対処できる成人」のことしか考えておらず、寛容さ、おおらかさのある社会の雰囲気が必要。
- 未来への明るい展望を開けば、子供も増える。
- 子育てが楽しいことをもう少し広報していくべき。
- 不妊治療の負担軽減が必要。
- 性に関する教育の充実が必要。
- 結婚は、相手の顔色ばかり伺いながら、死ぬまで一緒にいなければならなくなり、不自由。
- 介護の責任を嫁に押しつけるような現状の福祉が女性を結婚から遠ざけている。
- 結婚支援策は必要ないが、専業主婦を優遇する税制・社会保険制度や夫婦別姓など、結婚することで払う対価を減少させる必要はある。
- 働きながら子育てをするのが当然のことになるよう、給与の配偶者手当、税制上の配偶者控除、第3号被保険者制度の撤廃が必要。
- 婚外子と嫡出子の相続権、戸籍への記載方法を同等にし、夫婦別姓か同姓を選択できるようにすべき。
- 養子をもらいやすくする環境づくりをしてほしい。

人口問題審議会委員等名簿

平成9年7月15日現在

(氏名)	(現職)	(氏名)	(現職)
麻生誠	放送大学教授	福田悦	東京大学名誉教授
阿藤誠	国立社会保障・人口問題研究所副所長	越さくえ	(株)イトーヨーカ堂取締役
井上俊	日本大学教授	南裕	兵庫県立看護大学学長
岩淵好	産経新聞社論説委員	◎ 菅健	一橋大学名誉教授
林右彦	東京大学名誉教授	菅剛	毎日新聞社論説委員
林寛	中央大学教授	八高宏	上智大学教授
岡川憲	早稲田大学教授	山正也	日本アクチュアリー一会参与
木村美	共立女子大学教授	◎ 吉健	厚生年金基金連合会理事長
熊崎清	日本労働組合総連合会副事務局長	(専門委員)	
河野子	(株)リクルート代表取締役社長	武博	東京経済大学教授
河野子	全国生命保険労働組合連合会中央執行委員長	陽一	元日本大学教授
河野太郎	甲南女子大学教授	武治	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長
小林登	日本母性保護産婦人科医会会長	子	奈良女子大学助教授
坂正	慶應義塾大学教授	泉	麗澤大学教授
清篤	お茶の水女子大学教授	之	一橋大学教授
井孝	王子製紙(株)取締役	昌弘	東京学芸大学助教授
井孝	日本医師会会長		

◎ 会 長 ○ 会長代理